

2024年（令和6年）度版 [第24期]

家電リサイクル 年次報告書

2025年7月 発行



一般財団法人 家電製品協会
Association for Electric Home Appliances

はじめに

廃棄物の減量と資源の有効利用を通じて循環型経済社会を実現するため、廃家電4品目のリサイクル促進の仕組みとして2001年4月に本格施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」は、2025年4月に25年を迎えました。

法施行後の特定家庭用機器廃棄物の累計引取台数は、2009年11月に1億台を突破、2023年7月には3億台を突破しました。また、製造業者等によるリサイクル技術の向上等により、再商品化率は法施行時の66%から2024年度は87%にまで上昇しています。

家電リサイクル法は、廃棄物の適正処理・削減および再生資源の有効利用を推奨し、環境と経済が両立した循環型社会システムの構築に貢献しています。

これもひとえに、消費者および事業者・小売業者・自治体・製造業者等をはじめ、関係する皆様のご協力の賜物であり感謝申し上げます。

年次報告書では、家電リサイクル制度・リサイクル実績・製造業者等の取組とリサイクル技術および施行開始から2024年度までの成果等につつまして、データや写真を基にできるだけ分かりやすくまとめています。

この年次報告書によって、家電リサイクルへの理解が一層高まり、より良い家電リサイクル制度構築の一助となりましたら幸いです。

今後とも、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

2025年7月



Contents

I 章 家電リサイクル制度

1. 家電リサイクル制度の概要.....	1
1.1 家電リサイクル制度の背景と目的.....	1
1.2 家電リサイクル法の対象機器と再商品化等基準.....	3
1.3 関係者に求められる役割.....	5
1.4 家電リサイクル制度を支える仕組み.....	7
2. 家電リサイクル制度の評価・検討.....	13
2.1 合同会合における審議の経緯.....	13
2.2 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に 関する報告書（2022年6月公表）.....	14
3. 家電リサイクルの歩み.....	15

II 章 家電リサイクル実績

1. リサイクル実績.....	17
1.1 廃家電4品目の引取実績.....	17
1.2 廃家電4品目の再商品化等実績.....	17
1.3 廃家電4品目の素材別再商品化実績.....	18
1.4 フロンの回収実績.....	20

III 章 製造業者等の取組

1. 指定引取場所での引取り.....	21
1.1 指定引取場所の業務フロー.....	21
1.2 指定引取場所の紹介.....	25
2. 家電リサイクルプラントでのリサイクル処理.....	29
2.1 家電リサイクルプラントでの品目別処理フロー.....	29
2.2 フロンの回収・管理フロー.....	33
2.3 家電リサイクルプラントの紹介.....	35
3. 環境配慮設計（DfE）の取組.....	37
3.1 環境配慮設計の高度化に向けて.....	37
4. 最新リサイクル技術.....	45
4.1 最新リサイクル技術の紹介.....	45
5. 料金低減化等への取組.....	51
5.1 効率化などの取組による料金の改定.....	51
5.2 最終処分場の残余年数長期化への貢献.....	52

IV 章 普及啓発活動および支援活動

1. 消費者等への家電リサイクルの普及啓発活動.....	53
1.1 製造業者等による普及啓発の取組.....	53
1.2 マスメディアによる家電リサイクルプラント・ 製造業者等の紹介.....	55
1.3 家電リサイクルプラントによる見学者の受入状況.....	56
1.4 経済産業局等の主催による家電リサイクル プラント見学ツアーの実施.....	57
1.5 指定法人による普及啓発活動.....	58
1.6 家電リサイクル券センターによる情報の提供.....	60
1.7 家電リサイクルウェブサイト、普及啓発 パンフレットの紹介.....	61
2. 不法投棄未然防止事業協力および離島対策事業協力.....	62
2.1 不法投棄台数の推移.....	62
2.2 離島対策事業協力 導入の背景.....	62
2.3 製造業者等による市区町村などへの協力に 関する取組.....	63
2.4 不法投棄未然防止対策の実施事例.....	64
3. 大規模災害による被災地への支援活動.....	65
3.1 災害救助法適用状況.....	65
3.2 被災品の引取状況.....	66

V 章 資料集

1. 数値データ集.....	67
2. 家電リサイクル用語解説集.....	71

I 章

家電リサイクル制度

1 家電リサイクル制度の概要

1.1 家電リサイクル制度の背景と目的

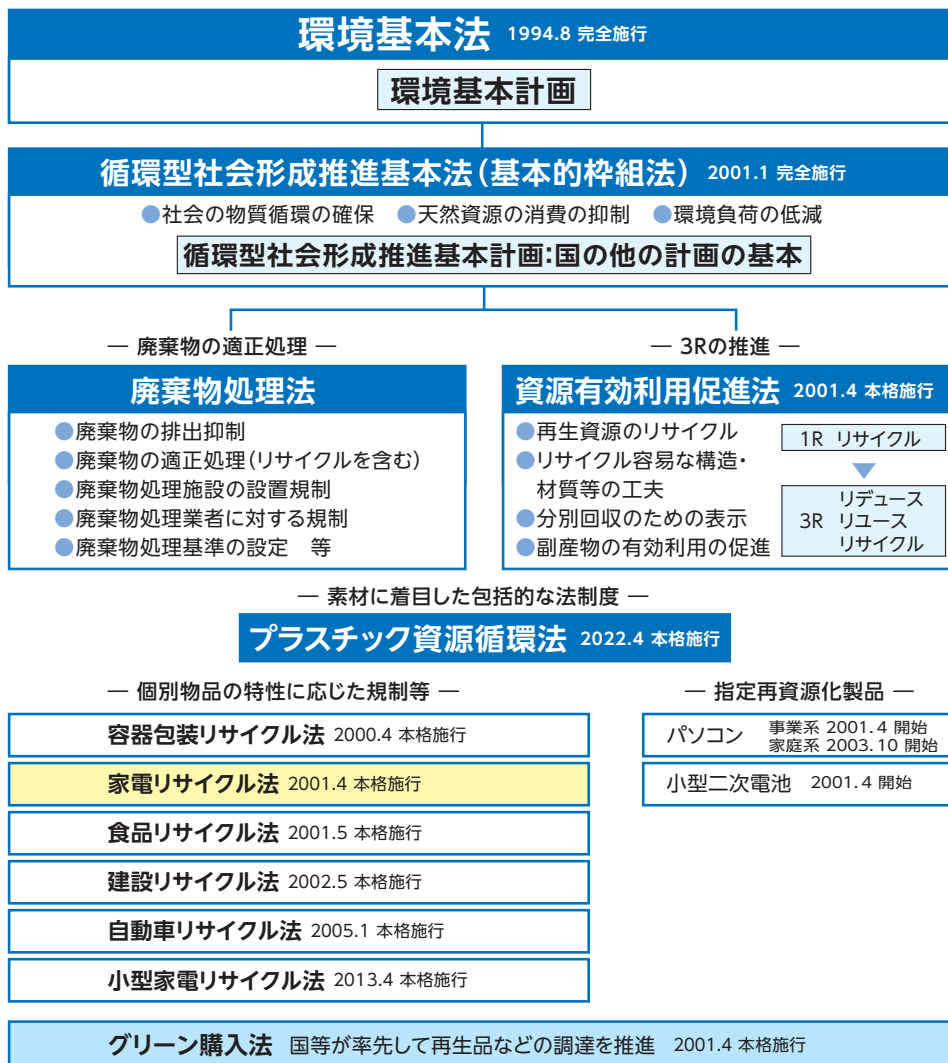
(1) 循環型社会を目指す法体系の整備

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動を続けてきたわが国では、廃棄物最終処分場の行き詰まりや有害物質の環境への影響等が問題となっています。また地球温暖化や鉱物資源の枯渇など、地球規模の問題も懸念されています。こうした環境制約や資源制約への対応を新たな発展の

要素として前向きに捉え、環境と経済が両立した新しい循環型社会システムの構築を目指すことが急務となっています。

循環型社会システムを構築するためには、従来のリサイクル（1R）政策から、いわゆる3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組を進めていく必要があるとの背景から、廃棄物減量、

図表 I-1 循環型社会形成推進のための法体系



〔出典〕「家電リサイクル法 〔担当者向けガイドブック 2024〕」（経済産業省）を基に一部加筆

リサイクル推進に係る施策が総括され、2001 年 1 月に「循環型社会形成推進基本法」が完全施行されました。

この基本的枠組みの下、3R の促進を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」が最初に制定され、その後廃棄物発生量に占める割合が高い製品を対象とした個別リサイクル法が順次制定・施行されています。個別リサイクル法は対象製品の特性やライフサイクル等に合わせた法規定を有しており、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」もその一つに位置付けられます。

(2) 家電リサイクル法の目的

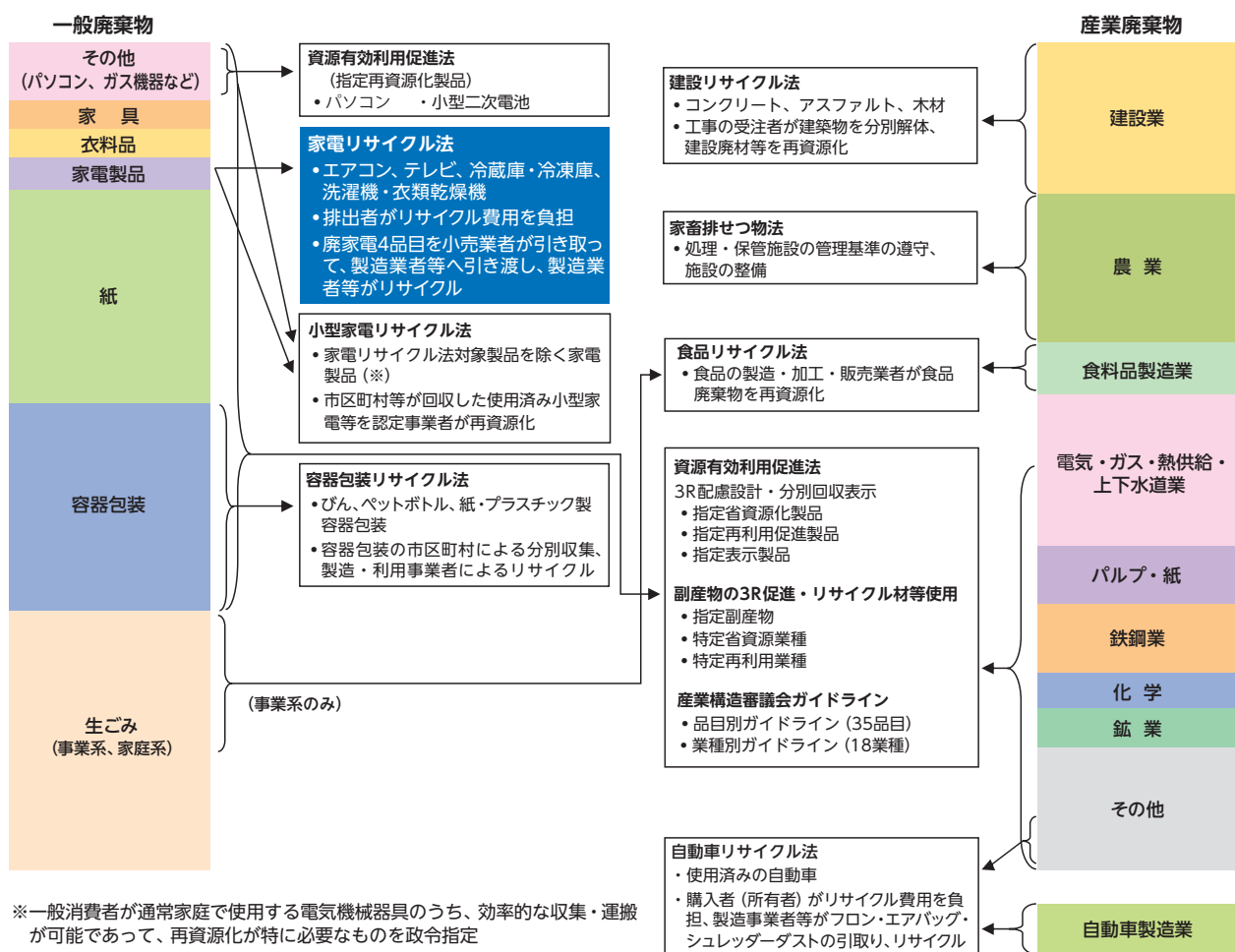
家電リサイクル法は、家庭や事業所から排出される廃家電の収集、リサイクルに関し、これを適正かつ円滑に実施するためのリサイクルシステムを確立し、廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用の確保を図ることで、生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(3) 家電リサイクル法制定の背景

家電リサイクル法の本格施行以前は、一般家庭から排出される廃家電の約 8 割は小売業者によって、また約 2 割は市区町村によって回収されていました。回収された廃家電の約半分は埋め立てられ、また残りについても破砕処理を経て、一部金属分の回収が行われる場合がありましたが、ほとんどは最終的に埋立てに回っていました。とりわけ埋立処分場の行き詰まりは、当時何らかの対策を講ずるべき喫緊の課題とされていました。

こうして廃棄物の減量と有用な部品・素材のリサイクルを図り、循環型社会の実現を目指すため、廃家電のリサイクルを促進する新たな仕組みである家電リサイクル法が 1998 年 5 月に国会にて成立し、同年 6 月に公布、2001 年 4 月より本格施行されました。

図表 I-2 各廃棄物等への法・ガイドラインの対応状況



【出典】「資源循環ハンドブック 2022 法制度と 3R の動向」(経済産業省) を基に一部加筆

1.2 家電リサイクル法の対象機器と再商品化等基準

(1) 家電リサイクル法の対象機器

家電リサイクル法の対象機器は、家電製品を中心とする家庭用機器のうちから、次の4つの要件全てに該当するものとして、政令により定められています。

- ① 市区町村等における廃棄物の処理設備や処理技術では、円滑で適正なリサイクルを行うことが困難なもの
- ② 有効利用できる資源が多く含まれていることから、リサイクルを行うことが資源の有効利用を図る上で特に必要なもののうち、リサイクルに係る経済的な制約が大きいもの
- ③ 設計や部品等の選択が、その製品のリサイクルの難易度に大きく影響するもの
- ④ 小売業者によって配達販売される製品のため、小売業者による円滑な収集が行えるもの

現在は、同法施行令によりエアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・有機 EL・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象機器に指定されており、総称して「家電4品目」と表現されています¹。

(2) 再商品化と再商品化等基準

家電リサイクル法においては、製造業者等（製造業者および輸入業者）が廃家電4品目のリサイクルを行うことを義務付けており、このリサイクルを「再商品化等」と定義しています。

具体的には廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを自ら製品の部品または原材料として利用すること、または製品の部品または原材料として利用する者に有償または無償で譲渡できる状態にすることを「再商品化（マテリアルリサイクル）」としています。

また廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを焼却する際に発生する熱エネルギーを自ら利用すること、または利用しようとする者に有償または無償で譲渡できる状態にすることを「熱回収（サーマルリサイクル）」としており、この「熱回収」と「再商品化」を合わせて「再商品化等」としています。

製造業者等には、再商品化等基準として一定以上の再商品化率（再商品化できたものの量÷処理する廃家電4品目の重量）を達成することが求められており、ここには熱回収は含まれないため、再商品化のみで達成する必要があります。

なお廃家電4品目から分離した部品および材料を他者に譲渡する場合は、有償または無償である必要があり、費用を払って引き渡す、いわゆる逆有償は含まれません。

再商品化等基準は、合同会合²での検討により、次のように見直しが行われてきています。

図表 I-3 再商品化等基準の見直し

		2001年4月～	2009年4月～	2015年4月～
エアコン		60%以上	70%以上	80%以上
テレビ	ブラウン管式	55%以上	55%以上	55%以上
	液晶・有機 EL・プラズマ式	対象外	50%以上	74%以上
冷蔵庫・冷凍庫		50%以上	60%以上	70%以上
洗濯機・衣類乾燥機		50%以上	65%以上	82%以上

¹ 液晶・プラズマ式テレビは2009年4月、冷凍庫は2004年4月、衣類乾燥機は2009年4月、有機 EL 式テレビは2024年4月に追加されました。

² 家電リサイクル法において、法の施行後5年を経過した場合に施行状況を踏まえて政府が行う、法の見直しのための審議会です。

図表 I-4 家電リサイクル法の対象機器（家電4品目）一覧（2025年6月現在）

	対 象	対 象 外	備 考
エアコン	壁掛け形のセパレート形 壁掛け形の高スーターエアコン 壁掛け形のハイブリッドエアコン (石油、ガス、電気併用エアコン等) マルチエアコン (室内機は壁掛 け形、床置き形が対象、 その他の室内機は対象 外。全ての室内機が対 象外の場合は、室外機 やリモコンも対象外。) 室外機 マルチエアコン 室外機 床置き形セパレートエアコン 床置き形ハイブリッドエアコン (石油、ガス、電気併用エアコン等) ウィンド形 室外機	天井埋め込みカセット形エアコン 壁埋め込み形エアコン 天吊り形 セパレートエアコン 冷風機 冷風扇 スポット エアコン ウィンド ファン 除湿機 パッケージ エアコン	一緒に引き取れるもの ・ワイヤレスリモコン(ただし電池は除く) ・室内機用の取付金具 ・一体型の純正据付部材 ・商品同梱の工事部材 一緒に引き取れないもの ・リモコン用電池 ・別売りのドレンパイプ、配管パイプ、渡り線及び配管カバー(スリムダクト等)などの工事部材 ・室外機の置き台及び屋根 ・取扱説明書等の印刷物 ・ヒートポンプ給湯機のヒートポンプユニット(エアコンではありません) ・外付けのコインボックス
テレビ	ブラウン管式テレビ (電源として一次電池又は蓄電池を使用するものも含む) ブラウン管式 VTR内蔵テレビ ラジカセ型 電池式含む)	電源として一次電池又は蓄電池を使用する液晶・有機EL式テレビ 例 車載用テレビ(充電式) 例 携帯テレビ(充電式) ※一部対象となる製品もあります 液晶・有機EL式モニター(注2) ディスプレイモニター(注1) ブラウン管式モニター 液晶・有機EL式モニター(注2)	一緒に引き取れるもの ・ワイヤレスリモコン(ただし電池は除く) ・着脱式付属専用スピーカー ・商品の付属物(電源コード、スタンド等) 一緒に引き取れないもの ・リモコン用電池 ・テレビ台 ・取扱説明書等の印刷物 ・外付けのコインボックス (注1)パソコンモニターはパソコンリサイクルの扱いとなります。詳細は一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。 https://www.pc3r.jp/ ホームページをご覧にならない場合のお問合せ先 ☎03-5282-7685 (注2)チューナーレステレビとして販売されているものも含む。
テレビ	液晶・有機EL・プラズマ式テレビ HDD・DVD等内蔵テレビ チューナー分離型テレビ	・病院・旅館等で使用のコインボックス内蔵型テレビ ・建築物に組み込むことができるように設計された液晶・有機EL式テレビ プロジェクションテレビ	
冷蔵庫・冷凍庫	冷蔵庫 冷凍冷蔵庫 ワイン庫 (ワインセラー) 保冷库・冷温庫(注3) 冷却や制氷に電気を使用するものに限り、 (ガス等の併用も含む) 冷凍庫 チェスト形 アップライト形 引き出し形 ・ベルチェ素子方式冷蔵庫(一部メーカーでは「電子冷蔵庫」) ・吸収式冷蔵庫(冷媒にアンモニアを使用) ・ポータブル冷蔵庫(車載式・バッテリー式含む) ※(株)ジーマックスはワインセラーのみ対象、(株)フジカはワインセラーと車載用ポータブル冷蔵庫のみ対象。	業務用保冷库 おしぼりクーラー 冷凍ストッカー (店舗用) 保冷米びつ ショーケース (店舗用) ・ホテル用システム冷蔵庫(課金式) ・冷水機・製氷機 ・化粧品専用の保冷库	一緒に引き取れるもの ・商品同梱の付属品(製氷皿、棚、野菜カゴ等) 一緒に引き取れないもの ・取扱説明書等の印刷物 ・カセットボンベ ・庫内に残った食品等 ・外付けのコインボックス (注3)冷温庫は温める機能が有りますが、対象品に含まれます。
洗濯機・衣類乾燥機	洗濯乾燥機 全自動洗濯機 2槽式洗濯機 衣類乾燥機 ・電気衣類乾燥機 ・ガス衣類乾燥機 ※LG Electronics Japan株式会社のS3シリーズ、S5シリーズも対象となります。 小型洗濯機 (排水機能付き) (注4)	衣類乾燥機能付き 布団乾燥機 衣類乾燥機能付き ハンガー掛け ・衣類乾燥機能付き換気扇 ・衣類乾燥機能付き除湿器 ・衣類乾燥機能付きハンガー ・コインランドリー等で使用のコインボックス内蔵型洗濯機・衣類乾燥機 電動のバケツ (排水機能がないもの)(注4) ・脱水機	一緒に引き取れるもの ・商品同梱の付属品(洗濯カゴ等) 一緒に引き取れないもの ・衣類乾燥機置き台 ・取扱説明書等の印刷物 ・外付けのコインボックス ・カセットボンベ ・槽内に残った衣類等 (注4)排水機能とは、ホースの有無にかかわらず本体を傾けることなく排水できる機能

1.3 関係者に求められる役割

家電リサイクル法では、排出者（消費者および事業者）、小売業者、製造業者等（製造業者および輸入業者）、国、地方公共団体等、関係する全ての者が定められた責務ある

いは義務を果たし、協力して家電4品目のリサイクルを進めることが基本的な考え方とされています。

関係者の主な役割

● 排出者（消費者および事業者）

■ 適正な引渡し

排出者は、家電4品目をなるべく長期間使用することで排出を抑制するとともに、廃棄する場合は、そのリサイクルが確実に行われるように小売業者等に適正に引き渡す責務

があります。

■ リサイクルに必要な料金の支払い

排出者は、収集・運搬料金とリサイクル料金を支払う責務があります。

● 小売業者

■ 引取義務

小売業者は、排出者から自らが過去に販売した家電4品目の引取りを求められたとき、または買換えに際して同種の家電4品目の引取りを求められたときは、排出者が引渡しを希望する場所（排出者の自宅等）で引き取る義務があります。

■ 引渡義務

小売業者は、排出者から廃家電4品目を引き取ったときは、自ら再使用する場合、および再使用もしくは販売しようとする者に有償または無償で譲渡する場合を除き、指定引取場所において製造業者等（存在しない場合や不明な場合は指定法人）に引き渡す義務があります。

■ 収集・運搬料金の公表

小売業者は、収集・運搬料金をあらかじめ設定し、店頭等で公表する義務があります。なお収集・運搬料金は、廃家電4品目の収集・運搬を能率よく行った場合の適正な原価を勘案しつつ、排出者の適正な排出を妨げるものがないよう配慮して設定しなければなりません。また収集・運搬料金やリサイクル料金の問合せがあった場合には、これに回答する義務があります。

■ 家電リサイクル券の発行と管理

小売業者は、排出者から廃家電4品目を引き取る際に管理票（家電リサイクル券）を発行し、排出者に控えを交付します。また指定引取場所にて製造業者等から回付を受けた家電リサイクル券は3年間保存し、排出者から閲覧を求められた場合は、これに応じる義務があります。

● 製造業者等（製造業者および輸入業者）

■ 引取義務

製造業者等は、指定引取場所において自らが製造等を行った家電4品目について引取りを求められた場合は、これを引き取る義務があります。

■ 再商品化等実施義務

製造業者等は、引き取った廃家電4品目について遅滞なくリサイクルを行う義務があります。また、その際には廃家電に含まれる冷媒フロンおよび断熱材フロンの回収・再利用・破壊を行うことも義務付けられています。なおリサイクルは定められた再商品化等基準に従って実施する必要があります。

■ リサイクル料金の公表

製造業者等は、リサイクル料金をあらかじめ設定し、公表する義務があります。なおリサイクル料金は、リサイクル

を能率よく行った場合の適正な原価を上回らないように、かつ排出者の適正な排出を妨げるものがないよう配慮して設定する必要があります。

■ 指定引取場所の適正配置

製造業者等は、地理的条件や交通事情、自らが製造等した家電4品目の販売状況、その他の条件を勘案しつつ、廃家電4品目の能率的なリサイクルや小売業者等からの円滑な引取りができるよう、指定引取場所を適正に配置する義務があります。

■ 家電リサイクル券の回付と保存

製造業者等は、指定引取場所において小売業者から廃家電4品目を引き取るときは、小売業者から交付を受けた家電リサイクル券に受領印を押印の上、小売業者に回付するとともに、券の控えを3年間保存する義務があります。

● 国（経済産業省および環境省）

■ 家電リサイクル法履行状況の確認と指導

国は、家電リサイクル法に基づき、小売業者や製造業者等の家電リサイクル法の義務履行状況を確認し、その状況に応

じて必要な周知や指導、もしくは処分を行う責務があります。

■ 家電リサイクルに関する情報提供と普及啓発

国は、消費者などへの家電リサイクルに関する情報の提供や普及啓発への取組を行う責務があります。

● 地方公共団体（都道府県および市区町村）

■ 住民に対する情報提供と普及啓発

地方公共団体は、住民に対する廃家電4品目の適正な排出やリサイクルに関する情報提供、および広報活動等を通じて住民理解の増進に努める責務があります。

■ 廃家電4品目の収集とリサイクル

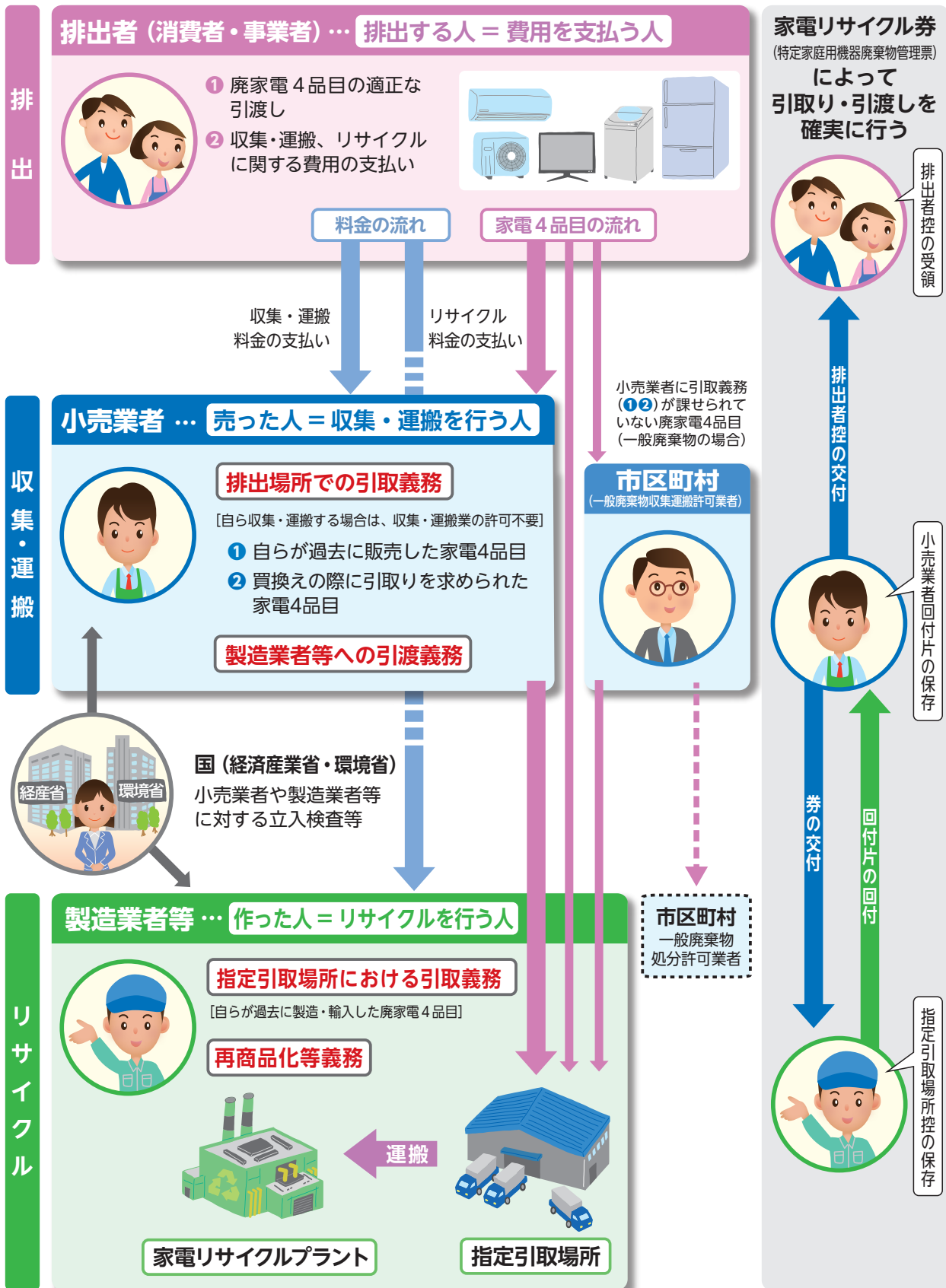
地方公共団体は、小売業者に引取義務が課せられていない

廃家電4品目について、回収体制を構築することが求められています。なお自ら収集した廃家電4品目は、廃棄物処理法に基づいて自らリサイクルを行うほか、製造業者等に引き渡して処分することが認められています。

■ 違法回収や不法投棄防止への取組

地方公共団体は、違法な廃棄物回収業者の取締りや不法投棄防止に向けた取組を行うことが求められています。

図表 I-5 家電リサイクル制度の概要



[出典] 「家電リサイクル法 [担当者向けガイドブック 2024]」(経済産業省) を基に作成

1.4 家電リサイクル制度を支える仕組み

(1) 回収・リサイクル体制

●製造業者等による回収・リサイクル体制の構築

家電リサイクル法の施行に当たり、製造業者等はA・Bの2グループに集約し、全国で廃家電4品目の回収およびリサイクルを実施しています。グループに集約することになった主な要因は以下のとおりです。

- ① 新規事業としての経済性：製造業者等が個別に全国展開するには多額の投資が必要になり、リサイクル料金が高くなる
- ② 小売業者や市区町村の利便性：小売業者や市区町村の業務効率化のために、各製造業者等が個別に指定引取場所を設置するのではなく、集約した指定引取場所を設けることで利便性を高める

図表 I-6 グループ別製造業者等と指定法人に委託している製造業者等一覧
(2025年6月現在)

A グループ		B グループ	
LG Electronics Japan (株)	東芝ライフスタイル (株)	アイリスオーヤマ (株)	日立ジョンソンコントロールズ空調 (株)
大阪ガス (株)	ドメティック (株)	アクア (株)	(株) 富士通ゼネラル
クリナップ (株)	パーパス (株)	シャープ (株)	三菱重工冷熱 (株)
(株) コロナ	ハイセンスジャパン (株)	ソニー (株)	三菱電機 (株)
サムスン電子ジャパン (株)	パナソニック (株)	(株) 長府製作所	三菱電機エンジニアリング (株)
(株) JVC ケンウッド	パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション(株)	(株) トヨタミ	吉井電気 (株)
ダイキン工業 (株)	(株) ミスターマックス	(株) ノーリツ	(株) 良品計画
TVS REGZA (株)	(株) ヤマダホールディングス	ハイアールジャパンセールス (株)	リンナイ (株)
東京ガス (株)	ヤンマーエネルギーシステム (株)	日立グローバルライフソリューションズ(株)	
指定法人に委託している製造業者等			
アイリスオーヤマ(株)	エレクトロックス・プロフェッショナル・ジャパン(株)	シロカ (株)	(株) ピクセラ
(株) AKART	(株) オウルテック	ジンアンドマリー (株)	(株) フィラディス
(株) アグレクション	大橋産業 (株)	(株) スタイルクレア	(株) 富士倉
(株) アズマ	(株) オーム電機	(株) 正和	(株) Freedom
(株) アピックスインターナショナル	(株) オーヤマ	ダイコーアベックス (株)	(株) ベステックグループ
(株) アルミス	オプトスタイル (株)	大自工業 (株)	ペバストサーモアンドコンフォートジャパン (株)
(株) アローン	(株) カイホウジャパン	(株) ダイレイ	(株) ベルソス
アンカー・ジャパン (株)	加島商事 (株)	(株) 高橋国際商事	(株) マキタ
アントビー (株)	カンデラ・メディアテック (株)	(株) ツインバード	マクスゼン (株)
イー・エム・エー (株)	ギャランツジャパン (株)	(株) ツナシマ商事	ミーレ・ジャパン (株)
イオントップバリュ (株)	(株) グリーンハウス	(株) TCL JAPAN ELECTRONICS	(株) 三木森
(株) 池商	(株) グローバル	ティーズネットワーク (株)	三金商事 (株)
ISSYZONE JAPAN (株)	(株) 慶洋エンジニアリング	テクタイト (株)	三ツ星貿易 (株)
イディアルリビング (株)	(株) ケーズウェーブ	(株) デバイスタイル	ミナト電機工業 (株)
(株) ニトリ	小泉成器 (株)	(株) デンソーエアークール	(株) 都商会
インタック SPS (株)	工機ホールディングス (株)	(株) 天通	モダンデコ (株)
VANLINKS (株)	(株) コンボジット	(株) デンマート	(株) 山善
(株) WIS	(株) サイエールインターナショナル	(株) ドウシシャ	ユアサプライムス (株)
ウィンコド (株)	さくら製作所 (株)	(株) TOHO	(株) UI
HKO JAPAN (株)	(株) ザ・ビーズインターナショナル	(株) 都光	(株) ユニーク
A & R (株)	澤藤電機 (株)	(株) ナヴィック	(株) ユニテック
(株) A-Stage	サンコー (株)	日仏商事 (株)	吉岡電気工業 (株)
(株) eX. Media	(株) シー・シー・ピー	日本ゼネラル・アプライアンス (株)	ライソン (株)
SIS (株)	(株) シービー・ジャパン	日本美的 (株)	ライフオンプロダクツ (株)
エスケイジャパン (株)	(株) ジーマックス	(株) ノジマ	(株) ロイヤル
エスケイネット (株)	(株) ジェネレーションパス	ハート電機サービス (株)	(株) ログスコオペレーション
(株) N・TEC	ジャスト (株)	(株) はびねすくらぶ	ワールプールジャパン (株)
FFF SMART LIFE CONNECTED(株)	ジュージ工業 (株)	Hanx (株)	
LED TOKYO (株)	(株) ジョワイユ	ビーカム (株)	

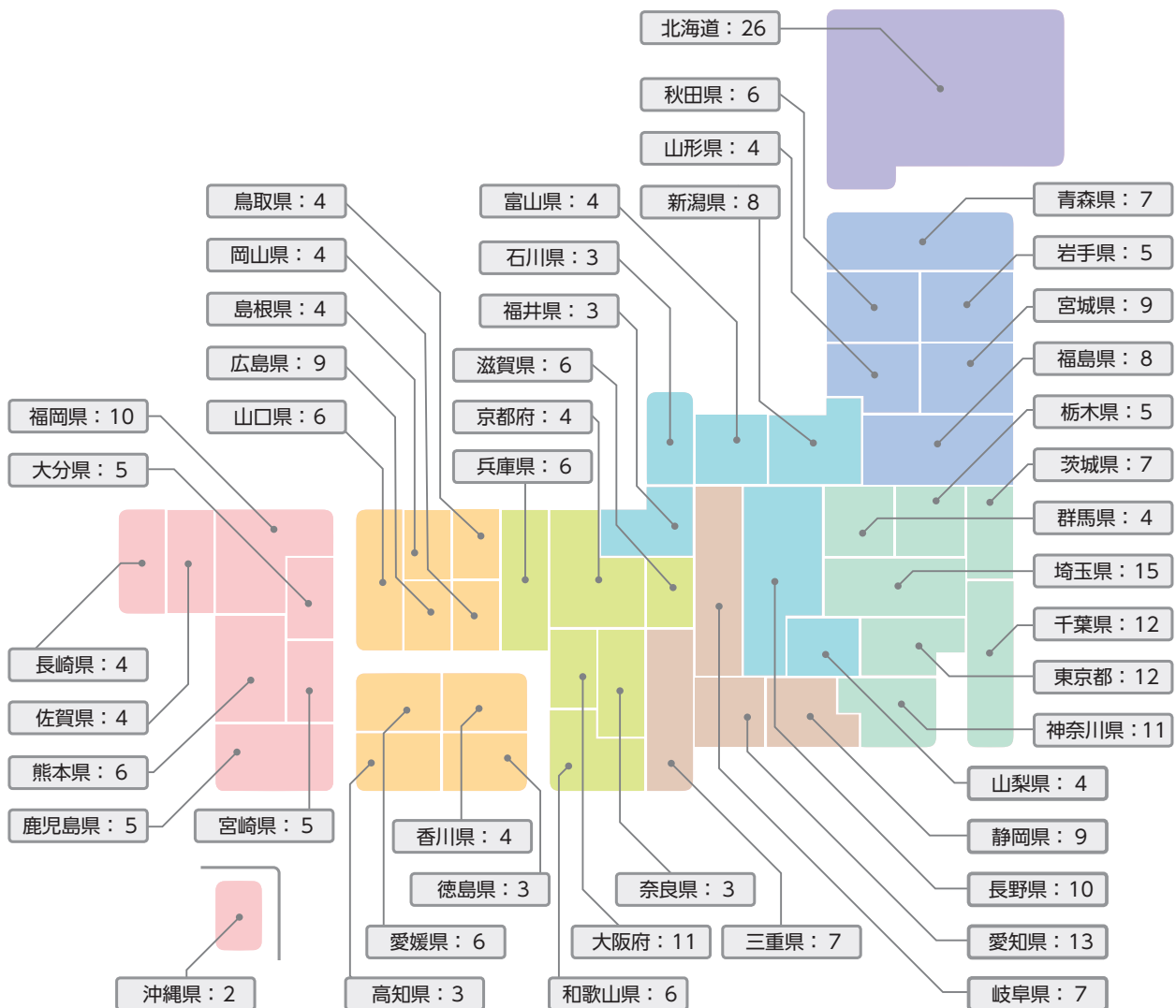
●指定引取場所の設置状況

製造業者等は、家電リサイクル法の引取義務を履行するため、全国に指定引取場所を設置しています。

指定引取場所は A・B グループに分かれて設置されましたが、2009 年 10 月 1 日に共有化され、現在は全国計 319 カ所全ての指定引取場所で共同引取りを行っています。

す。指定引取場所は、小売業者から持ち込まれた廃家電 4 品目の引取りや保管、家電リサイクルプラントまで運搬する二次物流業者への引渡し、および家電リサイクル券センター（RKC）への引取データ送信を主な業務として行っています。

図表 I-7 指定引取場所設置数（2025 年 6 月現在）



全国計：319 カ所

2016 年 3 月より家電リサイクル券センター（RKC）のホームページに指定引取場所の地図表示機能を追加し、地図上から最寄りの指定引取場所を検索できるようになりました。また 2018 年 4 月より個々の指定引取場所の営業日が分かるカレンダーを掲載、2023 年 8 月からは出入口が判りづらい指定引取場所について、周辺図・構内図を追加して持込者の利便性のさらなる向上を図りました。

<https://www.e-map.ne.jp/p/rkcsymap/>



「指定引取場所」地図の例

●家電リサイクルプラントの設置状況

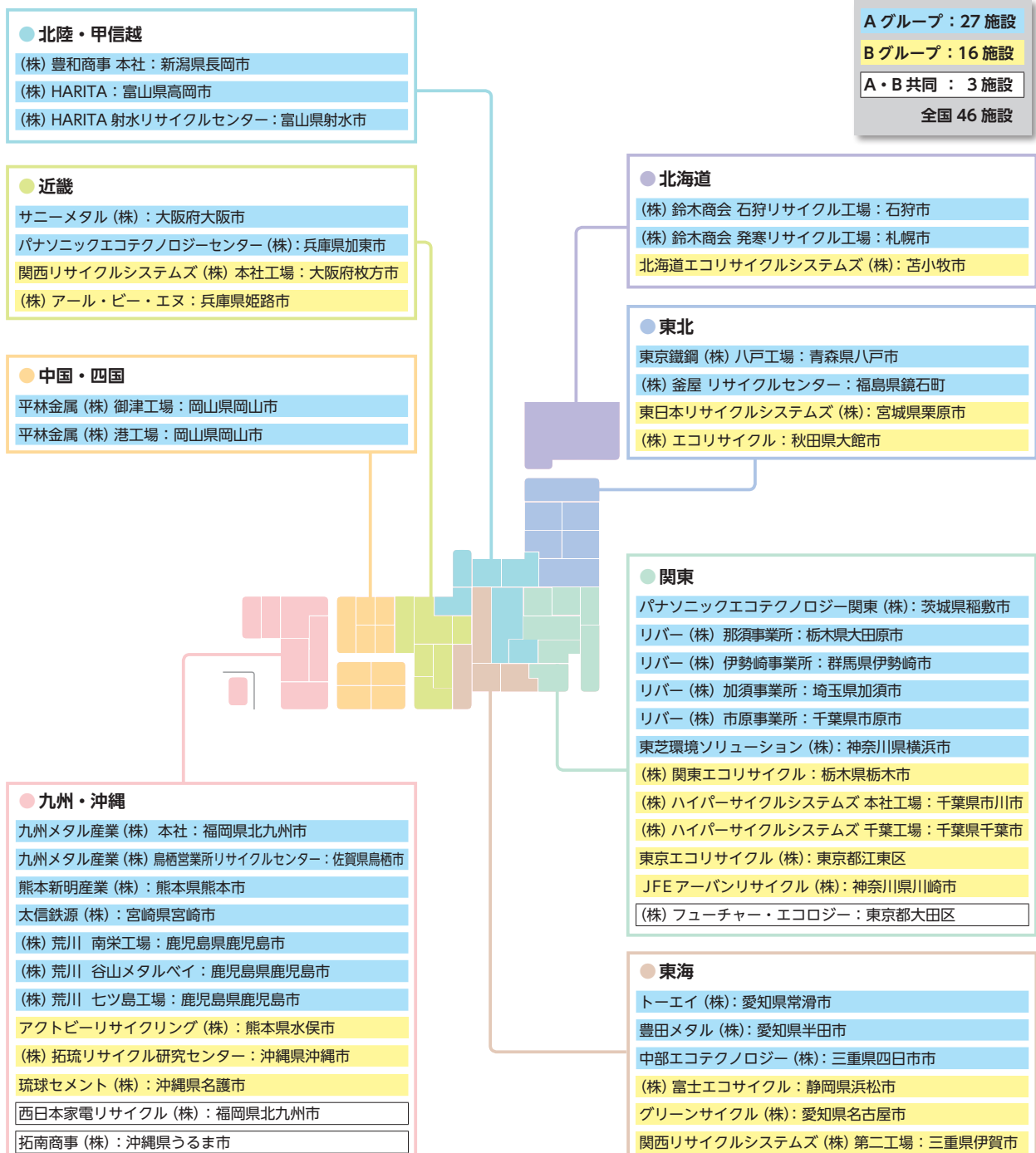
製造業者等は、家電リサイクル法第 18 条に規定された再商品化等実施義務を果たすため、全国に 46 カ所（Aグループ：27、Bグループ：16、A・Bグループ共同：3）の家電リサイクルプラントを設置しています。

家電リサイクルプラントは、法律に定められた再商品化等基準に基づき、手解体および破砕・選別等の処理工程を

通じたりサイクルを実施し、併せてエアコンと冷蔵庫・冷凍庫等に含まれる冷媒フロン、冷蔵庫・冷凍庫に含まれる断熱材フロンの回収・破壊等も実施しています。

Aグループは既存のリサイクル業者の施設を活用するとともに中核となる家電リサイクル専用施設を新設する方式で、またBグループは素材関連事業者等と提携した家電リサイクル専用施設を新設する方式で、それぞれ全国展開を行っています。

図表 I-8 家電リサイクルプラント（2025 年 6 月現在）



(2) 指定法人

家電リサイクル法においては、制度を円滑かつ効率的に実施するための仕組みとして、「指定法人」に関する規定が設けられています。同法第32条第1項の規定に基づき、同法の主務大臣（施行当時：通商産業大臣および厚生大臣、現在：経済産業大臣および環境大臣）より、2000年4月18日に家電製品協会が指定法人に指定されました。指定法人の業務内容は以下のとおりです。

- ① 一定の要件に該当する製造業者および輸入業者（委託の直前3年間の家電4品目の生産量または輸入量一国内向け出荷に係るものに限る一が、家電4品目ごとに下記の台数に満たない者。以下「特定製造業者等」という。）からの委託を受けて、当該特定製造業者等がリサイクルすべき廃家電4品目のリサイクルに必要な行為を実施すること。（1号業務）

- A) エアコンについては90万台
- B) テレビ（ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式）については90万台
- C) 冷蔵庫・冷凍庫については45万台
- D) 洗濯機・衣類乾燥機については45万台

- ② 製造業者等の倒産・廃業等により、リサイクルの実施義務対象者が不明・不存在である廃家電4品目のリサイクルに必要な行為を実施すること。（2号業務）
- ③ 主務大臣が公示した地域で排出された廃家電4品目を、排出者等からの求めに応じ、製造業者等に引き渡すこと。（3号業務）
- ④ 廃家電4品目の収集・運搬ならびにリサイクルの実施に関する調査・普及および啓発を行うこと。（4号業務）
- ⑤ 廃家電4品目の収集・運搬ならびにリサイクルの円滑な実施を図るため、消費者や市区町村等の照会に応じ、処理すること。（5号業務）

(3) 管理票制度

家電リサイクル法においては、排出された廃家電4品目が小売業者を通じて製造業者等に適正に引き渡されることを確実にするため、「特定家庭用機器廃棄物管理票」制度の運用が定められています。これは、小売業者が排出者から廃家電4品目を引き取る際に管理票の写しを交付し、小売業者が製造業者等に引き渡すときにも管理票を交付するもので、小売業者と製造業者等はそれぞれ管理票を3年間保存すること等が定められています。

家電製品協会は、これに対応して法に基づく製造業者等と小売業者などの業務の管理・運用を効率的に支援するために「家電リサイクル券システム」を運営しています。

●家電リサイクル券システム

家電リサイクル券システムは、家電リサイクル法に示された特定家庭用機器廃棄物管理票を家電リサイクル券として実現したもので、リサイクル料金の回収と支払い、引き取られた廃家電4品目の引渡しが適正に行われているかの管理等の機能を担っています。

なお代表的な家電リサイクル券システムとしては、主に小売業者が扱う「料金販売店回収方式」、全国に収集・運搬網を持つ管理統括業者を対象とした「料金管理統括業者回収方式」および排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う「料金郵便局振込方式」の3方式があります。

●家電リサイクル券システムの特長

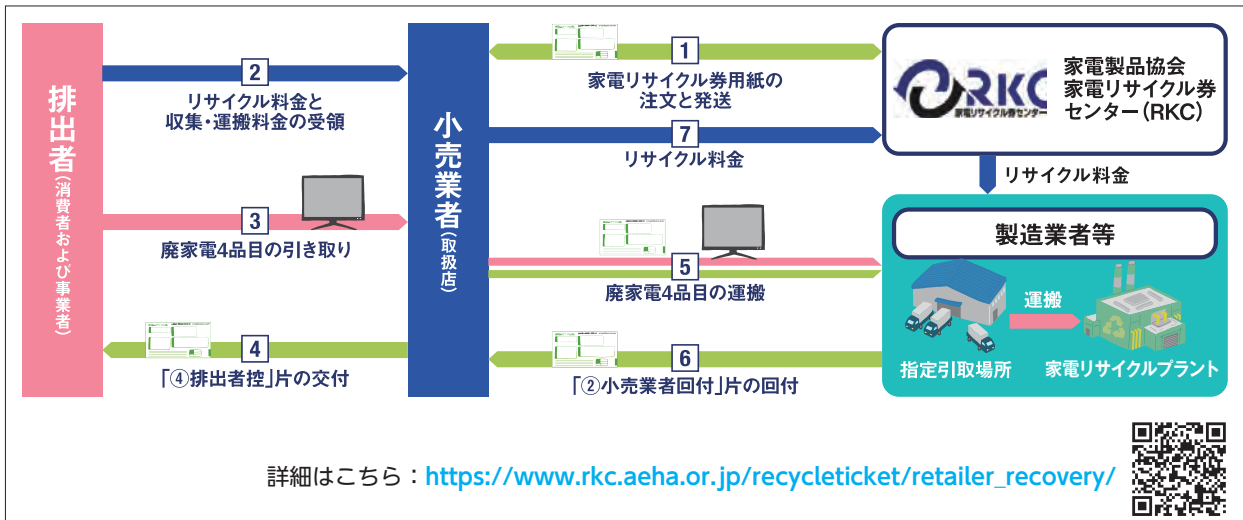
家電リサイクル法では、特定家庭用機器廃棄物管理票を廃家電1台に対して1枚を交付することが規定されています。これにより一品一葉管理が可能となり、具体的には次のような管理・運営上の特長があります。

- ① 小売業者や製造業者等は、家電リサイクル券を利用することで、廃家電4品目の引取りおよび引渡しにおいて情物一致管理が容易になります。
- ② 排出者は、個々の家電リサイクル券に記載されている「お問合せ管理票番号」により、廃家電4品目が製造業者等に適正に引き渡されているかを確認することができます。
- ③ 家電リサイクル券センター（RKC）は小売業者に対して発券情報・書損じ券情報・引取情報・請求情報等のデータを提供しています。これにより、小売業者は廃家電4品目の引取りおよび引渡しに関して適正管理をすることができます。

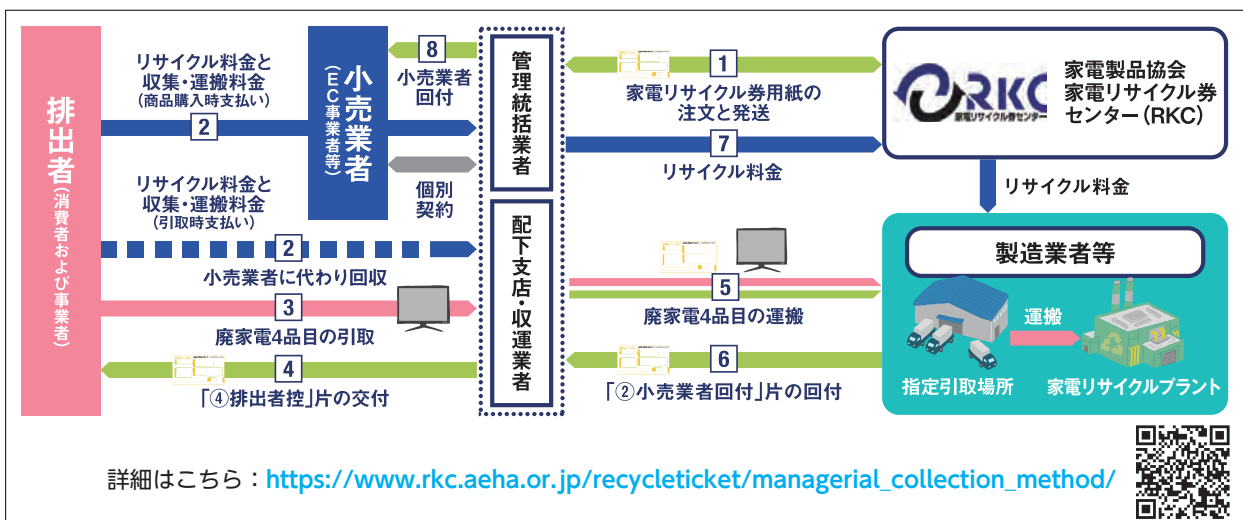
図表 I-9 家電リサイクル券と廃家電 4 品目の流れ

〔 家電リサイクル券の流れ 廃家電 4 品目の流れ リサイクル料金等の流れ 〕

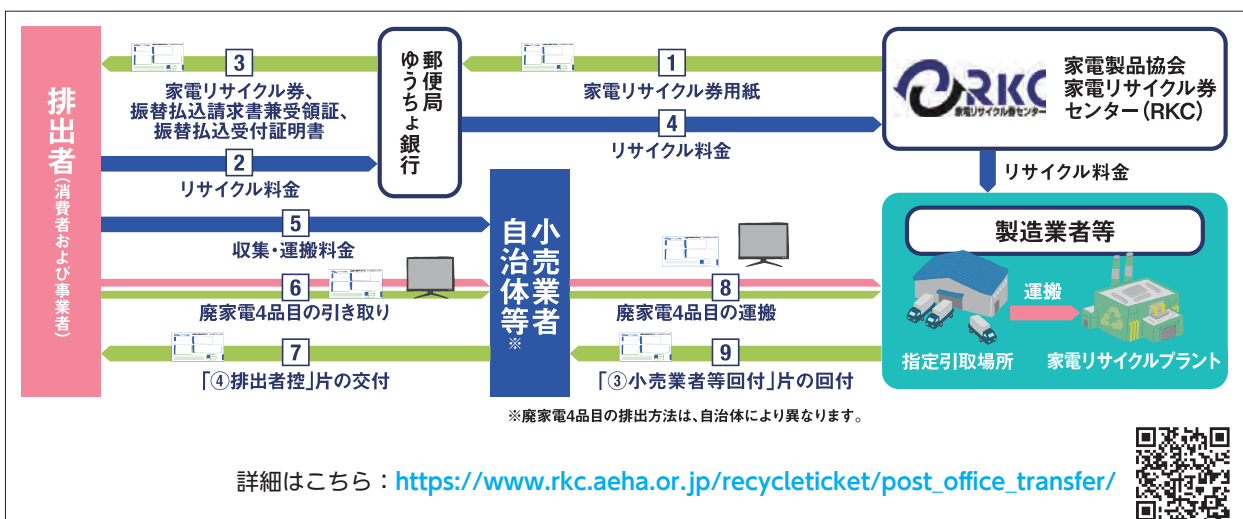
料金販売店回収方式（グリーン券）



料金管理統括業者回収方式（イエロー券）



料金郵便局振込方式（郵便局券）



〔出典〕「家電リサイクル法〔担当者向けガイドブック 2024〕」（経済産業省）を基に一部加筆

家電リサイクル券 見本（通称「グリーン券」）

家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）
①小売業者控兼受領書

お問合せ管理票番号

見本

おなまえ 様
(電話番号) - -

排出者
（電話番号） - -

該当する品目・料金区分の□に✓を記入ください。
該当する製造業者等名の□に✓を記入ください。

品目・料金区分	品目		備考
	小	大	
エアコン	☐	☐	テレビ、冷蔵庫、洗濯機は大小区分がありますので、ご確認の上、該当する□に✓を記入ください。
テレビ	☐	☐	
ブラウン管式	☐	☐	
液晶・有機EL・プラズマ式	☐	☐	
冷蔵庫・冷凍庫	☐	☐	
洗濯機・衣類乾燥機	☐	☐	

※料金区分
●ブラウン管式テレビ
小：15型以下、大：16型以上
●液晶・有機EL・プラズマ式テレビ
小：15型以下、大：16型以上
●冷蔵庫・冷凍庫
小：全定格内容積170L以下
大：全定格内容積171L以上

11 69

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター ©一般財団法人家電製品協会 2024

家電リサイクル券 見本（通称「収運業者用券」または「イエロー券」）

家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）
①小売業者控兼受領書

お問合せ管理票番号

見本

おなまえ 様
(電話番号) - -

排出者
（電話番号） - -

□に✓を記入ください。

品目・料金区分	品目		備考
	小	大	
エアコン	☐	☐	テレビ、冷蔵庫、洗濯機は大小区分がありますので、ご確認の上、該当する□に✓を記入ください。
テレビ	☐	☐	
ブラウン管式	☐	☐	
液晶・有機EL・プラズマ式	☐	☐	
冷蔵庫・冷凍庫	☐	☐	
洗濯機・衣類乾燥機	☐	☐	

※料金区分
●ブラウン管式テレビ
小：15型以下、大：16型以上
●液晶・有機EL・プラズマ式テレビ
小：15型以下、大：16型以上
●冷蔵庫・冷凍庫
小：全定格内容積170L以下
大：全定格内容積171L以上

17 07

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター ©一般財団法人家電製品協会 2024

家電リサイクル券 見本（通称「郵便局券」）

家電リサイクル券

この家電リサイクル券は、下記の場合にご利用いただけます

- ・ご自身で指定引取場所に対象機器を持込む場合
- ・収集運搬を依頼した業者からリサイクル券を交付された場合

見本

① この冊子の構成は以下のとおりです

家電リサイクルの手続きの流れ P1~4

払込書

家電リサイクル券

② 家電リサイクルの手続きの流れ 詳細はP2~4をご確認ください

STEP 1 払込書に必要事項を記入

STEP 2 リサイクル料金の払込み

STEP 3 排出前の準備

STEP 4 対象機器を引渡し

⚠ ご注意

- ・対象機器1台につき1通の家電リサイクル券が必要です。
- ・払込みに必ずこの家電リサイクル券の払込書を使用してください。この払込書を使用しない場合、リサイクル料金の払込みになりません。
- ・払込後、速やかに排出してください。自治体・小売業者等へ対象機器を引渡した時点又は直接対象機器を指定引取場所へ持込んだ時点の再商品化等料金が適用されます。
- ・間違えて払込みをされた場合は、右記の家電リサイクル券センターまでご連絡ください。手続き方法をご案内いたします。
- ・消費税課税事業者の方へ 本券の「④排出者控」は適格請求書としてご利用いただけます。詳しくは「④排出者控」をご覧ください。

問い合わせ先

家電リサイクル券センター
☎ 0120-319-640
https://www.rkc.aeha.or.jp

郵便局窓口はリサイクル手続き・料金の問合せには対応しておりません。

P1

2 家電リサイクル制度の評価・検討

2.1 合同会合における審議の経緯

家電リサイクル法では「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが定められています（附則第3条）。

これを受けて2006年6月から2007年12月にかけて開催された産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合（以下「**第一次評価・検討合同会合**」という。）にて家電リサイクル制度の施行状況について評価・検討が行われ、2008年2月19日に国への報告と同時に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「評価・検討報告書」という。）が公表されました。

本評価・検討報告書において対象品目の拡大や再商品化率の見直しについても検討することが求められたため、品目追加等専門委員会合同会合³が設置されて調査・検討が行われ、その結果は「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書」として取りまとめられました（2008年9月22日公表）。

また小売業者におけるリユースとリサイクルの仕分け基準について検討するため、リユース・リサイクル専門委員会合同会合⁴が設置されて調査・検討が行われ、検討結果は「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」として公表されました。

第一次評価・検討合同会合における審議結果に基づき、「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令」が2008年12月5日に公布、2009年4月1日に施行されました。この政令は、廃家電4品目の適正な処理および資源の有効な利用を一層推進するため、対象機器の追加を行うとともに、再商品化等の基準を引き上げる等の措置を講ずるものです。

2013年5月からは2回目の家電リサイクル法の評価・検討の審議⁵（以下「**第二次評価・検討合同会合**」という。）が行われました。

また2021年4月からは3回目の家電リサイクル法の評価・検討の審議（以下「**第三次評価・検討合同会合**」という。）が行われました。

図表 I-10 家電リサイクル法評価・検討の合同会合開催経緯

開催時期	実施内容
2001年4月	家電リサイクル法本格施行
第一次評価・検討合同会合	
2006年6月～2007年12月	第1回～第16回合同会合
2008年2月19日	第一次評価・検討報告書公表
2008年9月22日	第17回合同会合
2009年12月～2011年12月	第18回～第20回合同会合（フォローアップ審議）
第二次評価・検討合同会合	
2013年5月～2014年7月	第21回～第32回合同会合
2014年10月31日	第二次評価・検討報告書公表
2015年1月～2018年12月	第33回～第37回合同会合（フォローアップ審議）
第三次評価・検討合同会合	
2021年4月～2022年1月	第38回～第43回合同会合
2022年6月23日	第三次評価・検討報告書公表

3 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会合同会合。

4 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会合同会合。

5 第21回（2013年5月20日開催）の名称は、「産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合」。
第22回（2013年7月4日開催）以降の名称は、「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合」。

2.2 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（2022 年 6 月公表）

第三次評価・検討の合同会合では、家電リサイクル制度の施行状況について評価するとともに、さらなる維持、発展に向けた方向性について提言することを目的にした「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめ、2022 年 6 月に公表しました。

同報告書では、今後対応すべき次の 7 つの施策が取りまとめられました。

- (1) 有機 EL テレビの対象品目への追加等
- (2) 家電リサイクル券の記載事項の簡略化や小売業者による保管の電子化等の利便性向上
- (3) 多様な販売形態をとる小売業者への立入検査の重点

- 化・合理化等や、モールサイト運営事業者との連携による EC 事業者への計画的な確認及び指導検討
- (4) 社会状況にあわせた消費者が適正排出しやすい回収体制の確保・不法投棄の取組への支援の継続・充実
- (5) エアコンの回収率向上のための施策検討および新たな回収率目標の設定
- (6) 再商品化等費用の回収方式
- (7) リサイクルの質の持続的向上に基づくサーキュラーエコノミーへの貢献およびエアコンの回収率の向上による温室効果ガスの排出削減

報告書目次

第 1 章 家電リサイクル制度の現状

1. 家電リサイクル制度の施行状況
 - (1) 特定家庭用機器廃棄物の引取台数の状況
 - (2) 使用済特定家庭用機器のフロー推計
 - (3) 回収率の推移
 - (4) 製造業者等によるリサイクルの状況
 - (5) 製造業者等によるフロン回収の状況
 - (6) 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の状況
2. 家電リサイクル制度に係るこれまでの主な成果と取組
 - (1) 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた取組
 - ① 社会全体で回収を推進していくための回収率目標の設定
 - ② 消費者の担うべき役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施
 - ③ 再商品化等費用の透明化及び再商品化等料金の低減化
 - ④ 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上
 - ⑤ 適正なリユースの促進
 - (2) 特定家庭用機器廃棄物の適正処理
 - ① 不適正処理に対する取締りの徹底
 - ② 不法投棄対策及び離島対策
 - ③ 小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底
 - ④ 廃棄物処分許可業者等による処理状況の透明性の向上
 - ⑤ 海外での環境汚染を防止するための水際対策

- (3) 家電リサイクルの一層の高度化に向けた取組
 - ① 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進
 - ② 有害物質について
- (4) 対象品目
- (5) 再商品化等費用の回収方式

第 2 章 家電リサイクル制度における課題・論点

1. 対象品目について
2. 家電リサイクル券の利便性向上について
3. 多様な販売形態をとる小売業者への対応について
4. 社会状況に合わせた回収体制の確保・不法投棄対策について
5. 回収率の向上について
6. 再商品化等費用の回収方式について
7. サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラルについて

第 3 章 課題解決に向けた具体的な施策

1. 対象品目について
2. 家電リサイクル券の利便性向上について
3. 多様な販売形態をとる小売業者への対応について
4. 社会状況にあわせた回収体制の確保・不法投棄対策について
5. 回収率の向上について
6. 再商品化等費用の回収方式について
7. サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラルについて

→ 報告書の詳細については、経済産業省、環境省のホームページをご覧ください。

経済産業省

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書
<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220623002/20220623002-b.pdf>



環境省

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書
<https://www.env.go.jp/content/000043018.pdf>



→ 家電リサイクル全般については、経済産業省、環境省のホームページをご覧ください。

経済産業省 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/index.html

経済産業省 家電 4 品目の「正しい処分」早わかり！
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html

環境省 家電リサイクル関連
<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/index.html>



再商品化施設41カ所、指定引取場所380カ所で稼働開始
家電リサイクル法本格施行

2001.4

2004.4
冷蔵庫・冷凍庫に使用される断熱材フロン回収・破壊を義務化
対象機器に冷凍庫を追加

2006.6
家電リサイクル制度第一次評価・検討合同会合開始

2007.4
エアコンリサイクル料金値下げ（一部製造業者等）

2008.2
家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書取りまとめ

2008.11
累計1億台突破

2009.5
エコポイント制度実施
省エネ機器への買換促進が加速

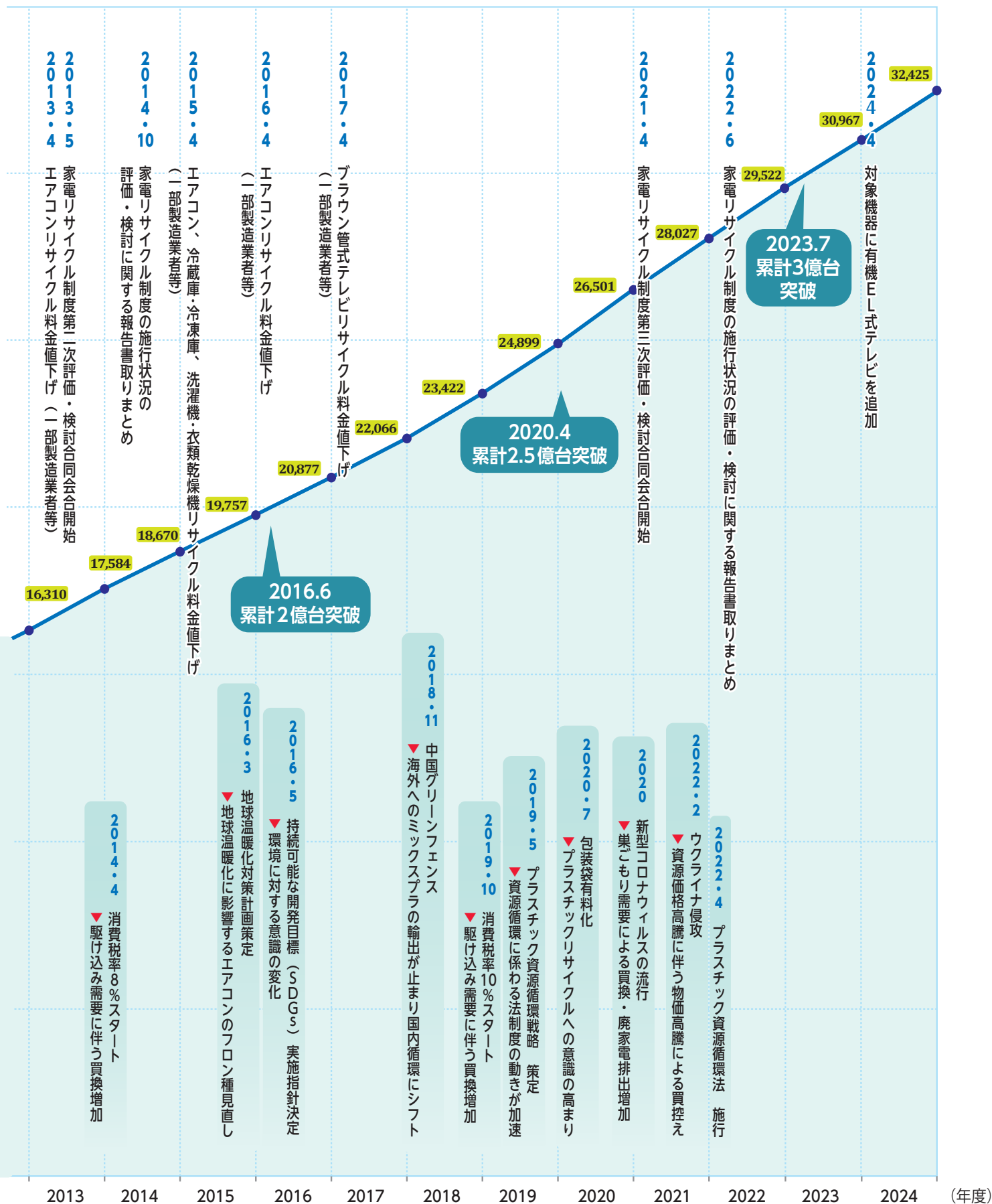
2009.11
累計1億台突破

2011.7
地デジ完全移行
ブラウン管式テレビの排出が大幅に増加

2011.4
エアコンリサイクル料金値下げ（一部製造業者等）

2012.1
累計1.5億台突破

年次	累計台数
2001.4	855
2002.4	1,870
2003.4	2,916
2004.4	4,038
2005.4	5,200
2006.1	5,200
2006.6	6,361
2007.4	7,572
2008.2	8,862
2008.11	10,741
2009.5	13,511
2009.11	15,191
2011.7	16,000



Ⅱ章

家電リサイクル実績

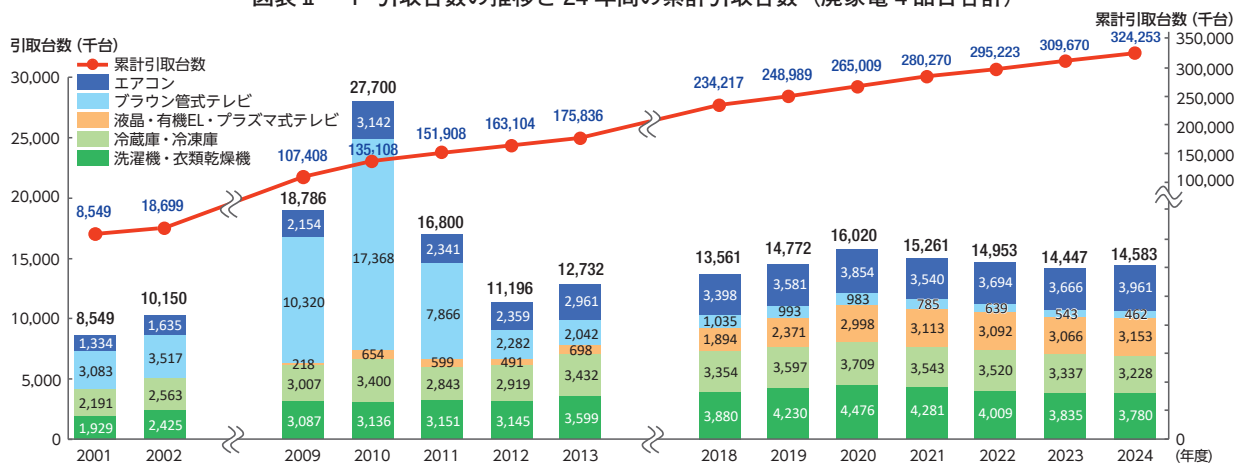
1 リサイクル実績

1.1 廃家電4品目の引取実績

2024年度の指定引取場所における廃家電4品目の引取台数は約1,458万台となりました。家電リサイクル法が施行された2001年度の廃家電4品目の引取台数は約855万台でしたが、2002年度以降毎年度1,000万台を越し、

家電リサイクル法本格施行から23年を迎えた2023年7月には累計引取台数が3億台を突破し、2024年度には約3億2千万台となりました。

図表Ⅱ-1 引取台数の推移と24年間の累計引取台数（廃家電4品目合計）

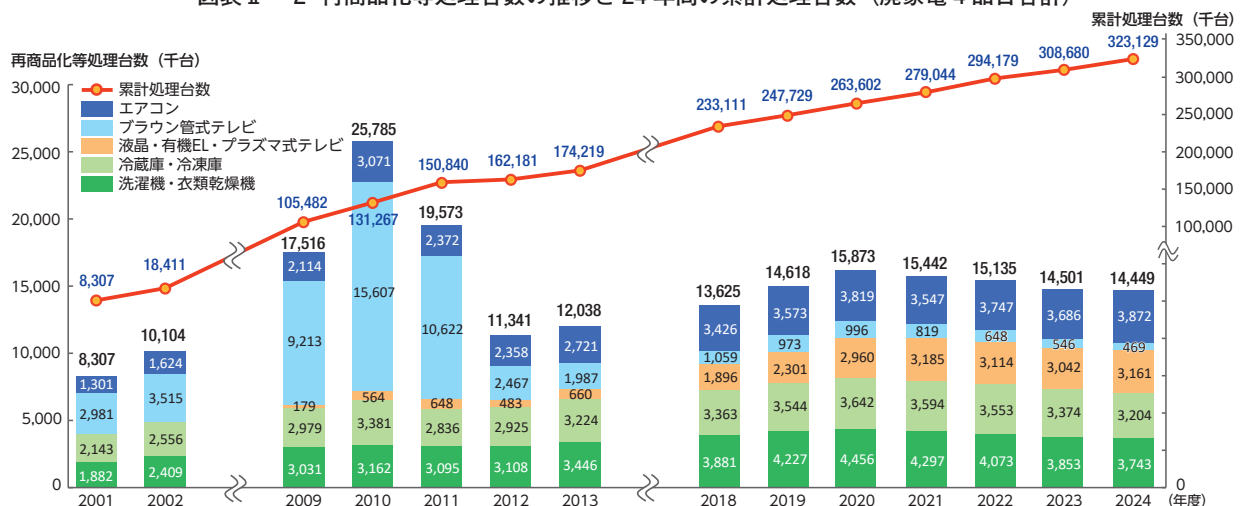


(注) 2004年度から冷凍庫が対象機器に追加されました。
2009年度から液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が対象に追加されました。
2009年5月15日～2011年3月31日は家電エコポイント制度対象期間。
2011年7月24日に地上デジタル放送完全移行（岩手県・福島県は2012年4月1日に完全移行）。
2024年度から有機EL式テレビが対象に追加されました。

1.2 廃家電4品目の再商品化等実績

2024年度の廃家電4品目の再商品化等処理台数は約1,445万台となりました。

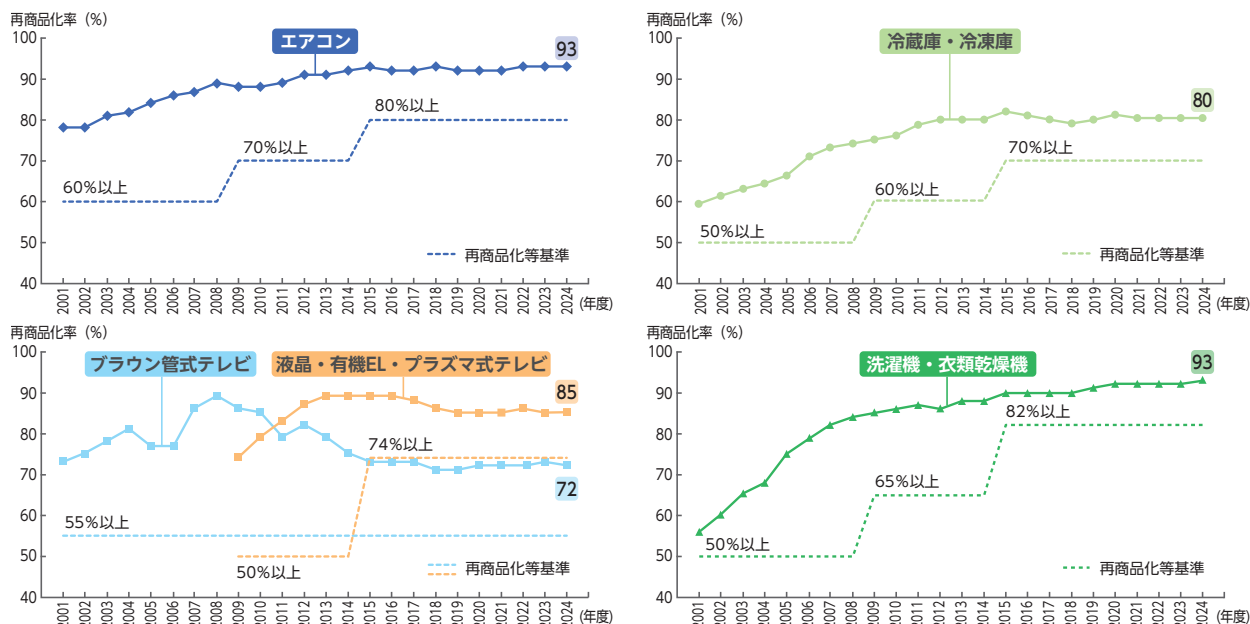
図表Ⅱ-2 再商品化等処理台数の推移と24年間の累計処理台数（廃家電4品目合計）



また 2024 年度の品目別の再商品化率は、エアコン 93%、ブラウン管式テレビ 72%、液晶・有機 EL・プラズマ式テレビ 85%、冷蔵庫・冷凍庫 80%、洗濯機・衣

類乾燥機 93%となり、家電リサイクル法に定められた再商品化等の基準値を上回る実績をあげています。

図表Ⅱ－3 再商品化率の推移（品目別）



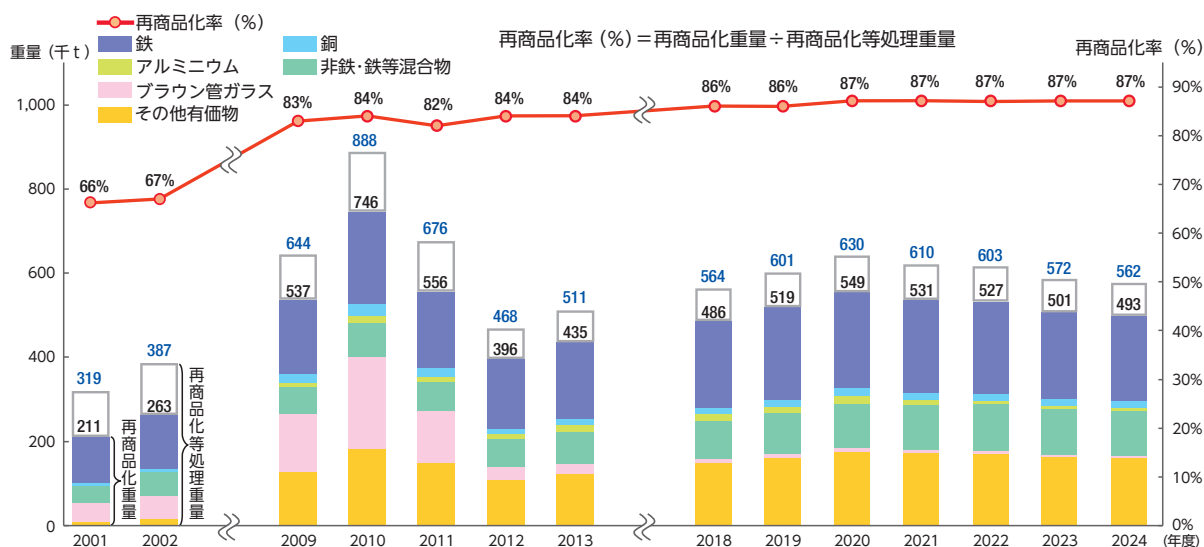
1.3 廃家電4品目の素材別再商品化実績

2024年度の廃家電4品目の再商品化重量⁶は約49.3万tとなり、廃家電4品目の再商品化率⁷は約87%となりました。

廃家電4品目における品目別の素材別再商品化実績は、エアコンでは鉄、銅、アルミニウムを合計した構成比率が

全体の約40%を占めます。またブラウン管式テレビでは、ブラウン管ガラスが全体の約50%を占めるなど最も構成比が高く、その他の品目では鉄が構成比率の約半分を占め、全体に占める割合が高くなっています。

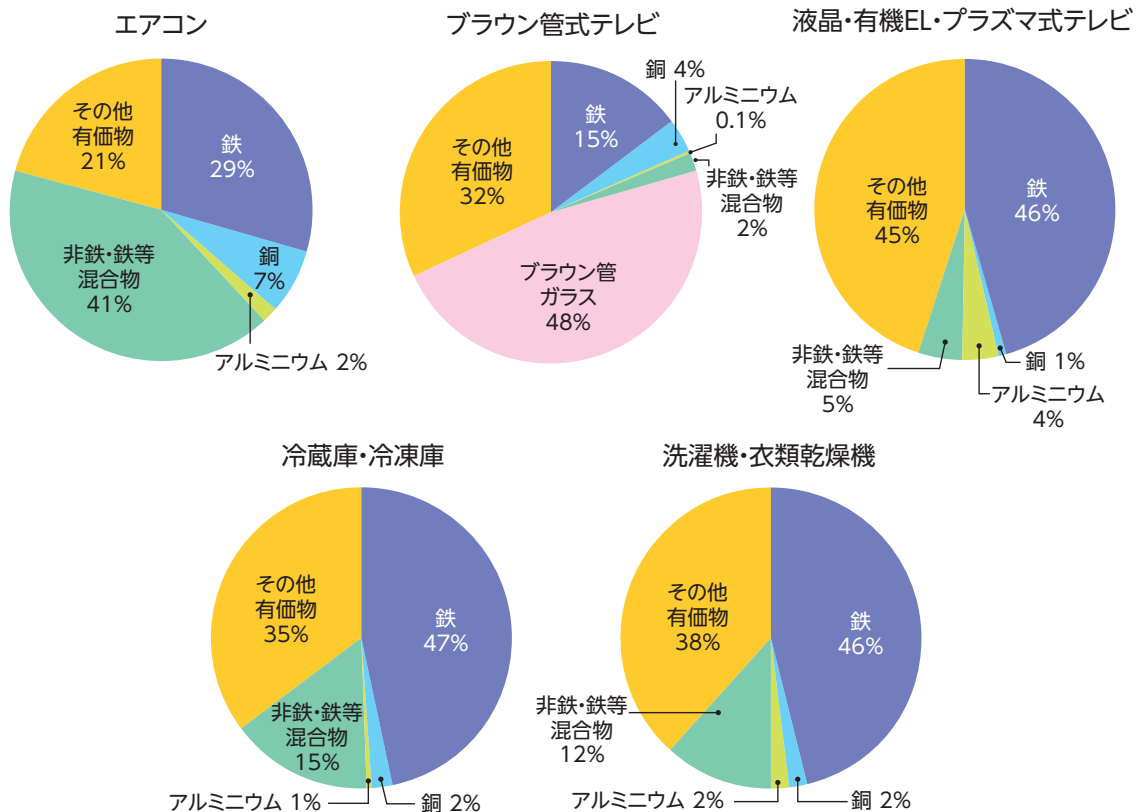
図表Ⅱ－4 再商品化等処理重量と再商品化重量、再商品化率の推移（廃家電4品目合計）



6 再商品化重量：廃家電4品目から分離された部品および材料のうち、再商品化されたものの総重量を指します。

7 再商品化率：再商品化等処理重量のうち、再商品化重量が占める割合を指します。

図表Ⅱ－5 2024年度素材別再商品化の構成比率（品目別）⁸



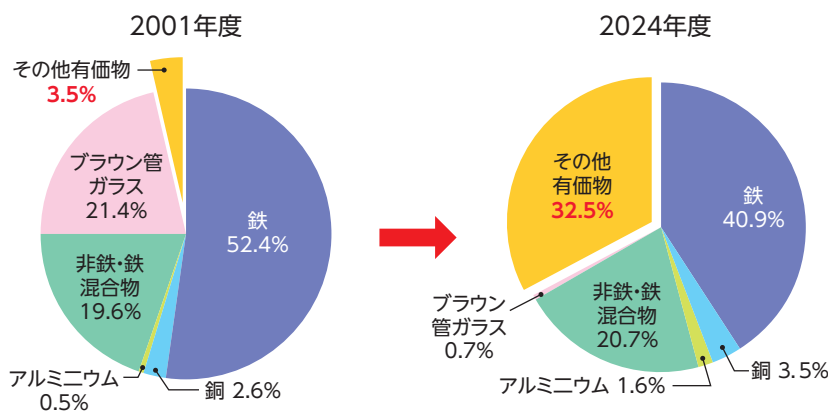
家電リサイクル法の本格施行後、目視と手解体で単一素材のものを選別回収する方法に加え、混合プラスチックから高純度・大規模に単一素材のプラスチックを選別・回収できる技術が大きく進展しています。

「その他有価物」（プラスチックを中心とする有価物）の再商品化重量の推移を見ると、2001年度当初は、7,462t

でしたが、2024年度には160,421tになりました。

また素材別の再商品化重量の構成比率に占める「その他有価物」の割合を見ると、2001年度の「その他有価物」の構成比率は3.5%でしたが、2024年度には32.5%まで伸びており、再生資源としてのプラスチックの活用が進んでいくことが分かります。

図表Ⅱ－6 素材別再商品化重量の構成比率の変化（廃家電4品目合計）⁹



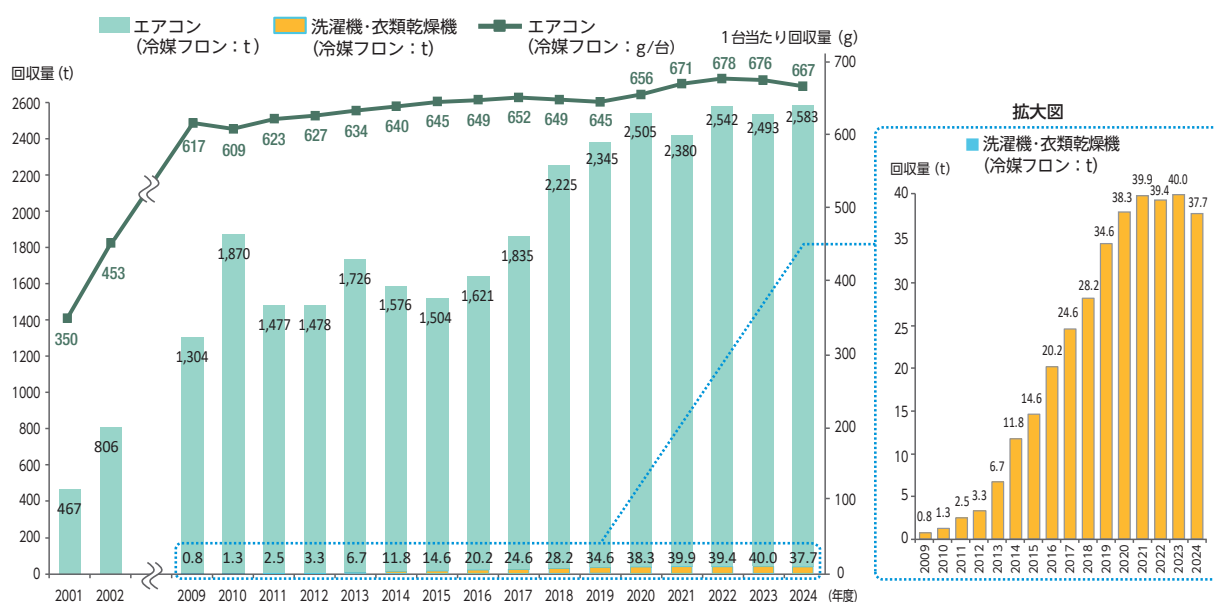
8・9 端数処理のため円グラフの合計は100%にならないことがあります。

1.4 フロンの回収実績

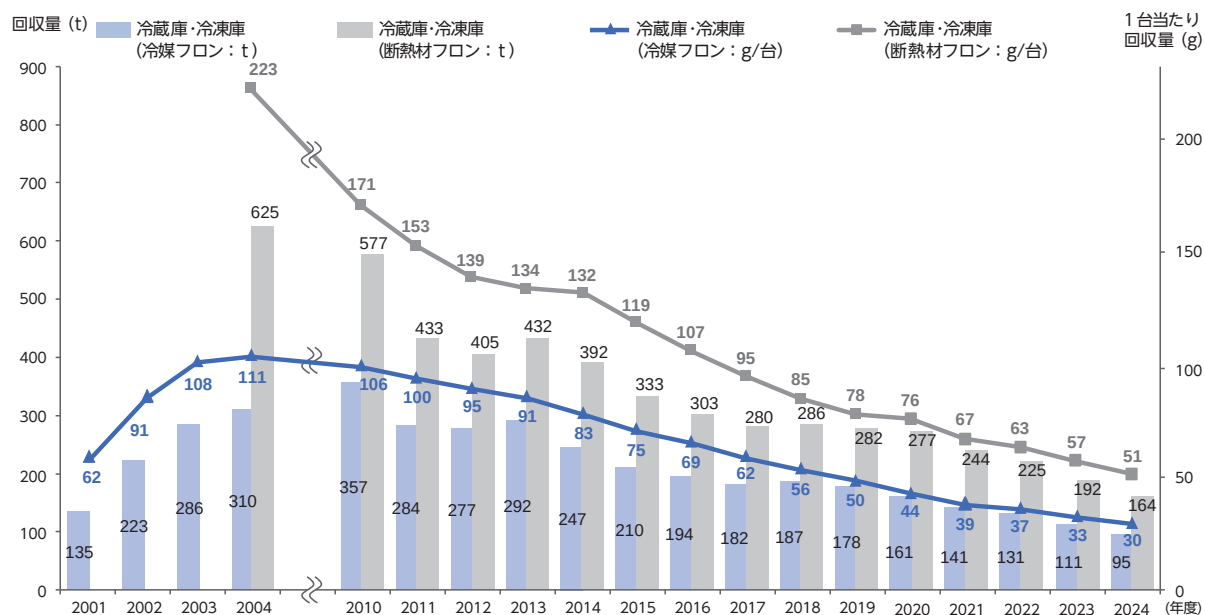
家電リサイクル法では、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫および洗濯機・衣類乾燥機に用いられる冷媒フロンと、冷蔵庫・冷凍庫に用いられる断熱材フロンの回収と処理が義務付けられています¹⁰。また冷媒フロンおよび断熱材フロンの回収重量、破壊等業者への出荷重量、破壊処理重量の3点の

帳簿記載も義務付けられています。2024年度のエアコンの冷媒フロンの回収量は2,583t（1台あたり667g）、洗濯機・衣類乾燥機は37.7t、冷蔵庫・冷凍庫は95t（1台あたり30g）でした。また断熱材フロンの回収量は164t（1台あたり51g）でした。

図表Ⅱ－７ エアコンおよび洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン回収量の推移



図表Ⅱ－８ 冷蔵庫・冷凍庫の冷媒・断熱材フロン回収量の推移



10 2004年4月から冷凍庫が対象機器に追加されました。また断熱材フロンの回収義務も追加されました。
洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン回収義務は2009年4月に追加されました。



Ⅲ章

製造業者等の取組

1 指定引取場所での引取り

製造業者等は、家電リサイクル法で定められた「引取義務（自らが製造等した家電4品目が廃棄物となったものを指定引取場所で引き取る義務）」および「再商品化等実施

義務（引き取った廃家電4品目の再商品化等を実施する義務）」を果たすため、さまざまな取組を行っています。

本章では、製造業者等の取組を具体的に紹介します。

1.1 指定引取場所の業務フロー

指定引取場所は、廃家電4品目の引取りや保管、家電リサイクル券センター（RKC）への引取データ送信、指定引取場所から家電リサイクルプラントまで運搬する二次物

流業者への引渡しを主な業務としています。以下、指定引取場所の業務フローを紹介します。

図表Ⅲ－1 指定引取場所の業務フロー

作業フロー解説

入荷 ▶

引取り ▶

出荷 ▶

管理業務

■ 入荷

- 指定引取場所は、月曜～土曜の9:00～12:00、13:00～17:00を標準の営業日・営業時間としています。
(指定引取場所によっては営業日・営業時間が異なる場合があります。)



■ 受付

- 持ち込まれた廃家電4品目と一緒に家電リサイクル券も受け取ります。これにより、排出者からの引取りと家電リサイクルプラントへの引渡しを確実にします。
- 排出者は家電リサイクル券の「お問合せ管理票番号」から自身が排出した廃家電4品目が適正にリサイクル処理されたかどうかを知ることができます。



■ 荷降ろし

- 持ち込まれた廃家電4品目の荷降ろしは率先してお手伝いし、できるだけ持込者をお待たせしないように心掛けています。



作業フロー解説

入荷 ▶

引取り ▶

出荷 ▶

管理業務

■ 検品

- 家電リサイクル券に記載の品目・メーカー名・大小区分が、現品と合っているか照合します。
郵便局券（料金郵便局振込方式）の場合、郵便局領収印・金額・振替払込受付証明書の有無も確認します。
- 取扱量の多い指定引取場所では、無線機等を使い、現場から事務所に現物の品目・メーカー名・大小区分を連絡し、事務所で家電リサイクル券に書かれた情報と合致しているか確認しています。



■ 異物確認

- 持ち込まれた廃家電4品目にゴミ等の異物が混入していないか確認します。異物はリサイクルの対象外ですので、見つかった場合は持込者に引き取っていただきます。

主な異物の例 ・冷蔵庫の中の食品類 ・洗濯機の中の衣類
・生活ごみや小物家電等 ・その他、現金、注射器、服用薬等

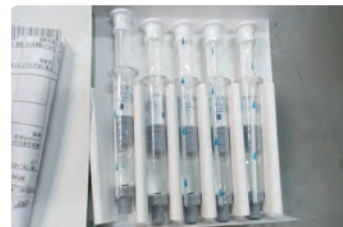
■ 異物の例



食 品



包 丁



注射器

■ 受 領

- 検品（家電リサイクル券と現物の照合）に問題が無ければ家電リサイクル券の「小売業者回付片」、「指定引取場所控片」に受領印を押印し、「小売業者回付片」を持込者へお渡しします。
- 「指定引取場所控片」は施錠できる場所に3年間保存する必要があります。



■ 是正処理

- 検品で家電リサイクル券に記載の情報と現物が異なっていた場合は、是正処理を行います（是正処理とは家電リサイクル券に記載の情報を正しい情報に修正すること）。是正内容は持込者と一緒に確認し、確認欄に署名をお願いします。



作業フロー解説

入荷 ▶

引取り ▶

出荷 ▶

管理業務

■ 電源コード・洗濯機ホース切断

- 積込作業や荷降ろし作業時に、コード類の引掛りによるトラブルを防ぐため、電源コードや洗濯機のホースを切断しています。切断した電源コードや洗濯機のホースは A/B グループ別に仕分けしてそれぞれの家電リサイクルプラントへ出荷しています。



■ コンテナ積み込み

- A/B グループ別および品目別にコンテナに積み込みを行っています。物流効率を上げるため、より多くの廃家電 4 品目をコンテナに積み込めるよう手作業にて行っています。



■ 引取登録

- ① 引き取った廃家電 4 品目の家電リサイクル券情報（メーカー、品目、大小区分）を家電リサイクル券システムに入力します。
- ② 引き取った廃家電 4 品目の家電リサイクル券を、積載したコンテナごとにまとめます。
- ③ ①の家電リサイクル券情報を基に、コンテナごとの送り状データを作成します。
- ④ 送り状とコンテナの準備ができたら二次物流の配車を手配します。



■ 車両への積み込み

- 仕向け地別に手配された車両に、フォークリフトでコンテナを積み込みます。積み込みに際しては、周囲の安全確認に配慮しながら慎重に行っています。



■ 出荷

- A グループの廃家電 4 品目は A グループの、B グループの廃家電 4 品目は B グループの家電リサイクルプラントへ出荷されます。家電リサイクルプラントでコンテナを降ろした後、空のコンテナを指定引取場所に持ち帰ります。



作業フロー解説

入荷 ▶

引取り ▶

出荷 ▶

管理業務

■ 在庫確認

- 引取当日に家電リサイクルプラントに出荷できなかった廃家電4品目は在庫となりますが、作業終了後に在庫数量とリサイクル券を照合し、引取りと出荷に間違いが無かったか確認しています。



■ 保存

- 家電リサイクル券は、3年間保存することが法律で定められています。指定引取場所では施錠できる場所に3年以上保存しています。3年以上経過したものは、段ボール箱ごと溶解処理を行い、個人情報の流出などが無いよう管理しています。



■ 場内警備

- 引き取った廃家電4品目は盗難に遭わないよう施錠できる倉庫内に保存したり、場内入口に監視装置（カメラ・センサー等）を設置するなど複数の対策を講じています。



1.2 指定引取場所の紹介

紙吉株式会社



- 所在地：石川県七尾市津向町卜部 53-13
- 指定引取場所業務開始時期：2001 年 4 月
- 指定引取場所業務従事者数：現場 2 名、事務 1 名
- 2024 年度引取台数：約 1 万 3 千台
- 主な引取対象エリア：石川県能登半島

弊社は 1967 年 個人事業を開始、1988 年 紙吉株式会社を設立、循環型社会の形成を企業理念に掲げ、主に石川県で発生する古紙・鉄・銅・非鉄金属のリサイクルをはじめ、

産業廃棄物のリサイクルを行ってきました。家電リサイクルに関しては、家電リサイクル法が制定された 2001 年当初から、指定引取場所として SY 業務に携わっています。

顧客満足度向上への取組

① 安全への配慮

- ・ 2001 年 4 月の家電リサイクル法施行とともに地域のお客様にわかりやすく、安全に荷降ろしができる現在地に移転しました。
- ・ クランプフォークを導入して作業員の負荷軽減に努めています。

② お客様とのコミュニケーション

- ・ 廃家電の受入時には、積極的にお客様と会話を行い、リサイクル券の記載内容と現物が一致しているか、異物が残っていないか、確認を行っております。また、データ入力時も間違いが無いように常に心掛けています。



安全第一のフォークリフト作業



お客様と確認をしながらの受入作業



正確な入力作業

トピックス

2024 年 1 月 1 日 最大震度 7 を記録した能登半島地震の発生により、多数の方が被災されました。この大規模な災害により、倒壊した家屋から家庭用電気機器をはじめとする大量の廃棄物が発生し、石川県では数十カ所に廃棄物を集める集積場を開設しました。日々数百台のト

ラックや乗用車が長蛇の列を作り、集積場には廃棄物が溢れる状態が夏頃まで続いていました。そのような状況下、弊社は七尾市からの要請を受け、七尾市集積場の開設、廃家電の受入れ・仕分作業に参加させていただき、アルバイトやボランティアの方々と協力しながら地域復興の一翼を担うことができました。



七尾市集積場（廃家電）の状況

（SY 責任者からのメッセージ）

七尾市の集積場は既に閉鎖されましたが、奥能登地域（珠洲市、輪島市など）では公費解体等の復興事業が継続して行われている状況です。引き続きご支援の程、よろしくお願い申し上げます。最後になりますが、これからも家電リサイクル事業を通じて、地域への貢献、循環型社会の形成に携わっていきたいと思います。

岡山県貨物運送株式会社 鳥取支店



- 所在地：鳥取県鳥取市菟蒲押当 665-1
- 指定引取場所業務開始時期：2023年11月
- 指定引取場所業務従事者数：現場1名、事務2名
- 2024年度引取台数：約1万5千台
- 主な引取対象エリア：鳥取県東部・中部

岡山県貨物運送株式会社は1943年に創業し、関東以西に66の直営店を有し運送業・倉庫業などを営んでおります。家電リサイクルに関しては、法が施行された2001年4月より携わっております。鳥取支店は、2023年11月に、

弊社15番目の指定引取場所としてSY業務を開始しております。弊社社是の「誠実以て事に当り、温容以て人に接し、相互の信愛に生きる。」をモットーにお客様には親切・丁寧な対応を心掛けています。

顧客満足度向上への取組

受付にお客様が来られると、家電リサイクル券を預かり、チャイムを鳴らして荷捌場に合図を送ります。構内図を使って荷捌場までの道案内をしておりますので、初めてのお客様でも安心して荷捌場に行くことができます。荷捌場では、合図を受けた作業員が待機し、駐車誘導、荷降ろしの手伝い、現品の照合を迅速に進めます。チャイムが連続して鳴った場合は、応援の作業者が加わりお客様の待ち時間が長ならないようにしています。

当指定引取場所には幅広いお客様がご来社されますが、このような取組により、私たちは多くのお客様に気持ちよく帰っていただけるようになったと感じています。



荷降ろし作業

安全作業の取組

フォークリフトの安全作業のために、①(始業前、月次、年次)点検の実施、②安全操作(安全運転)、③安全教育を行っています。安全操作は分かっているけど実践が難しいものです。「バック走行をする際は、確実な後方、左右確認を行ってから開始する。」などの基本操作の徹底に取り組んでいます。安全教育は、毎月、さまざまな事例から危険を回避する方法を話し合い、危険予知や職場改善に役立てています。フォークリフトの安全作業以外では、廃家電から落ちたネジやビスなどでケガをしないように清掃に力を入れています。これらの取組を継続することにより、「事故ゼロ」を実践していきたいと思っています。



コンテナ運搬作業

(SY責任者からのメッセージ)

私は鳥取支店へ異動するまでSY業務に携わる機会がありませんでした。異動してきて約1年程ですので経験と知識は浅いため、業務を慎重に行う日々です。今後、経験を積んでも慎重さは大事にし【安全第一】を心掛け品質の良いSYを目指していきます。

本荘運輸倉庫株式会社



- 所在地：秋田県由利本荘市花畑町2丁目22
- 指定引取場所業務開始時期：2021年11月
- 指定引取場所業務従事者数：13名
- 2024年度引取台数：約1万台
- 主な引取対象エリア：秋田県 由利本荘市・にかほ市 エリア

顧客満足度向上への取組

●ご案内

私どもの地域ではご高齢のお客様から、郵便局の紹介・金額の確認・弊社の場所などのお問合せも多いため、家電リサイクルに関する一連の流れを丁寧にご案内しております。

●荷捌き

荷降ろしの際も、荷捌人員を常に数名配置してお客様の荷降ろしに対する不安を取り除いております。

●さらなる顧客満足度向上のために

地域に寄り添った指定引取場所を目指して、従業員の教育・指導をおこなっております。

「お客様に寄り添ったSY」を合言葉に、地域に貢献することはもとより、SYとしてさらに向上したいと思います。



記録的な豪雨を乗り越えて

●緊急安全確保【警戒レベル5】・河川氾濫情報・災害救助法の適用

2024年7月下旬の記録的な豪雨により、近くの見覚えのある景色が一変し、自然の猛威に恐怖を感じました。しかし、困難に立ち向かう全ての方々の協力で復興へ向けて確実に前進しております。弊社では、微力ながらSY業務を通じて地域の皆様と歩んでいきたいと思ひます。



私がSY業務に携わってから、前勤務先での経験を含めて16年になりました。当初は覚えることで日々過ぎていましたが、いろいろ経験し、それを生かしながら業務ができていると思います。今後も末永く地域に貢献できるように「指定引取場所」になれるよう頑張っていきたいと思います。



北陸トナミ運輸株式会社



- 所在地：富山県高岡市上四屋 4 番 42 号
- 指定引取場所業務開始時期：2007 年 12 月
- 指定引取場所業務従事者数：6 名
- 2024 年度引取台数：約 1 万 5 千台
- 主な引取対象エリア：富山県呉西エリア

顧客満足度向上への取組

当指定引取場所は通常期は一日当たり 100 台前後の引取数となっており、荷捌場所専属作業員 2 名が中心になって対応しています。なお、ピーク時にはスタッフを増員し運営しております。

①安心・安全への配慮

一昨年まではベテランの荷捌場所専属作業員 1 名を中心に運営していましたが、昨年より新たに 1 名増員しました。

開設当初から積み上げてきたベテランによるコツや知恵を伝承し、指定引取場所の第二の顔となる次世代スタッフの育成に取り組んでいます。お客様から、あの人だから大丈夫と安心して持ち込んでもらえる指定引取場所を目指しています。

②スピーディーな荷降ろし対応

お客様が来られた際には、荷降ろし作業を積極的にお手

伝いしています。安全かつスピーディーにプラットフォーム上に荷降ろしを行い、お客様をお待たせしないことを心掛けています。



ミスゼロへの取組

異物混入の確認には特に力を入れて取り組んでいます。万が一異物が混入したまま作業をした場合、労働災害につながる危険性があります。異物混入をどのように防止するか知恵を絞り、ダブルチェックしています。チェックするごとに○印を引取品に書き証跡を残す取組を導入しました。



特に扉が多く、チェック漏れが発生しがちとなる冷蔵庫において、検品のチェック時に 1 個目の○印、コンテナ積載時に 2 回目のチェックを行い、2 個目の○印を各ドアに書きます。そうすることで、スタッフ誰が見ても確認済みと分かり二度手間をなくすことにもつながっています。

SY 業務に携わり 10 年になります。日頃、持込みされるお客様に対しコミュニケーションを心掛け、安全を配慮しながら対応しております。業務に関しては注意事項などを確認しながら検品ミス・入力ミス・事故ゼロを優先に対応しております。



2 家電リサイクルプラントでのリサイクル処理

2.1 家電リサイクルプラントでの品目別処理フロー

家電リサイクルプラントでは、廃家電4品目の多様な機種を効率良く処理するため、最初に「手作業による解体・

分別」で主要な部品を回収した後、「機械による破碎・選別」を行い、金属等を材料別に回収しています。

(1) エアコンの代表的な処理フロー

室内機



①

外装を取り外した後、熱交換器を取り外します。



②

基板等を取り外します。



③

モーター・ファン等を取り外します。



室外機



①

フロンを回収します。



②

外装を取り外した後、基板等を取り外します。



③

熱交換器・コンプレッサー等を取り外します。



破碎（破碎機）・選別（磁力・渦電流・比重選別機）

機械で破碎・選別を行い、金属やプラスチックを回収します。

回収物

真ちゅう



モーター



基板類



銅パイプ



鉄、銅、アルミニウム、ミックスメタル、真ちゅう、モーター、基板、プラスチック類、冷媒フロン等を回収します。

(2) テレビの代表的な処理フロー

ブラウン管式テレビ



①

バックカバーを取り外した後、ブラウン管や基板等の電気部品を取り外します。



②

ブラウン管のバンドを切断し、取り外します。



③

ブラウン管は分割機でパネルガラスとファンネルガラスに分割します。



破碎（破碎機）

機械で破碎し、ガラスを回収します。

回収物

パネルガラス



ファンネルガラス



基板類



プラスチック



パネルガラス、ファンネルガラス、鉄、銅、アルミニウム、ミックスメタル、基板等を回収します。

液晶・有機EL・プラズマ式テレビ



①

バックカバーを取り外した後、基板等の電気部品を取り外します。



②

液晶パネルを取り外し、分解します。



③

バックカバーなどのプラスチック部品は破碎機に投入します。



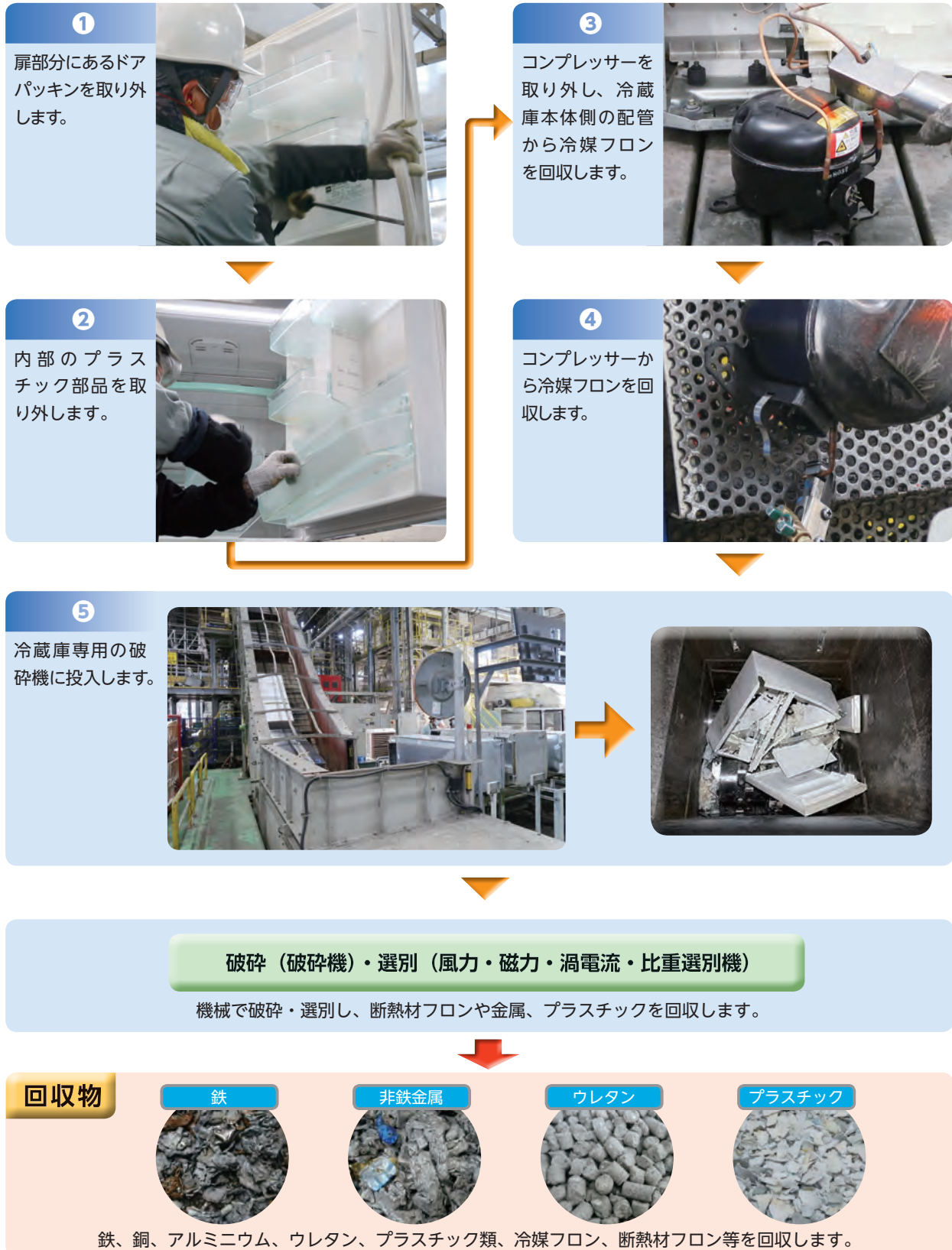
破碎（破碎機）・

選別（磁力・渦電流・比重選別機）

機械で破碎・選別し、金属やプラスチックを回収します。

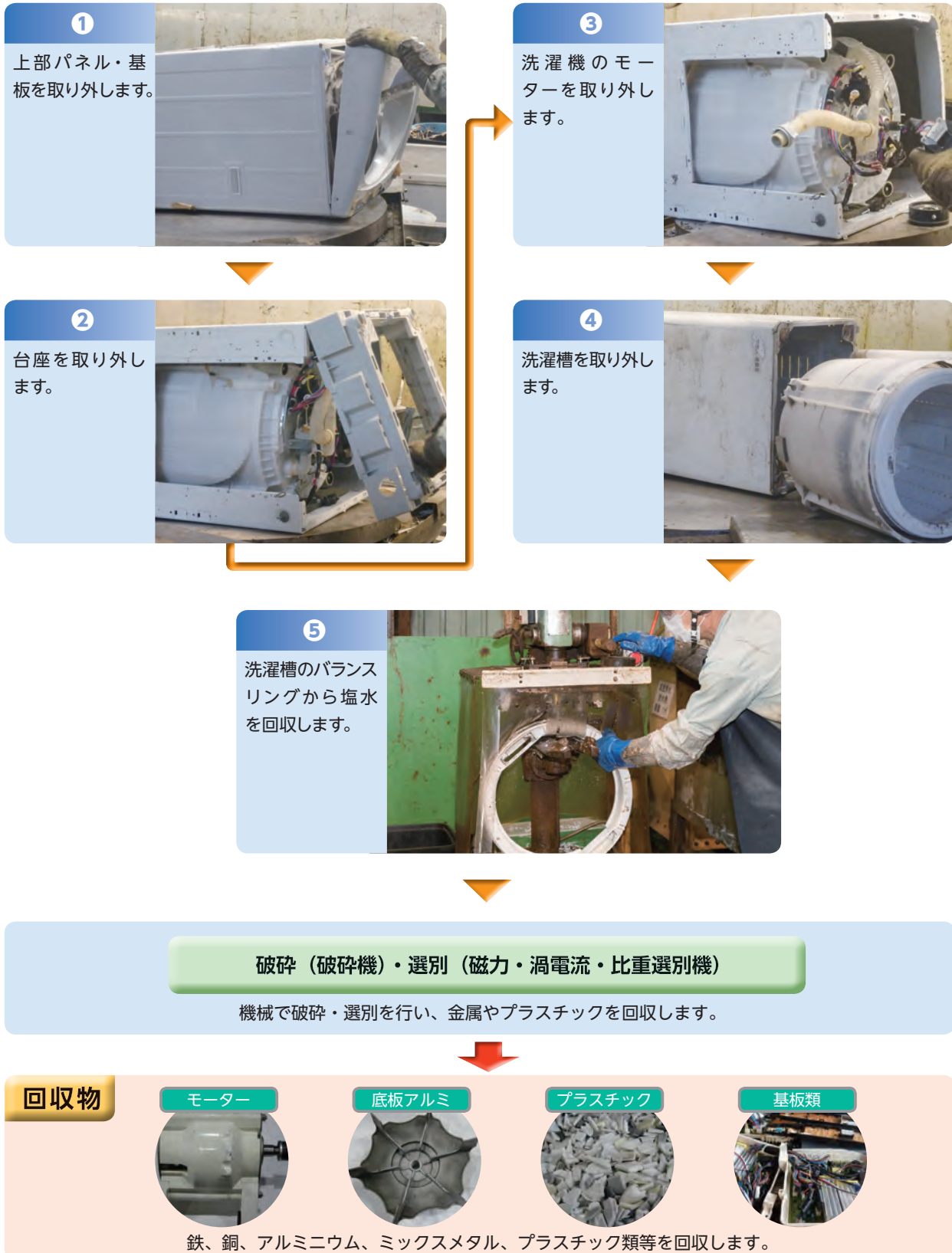
(3) 冷蔵庫・冷凍庫の代表的な処理フロー

冷蔵庫・冷凍庫



(4) 洗濯機・衣類乾燥機の代表的な処理フロー

洗濯機・衣類乾燥機



2.2 フロンの回収・管理フロー

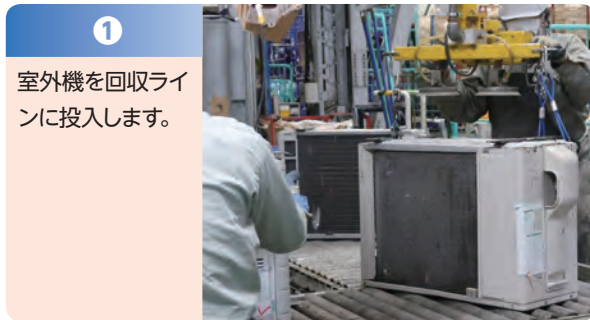
家電リサイクルプラントでは、エアコン、洗濯機（ヒートポンプ除湿乾燥機能付き）、冷蔵庫・冷凍庫が廃棄物となった場合、それらから回収した冷媒フロンの回収・管理フローが漏れいしないように細心の注意を払って管理しています。

ポンベは 24 時間重量変化がないことをチェックし、赤外線方式のフロン検知器等により、漏れのないように管理しています。（フロン関連業務は、教育を受けた特定の作業者が担当）

(1) 冷蔵庫・冷凍庫の冷媒・断熱材フロンの代表的な回収・管理フロー



(2) エアコンの冷媒フロンの代表的な回収・管理フロー



ポンベ出荷

回収完了・出荷・処理時で重量に差異がないことを確認します。

なお万が一、異常が発生した時に備えて24時間の管理体制を取っています。

(3) 洗濯機（ヒートポンプ除湿乾燥機能付き）の冷媒フロンの代表的な回収・管理フロー



2.3 家電リサイクルプラントの紹介

拓南商事株式会社



2022 年実施 エアコン重機解体

当社は 1953 年に創業し、「^{てつ}拓^{ひら}鉄興琉^{おこ}：鉄を拓いて琉球を興す。」を企業理念に掲げ、沖縄県内（離島含む）で発生する鉄・非鉄スクラップの金属リサイクルをはじめ、自動車・家電・産業廃棄物のリサイクルを行っています。また、家電リサイクル業務については、指定引取場所・リサイクルプラントともに、家電リサイクル法が制定された 2001 年当初から取り組んでいます。

- 所在地：沖縄県うるま市宇州崎 8 番地 2
- 再商品化施設操業開始時期：2001 年 4 月
- 取扱品目：家電 4 品目
(エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫（断熱以外）)
- 2024 年度処理台数：約 18 万 5 千台
- 対象地域：沖縄全域（離島含む）
- ホームページ：<https://www.takunanrecycle.co.jp/>



主な取組

① 破碎・選別ライン導入（2023 年 10 月）

当社では、年間処理台数の増加（2019 年の 9 万台から 16 万台へ、B グループ品の処理品目追加）に対応するため、新たに堅型破碎機および選別装置（風力・磁力・渦電流など）からなる堅型シュレッダープラントを導入しました。新設備の導入により、従来よりも細かい破碎と精緻な選別が可能となり、金属および樹脂の回収率が向上しました。これにより、受入需要の拡大に対応するとともに、年々高度化する循環型経済の推進にも応えることができるようになりました。



破碎・選別ライン

② 冷蔵庫解体ラインの更新（2024 年 1 月）

冷蔵庫の受入メーカー種範囲の拡大に伴い、ラインの更新を行いました。冷蔵庫の基板をしゃがまずに回収できるようステージ化を施し、さらに作業支援装置として駆動ローラーコンベア、昇降回転テーブル、反転機などを導入したことで、月間処理台数が 1,000 台から 3,000 台へと大幅に増加しました。今後も作業効率の改善を進め、家電リサイクルに貢献してまいります。



冷蔵庫解体ライン

その他の取組

当社を含む拓伸会グループ 8 社では健康経営に取り組んでおり、2024 年に経済産業省の「健康経営優良法人」に認定されました。健康経営の例としては、全社員（221 名）を対象に生活習慣病に関するセミナーの実施、筋肉量や体脂肪量などを測定・フィードバックする“InBody 体験”、日々の食事の栄養バランスを評価する“食育 SAT”などを行っています。これらの取組を通じて、社員一人ひとりが自己の健康管理を積極的に行う環境づくりを推進しています。



健康経営優良法人認定証



生活習慣病セミナーの様子

株式会社エコリサイクル



当社は秋田県北部地域に存する DOWA グループの鉱山・製錬関連の技術・人材等を活用して、使用済み家電製品やパソコン、OA 機器等のリサイクルを推進し、地域経済の活性化および環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的として設立され、2001 年 4 月から操業を開始しました。再資源化工場として人手による解体処理と高度な選別・分別処理を行い、資源を社会に還元し循環経済形成に貢献しています。

- 所在地：秋田県大館市花岡町字堂屋敷 30 番 2
- 再商品化施設操業開始時期：2001 年 4 月
- 取扱品目：家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
- 2024 年度処理台数：約 20 万 9 千台
- 対象地域：秋田県、青森県、岩手県、山形県（一部）
- ホームページ URL：<https://www.dowa-eco.co.jp/ER/>



主な取組

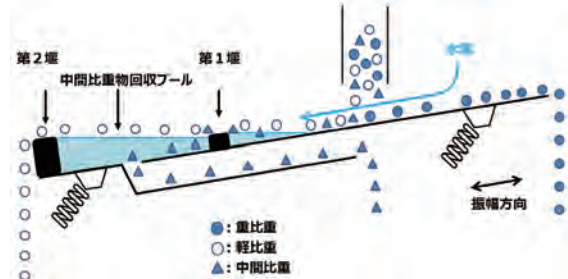
●新工場建設（2024 年 10 月）

冷蔵庫専用の破砕機と選別ラインを備えた第三工場を新設しました。新工場では、操業開始から 2 倍以上となっている入荷量に対応した生産性の向上、作業負荷の軽減などを図っています。また、プラスチックの回収能力を大幅に強化しリサイクル率の向上を実現しています。



●プラスチックの品質向上

縦型破砕後に機械選別で回収されたプラスチックには、細かい非鉄金属や銅線が混入していますが、これらをさらに細かく粉砕し、水流を用いた比重選別で非鉄金属や銅線の回収を行っています。これによりプラスチックの品質を向上させると同時に、これまで異物とされていた金属のリサイクルが可能となりました。



その他の取組

●健康経営の推進

定期健康診断結果やウォーキングイベント、地域活動への参加などをポイント化し、年間で優良者表彰を行うことで従業員の健康管理を含めた意識向上を図っています。また、自身の身体の状態を把握してもらうため、定期的に体力測定を実施しています。



●環境に関する啓発活動

株式会社エコリサイクルは、関係するさまざまな方々とともに成長し、「働き甲斐を実感しながら地域と環

境事業に貢献し続ける!」、「秋田県大館市発信で地球資源を守り、次世代に価値ある環境を残す!」そんな、先進的な資源循環企業になることを全社員一丸となって挑戦しています。

皆さんが使用していた製品を廃棄する際に、正規のリサイクルのルートに出していただくと地域や地球環境に貢献します。私たちが住んでいる地域、子供たちの未来のために、我々とともに地球環境に貢献していきましょう! ご協力をお願いします。



代表取締役 梶原 史洋

3 環境配慮設計（DfE）の取組

3.1 環境配慮設計の高度化に向けて

製造業者等は、製品の設計・製造段階における資源有効利用の推進等、「環境配慮設計（DfE：Design for Environment）」（製品の全ライフサイクルを考慮し、環境負荷低減を目的とした設計や製造を行うこと）に取り組んでいます。

（1）製品アセスメントマニュアルの作成

家電製品協会は、新製品の環境配慮設計への改善度を評価し、環境負荷をより低減したもののづくりを行う具体的な

設計指針として「家電製品 製品アセスメントマニュアル」を作成しており、製造業者等は同マニュアルを各社で活用しています。2013年度には第5版を発行しました。

2014年度には記載内容を要約したウェブ版を家電製品協会ホームページに公開しました。



図表Ⅲ－2 環境に配慮した製品設計の主なポイント（家電リサイクル関連）

項目	具体的な取組内容
減量化・減容化	・製品・部品の減量化・減容化 ・希少原材料の減量化
再生資源の使用	・再生資源の使用 ・再生資源使用の表示
長期使用の促進	・製品・部品・材料の耐久性向上 ・消耗品の交換性向上 ・手入れの容易性向上 ・保守点検・修理の可能性・容易性向上 ・長期使用のための情報提供
手解体・分別処理の容易化	・手分解・分別対象物の処理・解体の容易化 ・リサイクルに配慮した使用材料の工夫
再資源化等の可能性の向上	・リサイクルに配慮した使用材料の工夫

（2）製品アセスメントマニュアルの活用

家電製品協会は、「家電製品 製品アセスメントマニュアル」の内容や、実際に製品設計に取り入れられた改善事例

等をまとめ、ホームページ上で公開しています。

図表Ⅲ－3 製品アセスメント事例集ホームページイメージ



家電製品協会ホームページの製品アセスメント事例集ページ（下に掲載のURL 参照）から、製品の種類やメーカー名を選択すると、製品ごとの取組内容や評価項目を確認することができます。

● 家電製品協会のホームページで環境配慮設計の内容や改善事例を確認できます。

環境配慮設計
<https://www.aeha.or.jp/environment/>



製品アセスメント事例集
<https://www.aeha.or.jp/pa-ae/assessment/index25.php>



家電リサイクルの処理について
<http://www.aeha-kadenrecycle.com/introduction/>



(3) ガイドライン・報告書の作成

家電製品協会の製品アセスメント委員会は、家電リサイクルプラントと意見交換を行い、改善要望を確認すると

もに、処理方法に関するアンケート調査を実施することにより、製造業者等が環境配慮設計に取り組む際のガイドラインや報告書を作成しています。

図表Ⅲ－４ 家電製品協会の委員会活動による取組



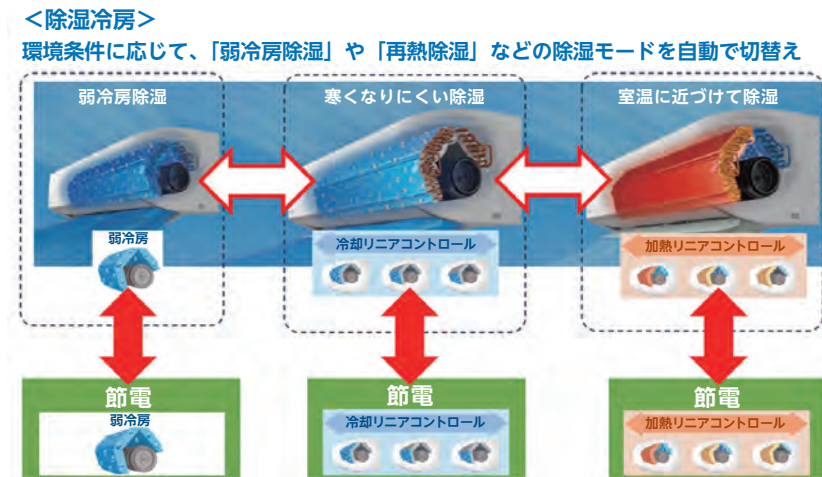
改善事例

リサイクルマーク		具体的な取組内容	表示場所
リサイクルマークの表示		ねじ位置	ねじの近傍に表示
		穴開け位置	穴開け推奨位置に表示
		コンプレッサの冷媒封入パイプの向き	冷蔵庫背面の機械室カバーまたは冷蔵庫背面に表示
手解体・分別容易化のための取組	(改善前)		
設計改善事例 (冷蔵庫)	(改善後)		
	冷蔵庫内の透明棚の金属材料を取り外しやすくした例 (写真上および右)		
	家電リサイクルプラントから、冷蔵庫のプラスチック製の透明棚に装着されている金属部品の取外しが困難なため、金属部品を使用しない方向で統一してほしいとの設計要望が寄せられました。		
	同一部品に異種素材を極力使用しない方向で設計改善しました。また同一部品に異種素材を使用する場合には、取り外しやすい構造に改善しました。		

(4) 環境配慮設計の具体例

【エアコン】

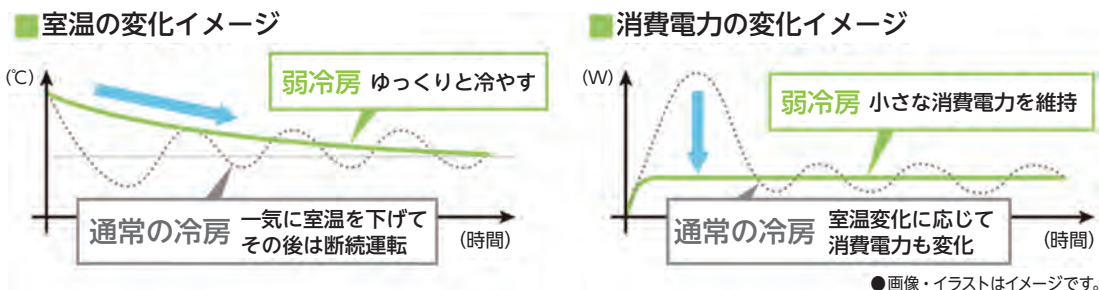
室内が設定温度・湿度に到達し安定すると、消費電力を抑えて運転。消費電力量を抑えながらも、室内が不快にならないよう温度と湿度のコントロールを実現。



節電除湿冷房機能の一例（イメージ図）

【エアコン】

節電機能をさらに強化し、控えめの冷房で消費電力を抑えながらゆっくりと部屋を冷やすモードを新たに搭載。長時間の使用や就寝時に適した弱めの冷房運転を実現。



室温と消費電力の変化の一例（イメージ図）

【エアコン】

使用済み家電製品より回収したプラスチックから再生した、高純度プラスチックを原料とする再生プラスチック材を採用。



再生プラスチック材使用部品の一例：フィルター自動清掃機構の筐体部品（イメージ図）

再生資源の使用

【薄型テレビ】

付属するリモコンのケースにも再生プラスチック材を採用。

手ざわりや丈夫さを変えることなく、
毎日手に取るリモコンも環境に配慮。



再生プラスチック材を使用した TV リモコンの一例（イメージ図）

省エネ・省資源

【冷蔵庫】

食品ロス軽減に向け、カメラ画像から野菜を AI で認識し食材管理をサポートする機能を新たに搭載。

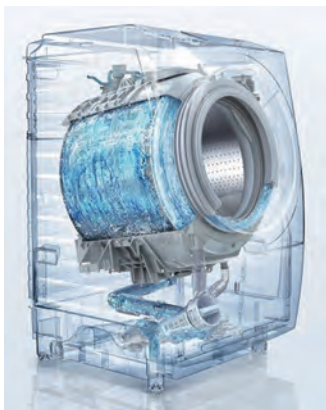


カメラ画像から食材管理をサポートする機能の一例（イメージ図）

長期使用の促進

【洗濯機】

経年的な使用による乾燥効率の低下を抑えるため、洗濯槽・乾燥経路・ドアパッキンを洗浄するコースを新たに採用。
長期使用を促進。



乾燥効率の低下を抑えるための洗浄コースの一例（イメージ図）

環境配慮設計について学んでいただくためのメールマガジン「サステナ通信」の発行

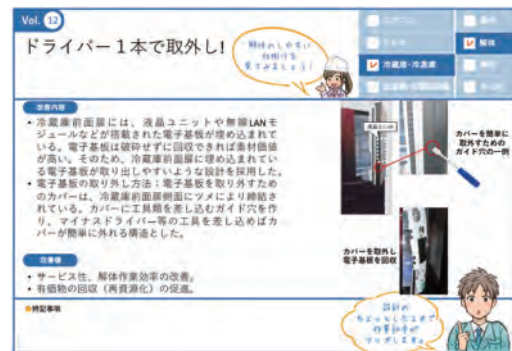
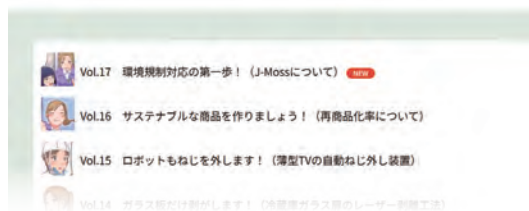
◆既知の改善事例をまんがや写真を使用して平易に説明。

<https://aeha.or.jp/environment/>



TOP > サステナ通信

環境配慮設計について学んでいただくためのメールマガジン「サステナ通信」のバックナンバーです。



(5)製造業者等の活動 (パナソニックグループの事例)

●家電リサイクルプラントの見学・意見交換会

製造業者等は再商品化に要する費用を低減するため、リサイクルに配慮した環境配慮設計を推進しています。

パナソニックグループではAグループの家電リサイクルプラントの協力を得て、品目ごとに見学会を原則年1回実施しています。毎年、品目ごとに最適なりサイクルプラントを選定のうえ、設計部門を中心に10名程度を選任して訪問しています。見学会では実際のリサイクル現場での処理内容を学ぶとともに、処理の様子を間近で見て、疑問があれば直接すぐに質問・解決し、理解を深めています。また解体作業の大変さを改めて肌で感じる機会となっています。



家電リサイクルプラントの見学の様子

意見交換会ではリサイクル関係者からのお困りの声を生で聴くことで、解決しなければならないという意識が強まります。現状において未解決の課題は、容易に解決できないものばかり残っていますが、リサイクル側と設計側の討議、キャッチボールを繰り返すことで、解決の方向性を導き出せることが多く、解決策は都度、製品設計にフィードバックを行っています。



リサイクル関係者との意見交換会の様子

●新製品の解体実証

パナソニックグループでは、商品が環境に与える影響を企画・設計段階から事前評価する製品環境アセスメントを運用しており、その仕組みの中で、新製品開発時には解体実証を実施しています。

設計者自らが実際に製品を分解することで、解体作業の大変さを実感するとともに、リサイクル課題の気付きを得る機会としています。また解体実証には家電リサイクルプラントの処理内容に精通したメンバーを必ず参加させるようにし、リサイクル課題の抽出漏れが起こらないように配慮しています。

解体実証では解体に要する時間や素材ごとの重量データを取得し、「リサイクル率」と「再商品化に要する費用」を従来モデルと比較する形でリサイクル性を評価しています。評価においてはユニットごとに手解体、破碎選別を設定し、最適なりサイクル処理の考察も並行して行っています。

リサイクル課題となるリサイクル阻害構造に対して、参加者全員で改善策を検討しています。設計者による改善提案の内容が効果的であるかどうかはリサイクルに精通したメンバーが判断し、対応可能な最善策を常に検討するようにしています。

製品環境アセスメントの概要		
評価項目	評価基準	
① 製品本体	地球温暖化防止	CO ₂ 排出量・省エネルギー
	資源有効利用	省資源、軽量化・減容化、リユース部品点数、長期使用性、再生資源使用量、電池の取外し容易化構造、回収・再資源化に必要な表示 など
	水、生物多様性	節水、生物多様性保全への配慮 他社比較
② 生産工程 (該当製品での評価)	地球温暖化防止	CO ₂ 排出量・省エネルギー
	資源有効利用	省資源、排出物となる包装資材の質量、資源使用量、工場廃棄物量 など
③ 包装	資源有効利用	省資源、軽量化・減容化、発砲プラスチックの使用量、再生資源使用量 など
④ 取扱説明書	資源有効利用	省資源、軽量化・減容化、再生資源使用量
① ② ③ ④	化学物質管理	当社グループ化学物質管理ランク指針(製品・工場)
ライフ・サイクル・アセスメント	地球温暖化	
情報管理	グリーン調達、サプライチェーンでの情報提供 など	

【出典】 パナソニックグループ サステナビリティデータブック 2024



新製品の解体実証の様子

(6) 製造業者等の活動(ソニー(株)の事例)

●リサイクル研修会

ソニー(株)は、グリーンサイクル(株)においてテレビリサイクル研修会を2006年から定期的に開催しています。この研修は、デザイナーや機構設計者、環境・製品コンプライアンス担当者など幅広い職種の社員が参加し、リサイクル配慮設計の必要性や重要性を再認識し、その後の製品づくりに生かすことを目的としています。

① 座学

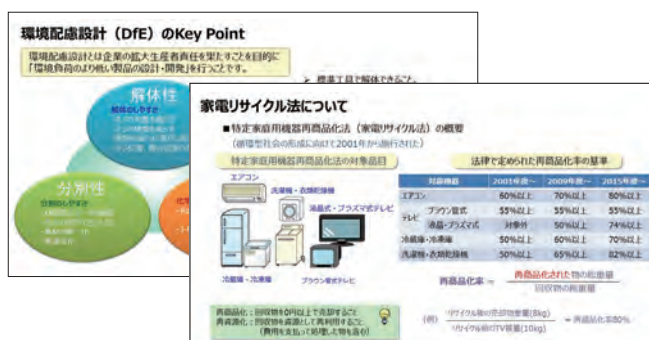
日本の家電リサイクル法と海外のリサイクルに関する法の違い、家電4品目の再商品化方法、再商品化率、環境配

慮設計のポイントや、グリーンサイクル(株)の処理工程、処理実績等について学びます。

この研修会は、「1. 座学」「2. 家電リサイクルプラントの見学」「3. 解体実習」「4. プラントからの要望」からなる4部構成の1日型研修プログラムとなっています。



座学の様子



座学資料の例

② 家電リサイクルプラントの見学

グリーンサイクル(株)が家電4品目をどのように再資源化しているのか、テレビをはじめ、エアコン・冷蔵庫・洗濯機などについても品目ごとの特徴や処理工程の説明を聞きながら工場内のラインを見学します。



家電リサイクルプラントの見学の様子

③ 解体実習

液晶テレビを参加者自らの手で解体します。標準工具での解体性、部品の材料表示、改善が必要な点、再商品化率などを見極めながら製品の解体を行い、各グループで再商品化の課題をまとめて発表を行います。



解体実習の様子

④ プラントからの要望

グリーンサイクル(株)の担当者が現状の課題や要望をソニー(株)にフィードバックします。自らの手で製品を解体した後なので、環境(リサイクル)配慮設計の重要性を容易に理解することができます。

参加者はこの研修会を通じて得られた、解体作業の難しさや改善点、分別した資源を再利用することの重要性などの認識を、全世界で販売される製品の設計に生かしています。

(7) 製造業者等の活動 (シャープ (株) の事例)

●リサイクル設計研修の実施

シャープ (株) では、製品ライフサイクルを考慮したモノづくりを推進することを目的として、主に製品の企画・設計担当者を対象としたリサイクル設計研修を実施しています。



導入研修の様子

2024 年 11 月、テレビの担当者など 8 名が家電リサイクルプラントである関西リサイクルシステムズ (株) の協力を得て受講しました。



家電リサイクルプラントの見学の様子

研修では、設計の段階でリサイクルに配慮して設計することの重要性や、プラスチックのマテリアルリサイクルを推進するための考え方、リサイクル工場の見学などを行いました。



解体実習

また、2024 年 4 月に品目追加となった有機 EL 式テレビや、実際に 10 年以上使用された液晶テレビの解体実習を行い、プラスチックの素材やネジの種類の統一化、素材表記の大切さを実感してもらいました。



解体デモ風景



ワークショップの風景



リサイクル設計研修の講義

受講者からは「リサイクル現場への配慮の必要性が理解できた」、「品質とリサイクル性の両立に取り組んでいきたい」などの声が聞かれました。今後も、材料選択からリサイクルまでを考慮したモノづくりが進められるよう、社内意識の醸成を進めていきます。

4 最新リサイクル技術

4.1 最新リサイクル技術の紹介

家電リサイクルプラントでは、新たな処理設備の導入や手解体工程の見直し、処理ノウハウの蓄積、将来を見据えた実証実験等、再商品化率の向上や安全・環境改善等を

指したさまざまな取組を行っています。

近年の製造業者等による代表的なリサイクル技術の事例を以下に紹介します。

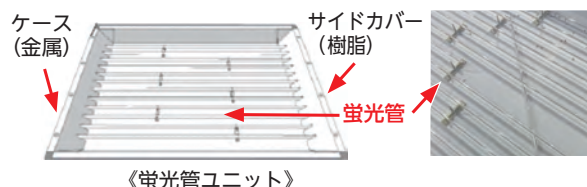
(1) 生産性の向上

薄型テレビ蛍光管ユニット解体ブースの導入

【導入の経緯】

蛍光管バックライト式の液晶テレビは、全薄型テレビ入荷の約40%を構成しています。水銀が入った蛍光管は解体時に破損する恐れがあるため、専用解体ブースのないプラントでは解体せずに蛍光管ユニットとして金属ケースと一緒に逆有償品として出荷していました。今回、他プラントで導入されている設備をベースに必要な条件の見直しを行

い、新たな解体ブースを開発導入しました。



【開発のポイント】

作業員への水銀曝露リスクがなく、また周辺への影響が発生しない作業環境構築を前提に蛍光管破壊テストを実施し、必要条件の明確化と新たな設備仕様を策定しました。

①必要条件の明確化

- ・蛍光管解体テーブル面を吸引排気すれば作業員への水銀曝露リスクは無くなる。
- ・破損品を容器密封し保管することで、解体テーブル面の水銀検知は無くなり、周囲への影響もない。

②必要条件を満たす設備仕様の見直し

No	必要条件	既存設備（検討ベース）	見直し仕様
1	蛍光管解体テーブル面の吸引排気（蛍光管の破壊点近傍）	作業エリア隔離、吸引排気（工具吊り、照明、フード、工具掛け、分電盤、ゴミ箱、活性炭フィルター（交換頻度は年3回）、カーテン）	- 作業員手元の吸引排気は必要（吸引力0.7m³/min以上） - 作業エリア隔離は不要
2	破損品の即時回収排除		破損発生時、即時回収は必要（脱水銀処理機能までは不要）
3	破損品の容器密封保管	破損品処理（脱水銀処理：ノズル吸引活性炭吸着）	- 容器密封保管機能は必要（脱水銀処理機能までは不要） - 回収容器投入時の水銀飛散などが発生しない仕組みは必要



③薄型テレビ解体ラインへの導入



【成果】

蛍光管ユニット解体運用導入により金属ケースなどの有価物回収が可能となり、リサイクル率が約6%向上しました。必要条件明確化による設備仕様見直しを行うことで解体

ブース製作費用は、従来設備と比べて1/3に抑制ができました。今後は、同じ課題を抱えているプラントに対し、導入支援を行って参ります。

廃家電型番読取りシステム導入

【目的】

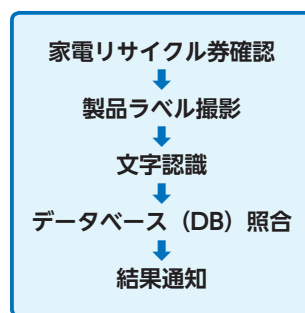
形状や搭載部品に合わせた廃家電の解体方法を判断するために、従来は製品ラベルを確認し、現場に掲示している作業手順書と照らし合わせて作業していましたが、見間違いなどによる誤判断が発生していました。現場オペレーションの効率化を図るために AI 技術を駆使した高

精度文字認識技術を採用し、製品ラベル画像からさまざまな情報（型番、メーカー、年式、製造番号、冷媒フロ

ン種など）を取得し解体方法を判別できる廃家電型番読取りシステムを開発しました。

【開発のポイント】

■ 処理フロー



ハンディターミナル

処理フロー

■ 取組ポイント

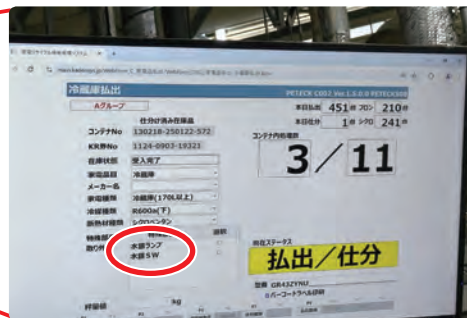
- 文字認識率、および、正読率向上
(数千枚のラベル撮影テスト実施と集計解析、特殊なフォントなどへの対応)
- 型番不一致時対策（類似型番を候補として選抜通知）

- DB 拡充対応（未登録型番を DB へ都度追加補充）
- 管理システム側への処理情報（家電リサイクル券情報、製品情報等）自動登録化対応

■ 効果

- 管理システム側への処理情報登録作業効率化
- 廃家電入荷傾向の調査分析対応効率化

- 後段の自動解体システムとの連携による効率化
- 水銀含有部品、冷媒フロ



水銀含有部品判定結果通知

【今後の展開】

今後は、ハンディターミナル使用者の指の動きや視覚を分析し、より操作性の高いシステムにアップデートしていくことや、データベースを拡充し、自動解体システムとの連携強化を検討していく予定です。現在、薄型テレビ解体ライ

ン側にも固定式の廃家電型番読取りシステムを既に展開しており、汎用性のあるシステムとしてさらなる水平展開を実現しリサイクルプラントの安定稼働に貢献していくことを目指します。

(2) 安全・労働環境の改善

真空断熱材（VIP）剥離 カット工法の開発

【目的】

真空断熱材（以下、VIP）を使用した冷蔵庫の入荷割合は年々増加傾向にあり、VIP 中のグラスウールが起因となる搬送系詰りトラブル防止、回収物純度向上、ウレタン断熱材固形燃料の品質向上などの観点から、VIP を事

前回収する必要がありました。従来は振動工具（チゼル）を使用して手作業で VIP を剥離していましたが、作業者の身体的負担軽減・作業環境改善のために、より安心・安全な自動剥離カット工法を開発しました。

【開発のポイント】

■ カット用ツール検討

	はつる		切削				切断		溶かす		
	チゼル	ウォーター ジェット	ディスク	エンドミル	ロータリー バー	振動刃	カッター	スリッター ナイフ	レーザー	プラズマ	ガス
ツール											

さまざまなカット用ツールで実証実験した結果、火花レスで安全性が高く、切断加工速度も稼げる、カッター刃によるカット工法に最も優位性がありました。

■ 工法開発

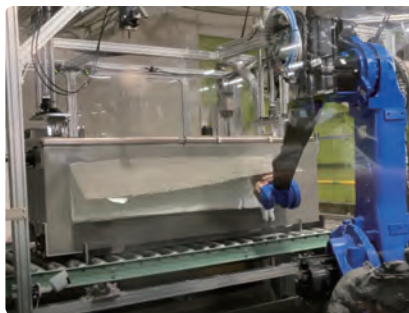
項 目	従来工法	新規開発工法
剥離方法	振動工具（チゼル）を利用した手作業 ※外装鉄板をカットし鉄板付VIPで剥離	カッター刃装着のロボットによる自動カット ※外装鉄板とVIPを一緒にカット
切断加工速度	100mm/s	500 mm /s（冷蔵庫1面当り15～20秒程度）
切断経路	蛇行しやすい	直進性あり
その他	課題：振動・騒音による作業員への負担大	効果：自動カットによる作業環境改善＆省人効果

カッター刃装着のロボットを活用した新工法では、従来工法に比べて「加工速度」、「切断操作性」、「作業環境」などを大幅に改善することができました。

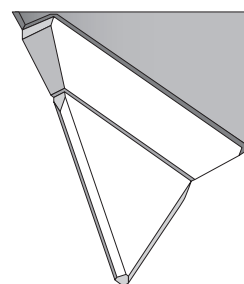
■ 実証実験装置



カッター刃装着のロボット



自動カット実証実験装置



カッター刃拡大図
（オリジナル開発品）

【今後の展開】

- オフラインの自動剥離カット装置を導入し、カッター刃の耐久性アップを検証します。
- VIP 剥離カット工法だけでなく、VIP 中のグラスウール

を取り出し減容する工法も開発を進めており、冷蔵庫解体設備にインライン化し、省人化や素材別回収（鉄とグラスウール）を目指します。

安全職場の構築（重筋作業の撲滅）

【目 的】

人への負荷が高く、労働災害にもつながりかねない「廃家電4品目」をインナーコンテナから下ろす作業が重筋作業となっていました。以下の5つの重筋作業を他プラントの取組内容も参考にして、対策しました。

【改善のポイント】

■吸着による吊り上げ

吸着も接触面の凹凸により真空圧力低下となりますが、冷蔵庫や洗濯機のようなフラットな面がある製品には向いていると考え、採用しました。

①自動洗濯機・二層式洗濯機・乾燥機 荷降ろし

荷降ろしロボット（ロボットアーム+吸着パッド）を導入。



人による荷降ろし作業



荷降ろしロボット

②冷蔵庫・冷凍庫 荷降ろし

落下防止のため、6つの吸着パッドで冷蔵庫を吸着し、電動チェーンブロックにより吊り上げ、運搬をするようにしました。



吸着パッドでの吸着風景

①全自動洗濯機・二層式洗濯機・乾燥機荷降ろし

②冷蔵庫・冷凍庫荷降ろし、③エアコン室外機荷降ろし

④ドラム式洗濯機荷降ろし、⑤薄型テレビ荷降ろし

■フックによる吊り上げ

フックはひっかける場所が必要。エアコン室外機にはベースプレート、ドラム式洗濯機には取手があるため、フックを掛けることができると判断し採用を決めました。

③エアコン室外機 荷降ろし

室外機ベースプレート部にフックを1点掛けし、吊り上げて荷降ろし。



横行・縦行レール

④ドラム式洗濯機 荷降ろし

電動チェーンブロックと天井レールを使用したフック1点吊りを採用しました。



エアコン室外機と同じ1点吊り

■その他

⑤薄型テレビ 荷降ろし

大型テレビをハンドクレーン（パワーアシスト：圧力センサーを手に装着、上方への力をアシスト）を導入しました。



ハンドクレーン

【成 果】

①自動洗濯機・二層式洗濯機・乾燥機：自動化&省人化

②冷蔵庫・冷凍庫：100kg 超の冷蔵庫吊り上げ可能

③エアコン室外機：横行・縦行レールにより操作性向上

④ドラム式洗濯機：取手部分へのフック掛けが可能になり、吊り上げ作業が容易化

⑤薄型テレビ：50kg の重量物を 20kg の力で移動可能

(3) 素材価値の向上

単一素材化と操業 KPI 管理

【目的】

複合素材である、冷蔵庫、エアコンの熱交換器、ブラウン管テレビの偏向ヨーク、洗濯機の非鉄をさらに破碎・分解し、アルミや銅の単一素材を回収しています。

また、それらを含む家電リサイクルプラントの操業については KPI を設定することにより、日々のデータを収集・分析し改善活動につなげています。

【工程（各単一素材化と KPI 管理）】

【熱交破碎品】

粗破碎機



手選別



熱交破碎機（一軸破碎機）



熱交破碎内部



熱交破碎品 (アルミ)

粗破碎機で破碎され 500 mm アンダーになった回収物は手選別でピッキング回収します。冷蔵庫、エアコンの熱交換器は一軸破碎機に投入し 50 mm アンダーに破碎し磁選機を経て鉄とアルミを回収します。

【アルミ回収】

粗破碎機



細破碎機



渦電流選別機



一軸破碎機



渦電流選別機



非鉄金属



アルミ

洗濯機はドラム式洗濯機も含めて、前処理後、機械破碎をしております。全ての洗濯機は単一プラスチック、ガラス、ガラス蓋、コンクリートを前処理にて回収後破碎機に投入します。破碎機で破碎され 30 センチ～ 50 センチになった各種回収物は、手選別でピッキングを行います。その後、細破碎機にて 10 センチ角程度に破碎されます。そして磁力選別機を経て下流の渦電流選別機で非鉄が選別されます。洗濯機の場合大半がアルミダイキャストですがこの中にプラスチック巻きのダイキャストが混じります。

今回、その非鉄をもう一度、別の破碎機にかけ 45 mm の篩ふるいを通して回収します。すると大半のプラスチックとアルミダイキャストが分離しますのでもう一度渦電流選別機にかけ、アルミダイキャストとプラスチックその他に選別し回収します。

【トランス解体】

ブラウン管のトランス、偏向ヨークは全解体しています。



鉄



プラスチック



銅

【KPI 管理】

組織内で KPI を把握し、進捗状況を確認する環境を構築することで、結果として目標達成に向けたチームのモチベーションアップに取り組んでいます。

6つの視点で管理項目进行分类しています。

- ① 工場稼働…処理効率、社員稼働率、在庫数の推移、電気オペレーション
- ② 保全…巡視点検、設備保全、自社整備
- ③ 品質…回収率、前処理プラスチック回収率、大型解体の仕事内容
- ④ 搬出…出荷単一素材化向上、成果品不良
- ⑤ 物流…横持ち、2L 待機時間管理
- ⑥ 安全…事故・災害の件数、安全パトロールの是正件数

下記の効果が出ています。

- KPI 管理値を設けることで、社員が現場の状況を把握できる
- 今日、取り組むことが明確になる
- 結果が改善されたときには達成感を感じられる
- 解りやすい KPI 指数での管理状況を共有することで各グループのモチベーションアップにつながる
- KPI の項目は、月次でリーダー会議にて報告する
- 管理達成度によりブラッシュアップを図る

【改善（開発）のポイント】

【単一素材化】

コンプレッサの解体、トランスの解体については以前から取り組んできましたが、さらなる効率化を研究しています。熱交破碎は排出先の単一素材に利用できるため全品目、全量を処理することにしました。

さらなる単一素材化の試みとして、機械破碎によって複合素材となっている非鉄金属を分析し、破碎によりプラスチックを分離できることが分かり、再度破碎、選別を行っています。

【KPI 管理】

各項目の KPI 指数を定めるにあたり、日報からのデータの収集、分析を行い、試行錯誤しました。各項目においてわかりやすいこと、リアルタイムに管理できる指数を採用しました。

朝礼時の報告で社員全員が前日の結果を共有しています。

【成 果】

【単一素材化】

偏向ヨークの解体はブラウン管解体の一連の工程に組み込むことにより効率的に処理できるようになりました。

【KPI 管理】

各項目の KPI 指数を定めることにより、進捗状況の管理が見える化しています。日々の KPI 指数が達成できなかった場合、問題点に対する改善策にベテラン社員から若手社員まで共通の課題として取り組むことができるようになりました。

5 料金低減化等への取組

5.1 効率化などの取組による料金の改定

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（2022年6月公表）において、リサイクル料金の低減化に関して、「製造業者等は、透明化を通じて自社が設定する再商品化等料金の水準を検証するとともに、環境配慮設計（DfE）の推進等や、製品の区分に応じた料金設定の工夫による料金の低減化に取り組み、これまで料金は低下傾向にある。」と報告されました。

各製造業者等が公表した最新のリサイクル料金は、家電

製品協会ホームページの「再商品化等料金一覧（家電リサイクル料金）」で確認できます。

再商品化等料金一覧（家電リサイクル料金）

⇒ https://www.rkc.aeha.or.jp/recycle_price_compact.html



これまでのリサイクル料金の推移は、以下のとおりとなっています。

図表Ⅲ－5 一部の製造業者等によるリサイクル料金の推移

品目	区分	家電リサイクル法施行当時のリサイクル料金	2007年4月1日引取り分より	2008年11月1日引取り分より	2011年4月1日引取り分より	2013年4月1日引取り分より	消費税8%変更2014年4月1日引取り分より	2015年4月1日引取り分より	2016年4月1日引取り分より	2017年4月1日引取り分より	消費税10%変更2019年10月1日引取り分より
エアコン	区分なし	3,675円 (3,500円)	3,150円 (3,000円)	2,625円 (2,500円)	2,100円 (2,000円)	1,575円 (1,500円)	1,620円 (1,500円)	1,404円 (1,300円)	972円 (900円)	990円 (900円)	
テレビ	大16型以上	2,835円 (2,700円)	2,835円 (2,700円)				2,916円 (2,700円)	薄型テレビ		2,916円 (2,700円)	2,970円 (2,700円)
								ブラウン管式テレビ		2,376円 (2,200円)	2,420円 (2,200円)
	小15型以下		1,785円 (1,700円)				1,836円 (1,700円)	薄型テレビ		1,836円 (1,700円)	1,870円 (1,700円)
								ブラウン管式テレビ		1,296円 (1,200円)	1,320円 (1,200円)
冷蔵庫・冷凍庫	大171ℓ以上	4,830円 (4,600円)	4,830円 (4,600円)				4,968円 (4,600円)				
	小170ℓ以下		3,780円 (3,600円)				3,888円 (3,600円)	4,644円 (4,300円)			4,730円 (4,300円)
洗濯機・乾燥機	区分なし	2,520円 (2,400円)					2,592円 (2,400円)	3,672円 (3,400円)			3,740円 (3,400円)
								2,484円 (2,300円)			2,530円 (2,300円)

（注）上記料金は、上段が消費税込み、下段（ ）内が消費税抜きの金額。

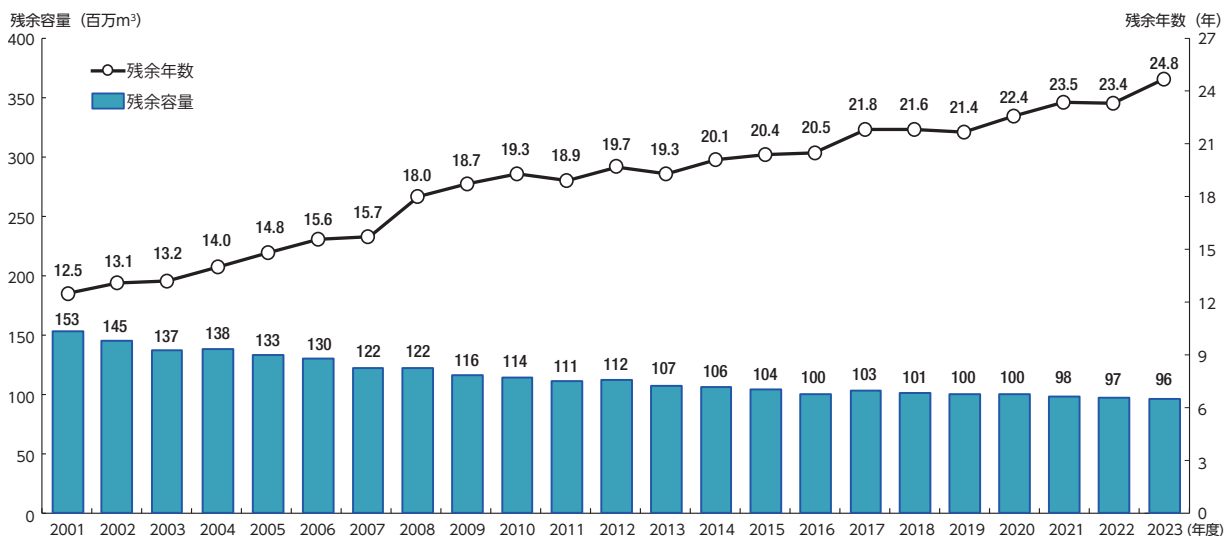
2024年4月1日から対象品目である薄型テレビ（液晶・プラズマ式テレビ）に有機EL式テレビが追加されました。

5.2 最終処分場の残余年数長期化への貢献

環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果（令和5年版；2025年3月27日公表）」によると、2023年度末時点全国にある一般廃棄物最終処分場は1,554施設（うち2023年度中の新設は5施設（建設中含む））で、総残余容量は95,751千m³、残余年数¹¹は全国平均で24.8

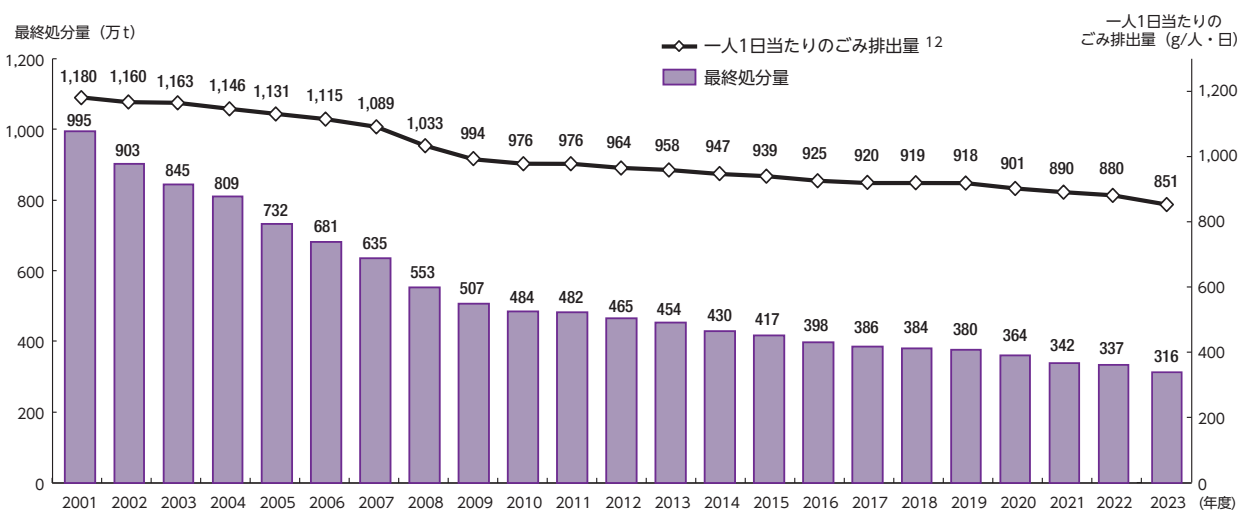
年となり、残余年数は2022年度に対し改善しています。一般廃棄物の最終処分量の減少は、ごみ排出量の減少によるものであり、家電リサイクル法に基づく廃家電4品目のリサイクルもこれに寄与しています。

図表Ⅲ－6 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移



〔出典〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果（令和5年度）について」（2025年3月27日 環境省公表）
「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和5年度）について」より作成

図表Ⅲ－7 最終処分量と国民一人当たりのごみ排出量の推移



〔出典〕 同上

11 残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度最終処分量により埋立てが行われた場合に、埋立処分が可能な期間（年）をいい、以下の式により算出されます。

$$\text{残余年数} = \text{当該年度末の残余容量} \div (\text{当該年度最終処分量} \div \text{埋立ごみ比重})$$

（埋立ごみ比重は0.8163とします。）

12 2012年度以降は外国人人口を含みます。

Ⅳ章

普及啓発活動および支援活動

1 消費者等への家電リサイクルの普及啓発活動

1.1 製造業者等による普及啓発の取組

(1) 家電リサイクルプラント等による普及啓発活動

2024 年度も循環型社会形成につながるリサイクル関連のイベントが全国各地で開催されました。全国各地の家電リサイクルプラント等は、地域貢献と普及啓発活動の一環として、

イベントへの来場者に家電リサイクルの重要性・大切さを身近に知ってもらうため、各イベントに積極的に参加しています。

図表Ⅳ－1 家電リサイクルプラント等のリサイクル関連イベントへの参加状況

家電リサイクルプラント等	イベント名	開催日	主催者
平林金属（株） 御津工場	「環境の日」ひろしま大会	2024年6月8日	広島県 環境県民局 環境政策課
トーエイ（株）	しんきんビジネスフェア	2024年10月11日	（一社）東海地区信用金庫協会
	SDGs AICHI EXPO 2024	2024年10月10日～12日	SDGs AICHI EXPO 実行委員会
	メッセナゴヤ2024	2024年10月30日～11月1日	メッセナゴヤ実行委員会
（株）HARITA 本社	とやま環境フェア 2024	2024年10月12日・13日	（公財）とやま環境財団
	クラフトフェア「ツギノテ」	2024年10月19日・20日	高岡市伝統産業青年会
	ふくおか産業フェスティバル	2024年11月3日	高岡市産業振興部 地域振興交流課
	たかおか SUNSUN エコフェスタ	2025年1月11日・12日	高岡市カーボンニュートラル推進協議会・（公財）とやま環境財団
東京エコリサイクル（株）	江東区環境フェア	2024年6月2日	江東区
グリーンサイクル（株）	環境デーなごや	2024年9月14日	名古屋市環境局
関西リサイクルシステムズ（株） 本社工場	ひらエコまつり	2024年11月3日	枚方市環境部 循環型社会推進課
	環境広場	2025年1月18日	枚方市地球温暖化対策協議会（環境部 環境政策課）
	ひらかたエコフォーラム 2025	2025年2月15日	NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議
	ひらかた資源循環シンポジウム holantotte ーほらんとってー	2025年3月9日	枚方市環境部 循環型社会推進課
アクトビーリサイクリング（株）	青少年のための科学の祭典 熊本大会 2024	2024年8月17日・18日	（公財）日本科学技術振興財団
	第16回都城市環境まつり	2024年10月5日	都城市環境まつり実行委員会
	環境フェスタかごしま 2024	2024年10月19日・20日	環境フェスタかごしま実行委員会
	くまもと産業復興エキスポ	2025年2月20日・21日	熊本県

出張講座

廃家電4品目の正しいリサイクルを促すため、家電リサイクルプラントの社員が学校や施設に出向く出張講座を行っています。

各講座では、家電リサイクルの仕組みについてのクイ

ズを交えながらの説明や、家電リサイクルプラントでの金属やプラスチックの選別工程を模したデモ機による実演を行い、家電リサイクルへの理解を深める工夫をしています。

図表Ⅳ-2 家電リサイクルプラントによる出張講座実施状況

家電リサイクルプラント	出張講座先	開催日	対象者	参加人数
(株) 鈴木商会 発寒リサイクル工場	市立札幌みなみの杜高等支援学校	2024年4月4日	教員	5
		2024年6月6日、7月4日、12月18日、 2025年2月18日、3月18日	1年生	40
パナソニック エコテクノロジーセンター (株)	マンスフィールド財団 (オンライン授業)	2024年4月25日	27期生 (アメリカ)	1
	キヤノン株式会社 (オンライン授業)	2024年5月28日	従業員	54
	京南市立信達小学校 (オンライン授業)	2024年5月31日	小学4年生	94
	寝屋川市立池田小学校 (オンライン授業)	2024年6月11日	小学4年生	86
	有田川町立御霊小学校 (オンライン授業)	2024年6月14日	小学4年生	63
	美方郡香美町立長井小学校 (オンライン授業)	2024年6月18日	小学4年生	7
	神戸市立下畑台小学校 (オンライン授業)	2024年6月19日	小学4年生	77
	就労移行支援事業所フィン香椎駅前 (オンライン授業)	2024年7月2日	従業員	15
	猪名川町立猪名川小学校 (オンライン授業)	2024年7月4日	小学4年生	58
	姫路科学館	2024年8月5日	親子 (小学4年生以上)	138
	coolblue (オンライン授業)	2024年8月23日	従業員 (オランダ)	2
	静岡県加藤学園秀初等学校 (オンライン授業)	2024年10月15日	小学5年生	42
	姫路市立青山小学校 (オンライン授業)	2024年10月24日・25日	小学5年生	83
	ひょうご環境体験館	2024年12月26日	親子 (小学4年生以上)	25
豊田メタル (株)	ICETTセミナー (講演者として)	2025年2月18日	会場 / オンライン 聴講者：行政機関、 民間企業等	約300
	半田商業高校	2025年2月27日	高校2年生	約40
西日本家電リサイクル (株)	福岡大学 工学部	2024年10月9日	大学1年生	87
(株) ハイパーサイクルシステムズ 本社工場	船橋市立海神中学校	2024年6月25日	中学3年生	30
	成田市立吾妻中学校	2024年11月15日	中学2年生	30
関西リサイクルシステムズ (株) 本社工場	大阪府立枚方高等学校 枚高ビジネスアイデアコンテスト	2024年6月13日、10月24日	高校3年生	229
	牧野生涯学習市民センター	2024年8月21日	一般 (夏休み・親子)	30
	伊賀市立島ヶ原小学校	2024年6月10日	小学4年生	11
	奈良市立平城小学校	2024年11月14日	小学4年生	81
	枚方市立津田中学校	2024年11月8日、13日、27日	中学3年生	37
	枚方市教育支援センター・ルポ	2024年11月19日	小学1～6年生	15

1.2 マスメディアによる家電リサイクルプラント・製造業者等の紹介

家電リサイクルプラントや製造業者等による家電リサイクルへの取組がマスメディアで紹介されることにより、循環型社会の形成に向けた各社の取組姿勢を伝えると

もに、読者や視聴者の家電リサイクルへの理解を深めることにも役立っています。以下、2024 年度に放映・掲載されたいくつかの事例を紹介します。

(1) テレビ放映

図表Ⅳ－3 家電リサイクルプラントのテレビ放映状況

家電リサイクルプラント等	放映日	報道機関・番組	概要
拓南商事（株）	2024年9月22日	OTV 放送 「ぐしけんさん」	拓南製鐵・拓南商事が紹介されました（鉄リサイクル関連）
	2025年2月27日	琉球朝日放送（QAB） 取り戻そう 健康長寿おきなわ	健康経営に関する取組紹介がされました。

(2) 新聞・雑誌その他

図表Ⅳ－4 家電リサイクルプラントの新聞・雑誌その他への掲載状況

家電リサイクルプラント等	発行・発刊日	媒体名	概要
(株) 鈴木商会 発寒リサイクル工場	2025年2月19日	日刊市況通信	テレビリサイクルの処理工程見学が紹介されました。
東京鐵鋼（株） 八戸工場	2024年11月30日	デーリー東北新聞	工場見学が紹介されました。
パナソニック エコテクノロジーセンター（株）	2024年5月30日	(株) 京阪神エルマガジン社 「休日本（関西版）」	工場見学が紹介されました。
	2024年7月17日	(株) 開発社 「大人の社会科見学 100 選」	
	2024年10月11日	パナソニック ソウゾウノート (Web サイト)	8 月 2 日開催のパナソニック キッズフェスに参加した PETEC の様子が掲載されました。
	2025年2月15日	「Felice フェリーチェ」 (住友生命のお客情報誌)	大人も楽しめる社会科見学工場として掲載されました。
東芝環境ソリューション（株）	2024年11月11日	日刊産業新聞	家電リサイクルの事業について紹介されました。
	2024年11月27日	電波新聞	
グリーンサイクル（株）	2024年7月5日	日本経済新聞	「産廃分別 AI ロボ」導入について紹介されました。
関西リサイクルシステムズ（株） 本社工場	2025年1月22日	日本経済新聞	使用済家電から回収した再生材プラスチックが新機種・部位に採用され紹介されました。
	2025年1月22日	共同通信（インターネット媒体）	
	2025年1月23日	西日本新聞	
	2025年1月23日	信濃毎日新聞ほか地方紙 16 社 (共同通信転載)	
	2025年1月24日	高知新聞（共同通信転載）	
	2025年1月27日	奈良新聞（共同通信転載）	
	2025年2月3日	中日新聞（共同通信転載）	
	2025年2月5日	SHARP Blog (Web サイト)	「自己循環型マテリアルリサイクルの要！ 関西リサイクルシステムズが生み出す高品質再生プラスチック原料のひみつ」
	2025年3月28日		サーキュラーエコノミーの取組「手解体による純度の高いプラスチック回収で、再資源化を推進」

1.3 家電リサイクルプラントによる見学者の受入状況

図表Ⅳ－５ 家電リサイクルプラントによる見学者の受入状況（直近５年間）

	家電リサイクルプラント名	所在地	受入日	申込先	見学者受入数（人／年数）					2001～2024年度 の受入数総計（人）
					2020	2021	2022	2023	2024	
1	(株) 鈴木商会 発寒リサイクル工場	北海道 札幌市	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	Tel: 011-676-2770 Fax: 011-676-2773	14	20	21	46	113	13,251
2	(株) 鈴木商会 石狩リサイクル工場	北海道 石狩市	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	Tel: 0133-64-1877 Fax: 0133-64-1878	1	20	5	40	55	723
3	北海道エコリサイクル システムズ(株)	北海道 苫小牧市	月～木 10:00～11:30 (休日は除く) 13:30～15:30	Tel: 0144-53-9307 Fax: 0144-53-1699	88	21	102	139	329	16,198
4	東京鐵鋼(株) 八戸工場	青森県 八戸市	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00	Tel: 0178-28-9195 Fax: 0178-28-6565	28	39	72	82	33	743
5	東日本リサイクル システムズ(株)	宮城県 栗原市	火～金 (休日は除く) 13:00～16:00	Tel: 0228-57-1015 Fax: 0228-57-1016	5	92	0	0	77	13,082
6	(株) エコリサイクル	秋田県 大館市	月～金 9:00～12:00 (休日は除く) 13:00～16:00	Tel: 0186-47-1001 Fax: 0186-47-1002	221	275	279	202	291	27,580
7	(株) 釜屋リサイクルセンター	福島県 鏡石町	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00	Tel: 0248-92-3877 Fax: 0248-92-3875	92	221	298	290	309	2,759
8	パナソニックエコテクノロジー 関東(株)	茨城県 稲敷市	火～金 10:00～11:30 13:30～15:00	ホームページより申込み https://panasonic.co.jp/peteck/visitor.html	74	22	68	253	396	856
9	(株) 関東エコリサイクル	栃木県 栃木市	火・木 (休日は除く) 9:30～11:30 13:30～16:00	Tel: メールにて受付 Fax: 0282-21-7319	45	62	528	756	1,002	27,098
10	(株) ハイパーサイクルシステムズ 本社工場	千葉県 市川市	火・木 (休日は除く) 10:00～17:00	Tel: 047-327-5860 Fax: 047-327-5861	149	139	632	962	944	29,274
11	(株) ハイパーサイクルシステムズ 千葉工場	千葉県 千葉市	火・木 (休日は除く) 13:00～16:00	Tel: 043-295-8761 Fax: 043-295-8764	4	21	101	190	98	3,281
12	リバー(株) 市原事業所	千葉県 市原市	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00	Tel: 0436-43-1261 Fax: 0436-43-7282	0	31	82	52	96	424
13	東京エコリサイクル(株)	東京都 江東区	月～金 9:00～12:00 (休日は除く) 13:00～17:00	Tel: 03-3522-6690 Fax: 03-3522-6688	22	7	1	204	225	7,629
14	(株) フューチャー・エコロジー	東京都 大田区	火・木 10:00～12:00	Tel: 03-3799-7153 Fax: 03-3799-0539	143	428	265	518	319	5,612
15	JFE アーバンリサイクル(株)	神奈川県 川崎市	月～金 (休日は除く) 10:30～11:30 13:30～15:30	Tel: 044-270-5370 Fax: 044-270-5385	0	32	231	504	486	22,706
16	東芝環境ソリューション(株)	神奈川県 横浜市中区	月～金 (休日は除く) 10:00～12:00 13:30～16:00	Tel: 045-510-6776 Fax: 045-506-1102	15	0	6	36	13	52,286
17	(株) 豊和商事 本社	新潟県 長岡市	月～金 8:00～12:00 (休日は除く) 13:00～17:30	Tel: 0258-24-6322 Fax: 0258-24-6346	0	0	0	0	0	159
18	(株) HARITA	富山県 高岡市・ 射水市	都度相談 9:00～12:00 13:00～16:00	Tel: 0766-64-3516 Fax: 0766-64-3046	28	6	53	21	0	216
19	(株) 富士エコサイクル	静岡県 浜松市	月～金 (休日は除く) 8:30～12:00 12:50～17:00	Tel: 053-523-1152 Fax: 053-523-1153	78	125	216	157	544	15,069
20	グリーンサイクル(株)	愛知県 名古屋市中区	月～金 (90分) 9:00～12:00 13:00～17:00	Tel: 052-613-5701 Fax: 052-613-5703	5	33	159	879	1,213	28,900
21	豊田メタル(株)	愛知県 半田市	お問合せは右記の電話番号 (バリューウェイト部 家電グループ)へ	Tel: 0569-22-0211 Fax: 0569-22-0212	0	2	68	94	150	533
22	トーエイ(株)	愛知県 常滑市	月～金 9:30～12:00 13:00～16:00	Tel: 0569-36-3317 Fax: 0569-36-3318	0	0	60	20	13	234
23	中部エコテクノロジー(株)	三重県 四日市市	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00 (要事前確認)	Tel: 059-345-7243 Fax: 059-345-7564	0	0	0	0	14	50
24	関西リサイクルシステムズ(株) 本社工場	大阪府 枚方市	水～金 10:00～11:30 または12:00 14:00～15:30 (休日は除く) または16:00	Tel: 072-808-3701 Fax: 072-808-9889	14	16	216	1,214	1,649	32,881
25	関西リサイクルシステムズ(株) 第二工場	三重県 伊賀市	水～金 10:00～11:30 または12:00 14:00～15:30 (休日は除く) または16:00	Tel: 072-808-3701 Fax: 072-808-9889	2	8	7	28	46	984
26	サニーマタル(株)	大阪府 大阪市	都度相談 10:00～11:30 13:00～15:00	Tel: 06-6461-2818 Fax: 06-6461-2513	0	0	0	2	0	11
27	パナソニック エコテクノロジーセンター(株)	兵庫県 加東市	火～金 10:00～11:30 13:30～15:00	Tel: 0795-42-8570 Fax: 0795-42-8580	1,927	1,759	3,857	4,889	5,924	213,949
28	(株) アール・ビー・エヌ	兵庫県 姫路市	火・水・木 10:00～12:00 13:00～16:00	Tel: 079-243-1200 Fax: 079-243-1202	0	0	53	34	31	6,409
29	平林金属(株) 御津工場	岡山県 岡山市	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00	Tel: 086-724-0505 Fax: 086-724-9696	175	75	238	309	272	24,495
30	西日本家電リサイクル(株)	福岡県 北九州市	お問合せは右記の電話番号 (北九州エコタウンセンター)へ	Tel: 093-752-2881 Fax: 093-752-2882	688	491	1,687	3,019	2,917	157,496
31	九州メタル産業(株) 本社	福岡県 北九州市	都度相談 9:00～12:00 13:00～16:00	Tel: 093-582-6143 Fax: 093-582-6195	0	0	0	8	0	18
32	熊本新明産業(株)	熊本県 熊本市	都度相談 9:00～12:00	Tel: 096-357-1773 Fax: 096-357-9822	5	0	5	5	5	50
33	アクトビーリサイクリング(株)	熊本県 水俣市	月～金 (休日は除く) 10:00～11:30 13:00～16:00	Tel: 0966-62-3300 Fax: 0966-62-3338	78	109	212	696	1,119	19,565
34	太信鉄源(株)	宮城県 宮崎市	水・木 10:00～12:00	Tel: 0985-53-6510 Fax: 0985-53-7819	0	0	0	0	0	26
35	(株) 荒川 南栄工場・谷山メタルベイ	鹿児島県 鹿児島市	月～土 9:00～12:00 13:00～16:00	Tel: 099-263-5568 Fax: 099-263-5567	0	8	0	42	34	142
36	拓南商事(株)	沖縄県 うるま市	都度相談 9:30～12:00 13:30～16:00	Tel: 098-934-8010 Fax: 098-934-8011	89	329	732	1,302	1,351	13,963
37	(株) 拓琉リサイクル研究 センター	沖縄県 沖縄市	月～土 9:00～12:00 13:00～16:00	Tel: 098-939-9811 Fax: 098-939-9808	0	0	0	33	0	1,146
—	(株) 拓琉金属	沖縄県 浦添市	—	—	—	—	—	—	—	3,786
合計					3,990	4,391	10,254	17,026	20,068	743,584

1.4 経済産業局等の主催による家電リサイクルプラント見学ツアーの実施

(1) 実施状況

北海道経済産業局、東北経済産業局、関東経済産業局、中部経済産業局、近畿経済産業局等は、消費者と小売業者等が家電リサイクルの制度と実態について理解を深め、適正な排出等を推進することが重要と考え、毎年消費者、電

機商業組合などを対象として家電リサイクルプラントへの見学ツアーを実施しています。

見学ツアーでは、家電リサイクル制度の概要や家電リサイクルへの製造業者等の取組の説明、家電リサイクルプラントでのリサイクル処理工程の見学などが行われています。

図表Ⅳ－6 2024年度に実施した見学ツアー

実施日	主な参加者	見学先プラント	参加者数
2024年8月8日	小学生と保護者	北海道エコリサイクルシステムズ(株)	16組 32名
2024年9月2日	愛知県内消費者団体会員など	グリーンサイクル(株)	22名
2024年10月4日	「奈良県電器商業組合」「なら消費者なっと」「奈良ストップ温暖化の会」	関西リサイクルシステムズ(株) 本社工場	43名
2024年12月3日	「大館市子どもサミット運営委員会」に参加する小中学生と教員	(株)エコリサイクル	16名
2025年3月7日	小売業者	パナソニック エコテクノロジー関東(株)	18名

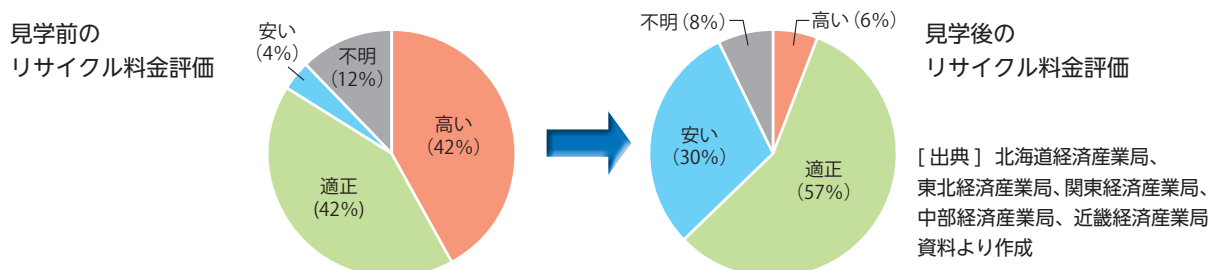
(2) 見学後のアンケート調査結果概要

2024年度に実施された5回の見学ツアーでは、見学後に参加者にアンケート調査を実施しています。リサイクル料金の設問に対しては、見学前に「高い」と回答した参加者と、「適正」と回答した参加者はともに42%でしたが、見学後には「高い」と回答した参加者は6%、「適正」と回

答した参加者が57%、「安い」と回答した参加者が30%となりました。

手作業による分解や分別など家電リサイクルの現場を見学することにより、リサイクル料金の妥当性について理解が深まったものと考えられます。

図表Ⅳ－7 2024年度に実施した見学ツアーのアンケート集計結果¹³



(3) 見学後のアンケートに寄せられた主な感想

- テレビを自分で解体して、中がこんなふうになっていることもわかったし、リサイクルを本当に体験している感じで楽しかった。
- あんなに大きな家電が分別されて、手におさまるくらいの大きさに変わってしまうということが分かりました。

- 家電リサイクルにとっても手間がかかることがわかりました。料金が高いと思っていたけれどこれだけの人手がかかるなら安いくらいだと思いました。
- 是非子ども(小学生高学年)の見学をふやして次の世代への意識づけをしてほしい。

家電リサイクルプラント見学ツアーの様子



2024年8月8日
北海道エコリサイクルシステムズ(株)



2024年10月4日
関西リサイクルシステムズ(株)本社工場



2024年12月3日
(株)エコリサイクル

13 端数処理のため円グラフの合計は100%にならないことがあります。

(2) おおさか ATC グリーンエコプラザ 展示内容をリニューアル 24 年 11 月

家電リサイクル法の存在やその意義を知っていただくために、各種学校や団体などからも幅広く見学者が訪れる大阪 ATC 内の『家電リサイクルスタジオ』をリニューアルし、家電リサイクル法って何？ リサイクルって実際にどうやっているの？ ということを楽しみながらより解りやすく体系的に学べる展示にいたしました。

「家電リサイクル常設展示」

<https://www.aeha-kadenrecycle.com/exhibition/>



【団体見学の風景】



(3) 使用済みエアコンの回収率向上に向けた 普及啓発活動の強化

家庭用エアコンの事業者による保有構造の調査結果より、借家住宅物件に設置している家庭用エアコンの総数は、約 1,800 万台と想定されております。

このことから 2022 年 5 月「日本賃貸住宅管理協会（日管協）」に入会して、日管協会員に向けての普及啓発活動

を実施しています。

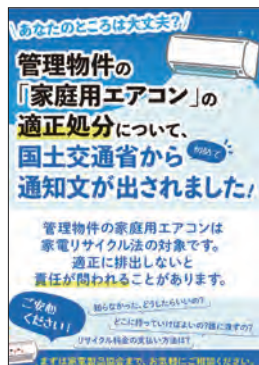
2022 年入会当初は、賃貸管理業者に「家電リサイクル法」を知ってもらうことから始め、家電リサイクル法上の小売業者に該当する人が多いことを啓発、2023 年以降は賃貸物件に設置している使用済みエアコンの適正処分方法を伝えるとともに、「家電リサイクル券システム入会」の促進を図りました。（2025 年度も継続）

項目	内容	対象者	2022 年度	2023 年度	2024 年度
賃貸管理業者向け説明会	説明会	日管協会員、賃貸管理業者	説明会向け資料を作成 実施に向けた調整	7月28日オンライン説明会 接続数約 1,000 件	日管協フォーラム講演向 けの参考資料の作成 日管協にて講師対応
賃貸管理業者向けイベント	日管協総会	同上（チラシ配布）	6月14日（200部）	6月12日（200部）	5月9日（220部）
	日管協東京都支部 秋季会員交流会	同上（チラシ配布）	9月12日（100部）	—	—
	日管協理事会	同上	11月14日	—	—
	日管協フォーラム	同上（チラシ配布）	11月15日（110部）	11月14日（200部）	11月12日（330部）
	日管協東京都支部 新年会	同上（チラシ配布）	1月16日（30部）	—	—
賃貸管理業者向け その他広報	賃貸不動産経営 管理士広告	賃貸不動産経営管理士 新規取得者（チラシ配布）	9月（DM 75,500 部）	9月（DM 81,000 部）	—
	日管協様 啓発活動	日管協会員、賃貸管理業者	メルマガ掲載	メルマガ掲載	法務委員会にて「家電リ サイクルナビック」制作
	全国賃貸住宅新聞	賃貸管理業者	1/23 号、2/13 号	—	—

【日本賃貸住宅管理協会主催イベント出展】

・住宅管理業者向け普及啓発コンテンツポスター

2022 年度版



⇒ 2024 年度版



1.6 家電リサイクル券センターによる情報の提供

家電リサイクル券センター（以下 RKC）では、指定引取場所の所在地、リサイクル料金、家電リサイクル法の対象かどうかなど、廃家電 4 品目の排出に必要な情報を中心に

家電リサイクルに関するさまざまな情報を、主に① RKC ホームページ、②コールセンター、③デジタル媒体、④メールインフォメーションにより提供しています。

(1) RKC ホームページによる情報提供

RKC のホームページでは、指定引取場所や家電リサイクル料金の検索サイト、家電リサイクルの対象かどうかをイラストで紹介するなど、関係者に分かりやすく情報を提供しています。

またトップページにおいて、指定引取場所、リサイクル料金の変更などの情報について、事前に告知をしています。



● RKC ホームページはこちら

<https://www.rkc.aeha.or.jp/>



(2) コールセンターによる情報提供

コールセンターでは排出者、小売業者、自治体など幅広い方からお問合せを受けています。例えば排出者の方から排出方法についてお問合せいただいた場合には、お住いの自治体の公開情報などを参考にしてご案内するなど、電話だからこそできるきめ細かい説明に努めています。

家電リサイクル券システムに関するお問合せ先

家電リサイクル券センター

リサイクルしよう
☎ 0120-319640

IP 電話などフリーダイヤルにつながらない場合

03-5249-3455 (有料)

受付時間：ともに午前 9 時～午後 6 時（日・祝休）

FAX：03-3903-7551

(3) デジタル媒体による情報提供

デジタル媒体については、4 月時点のリサイクル料金を掲載したリサイクル料金一覧表などを RKC ホームページ上で公開しています。



リサイクル料金一覧表

● 資料のダウンロードページはこちら

<https://www.rkc.aeha.or.jp/info/download.html>



(4) メールインフォメーションによる情報提供

メールインフォメーションによる情報提供も行っております。「指定引取場所やリサイクル料金の変更情報」、「家電リサイクルのお役立ち情報」、「経済産業省・環境省からのお知らせ」などの情報を月 2 回、配信しています。

● メール会員登録はこちら

https://www.rkc.aeha.or.jp/mailmagazine_mail_entry.html



1.7 家電リサイクルウェブサイト、普及啓発パンフレットの紹介

(1) 家電リサイクルウェブサイト

家電製品協会の家電リサイクルウェブサイトでは、リサイクル実績やリサイクル技術等、製造業者等の取組などを閲覧することができ、過去の年次報告書のダウンロードや工場見学が可能な家電リサイクルプラントも案内しています。

家電リサイクルウェブサイト



家電リサイクルウェブサイト
<https://www.aeha-kadenrecycle.com/>



(2) 「×家電の捨て方」啓発パンフレット

「やってはいけない家電の捨て方」は、テレビの処分方法クイズから始まり、家電リサイクル法と家電4品目、冷蔵庫のリサイクル作業を紹介しています。



やってはいけない 家電の捨て方
https://www.aeha-kadenrecycle.com/pdf/public/HAR_booklet.pdf



(3) 「家電リサイクル」啓発パンフレット

「正しい家電リサイクル」についての啓発パンフレット「知っていますか？ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の正しいリサイクル」は、手に取っていただきやすいデザインで、また家電リサイクルの手順をわかりやすく説明しています。



知っていますか？ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の正しいリサイクル
<https://www.aeha-kadenrecycle.com/pdf/public/KadenRecycle.pdf>



(4) 学生生協向け啓発パンフレット

大学生協事業連合と連携し、まんがを基調とした啓発パンフレットです。引越しなど、廃家電の適正排出方法を案内しています。



その捨て方で大丈夫？ いらなくなった家電は正しくリサイクル
https://www.aeha-kadenrecycle.com/pdf/public/recycle_comic.pdf



2 不法投棄未然防止事業協力および離島対策事業協力

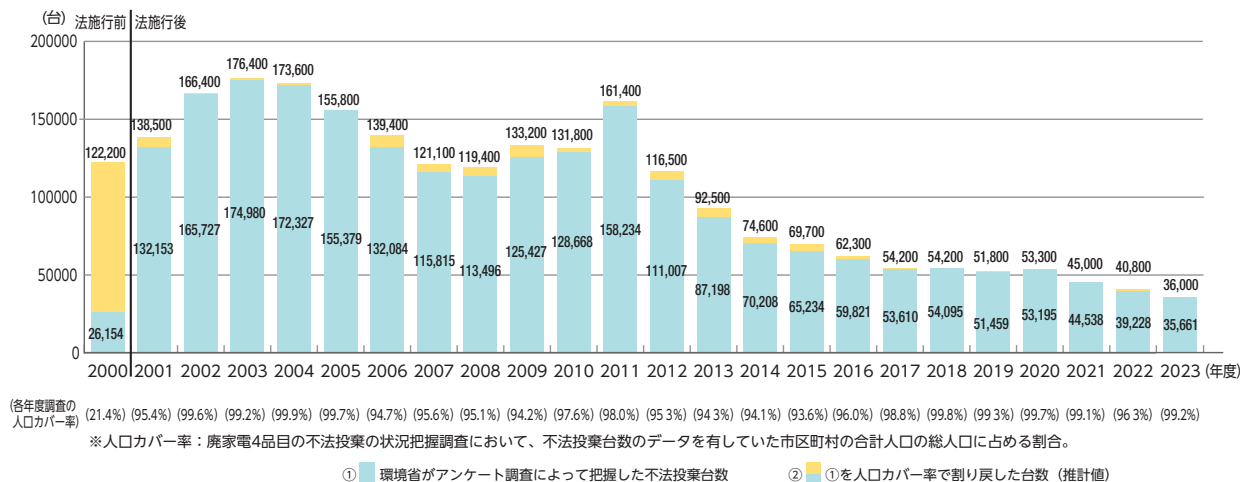
2.1 不法投棄台数の推移

環境省は、家電リサイクル法施行後の廃家電 4 品目の不法投棄台数の推移を毎年調査し、公表しています。

この不法投棄調査は全国の1,741市区町村を対象に実施したもので、2023 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数は

36,000 台であり（不法投棄台数のデータを取得している1,691 市区町村のデータに基づく推計値）、前年度と比較して減少しました。

図表Ⅳ－8 廃家電 4 品目の不法投棄台数（2000～2023 年度）



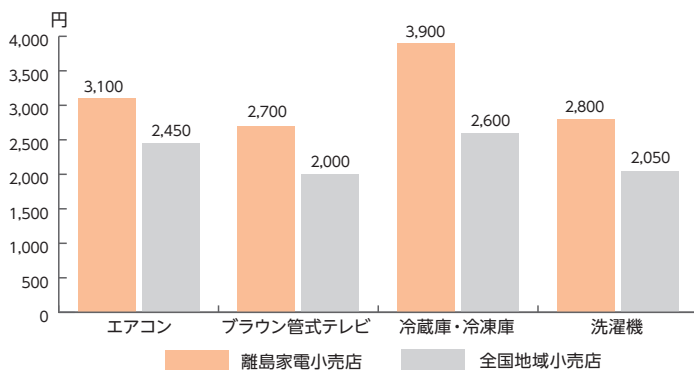
〔出典〕「令和 5 年度廃家電の不法投棄等の状況について」（環境省、2025 年 3 月 31 日）より作成

2.2 離島対策事業協力 導入の背景

離島地域の小売業者は、本土の小売業者に比べて海上輸送を含むため、高い収集・運搬料金の請求を行わざるを得ない状況になっており、離島地域の排出者に対する収集・運搬料金の不公平性の問題が発生しているとの指摘があります。

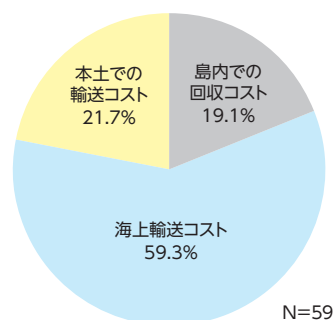
この調査結果を踏まえ、2009 年から、収集・運搬料金のうち海上輸送費分を助成する「離島対策事業協力」が始まりました。

図表Ⅳ－9 廃家電 4 品目の引取りに際して小売業者が請求する収集・運搬料金（平均値）



〔出典〕第一次評価・検討合同会合（第 11 回 2007 年 7 月 30 日）資料 4 より作成

図表Ⅳ－10 離島における収集・運搬料金の内訳¹⁴



14 端数処理のため円グラフの合計は 100%にならないことがあります。

2.3 製造業者等による市区町村などへの協力に関する取組

家電製品協会では、製造業者等からの委託を受け、「不法投棄未然防止事業協力」および「離島対策事業協力」を行っています。

「不法投棄未然防止事業協力」とは、不法投棄未然防止対策について積極的に取り組む市区町村に対して助成金の

交付を行う事業です。「離島対策事業協力」とは、離島における収集・運搬の改善策として、一定の要件を満たしているものについて海上輸送コストに見合う助成金の交付等を行う事業です。両事業について、2024年度に助成金の交付を行った市区町村は以下のとおりです。

①市区町村が助成金交付の対象となる事業を行った期間

：2024年1月1日から12月31日まで

②不法投棄未然防止事業協力 実施市区町村（77市区町村）

北海道 室蘭市	北海道 釧路市	北海道 北見市	北海道 千歳市	北海道 登別市
北海道 恵庭市	北海道 羅臼町	岩手県 久慈市	岩手県 矢巾町	岩手県 岩泉町
宮城県 塩竈市	宮城県 気仙沼市	宮城県 亘理町	山形県 山形市	福島県 いわき市
福島県 白河市	福島県 西郷村	茨城県 土浦市	茨城県 龍ヶ崎市	茨城県 笠間市
茨城県 鹿嶋市	栃木県 宇都宮市	埼玉県 川口市	埼玉県 朝霞市	埼玉県 坂戸市
埼玉県 長瀬町	千葉県 船橋市	千葉県 木更津市	千葉県 東金市	千葉県 習志野市
千葉県 市原市	千葉県 袖ヶ浦市	千葉県 白井市	千葉県 南房総市	東京都 中野区
東京都 足立区	東京都 武蔵村山市	東京都 瑞穂町	神奈川県 大和市	石川県 津幡町
山梨県 甲府市	山梨県 大月市	長野県 飯山市	岐阜県 羽島市	岐阜県 飛騨市
静岡県 三島市	静岡県 富士市	愛知県 安城市	愛知県 常滑市	愛知県 大府市
愛知県 田原市	愛知県 南知多町	三重県 鈴鹿市	三重県 亀山市	三重県 志摩市
滋賀県 東近江市	京都府 長岡京市	京都府 与謝野町	大阪府 堺市	大阪府 岸和田市
大阪府 守口市	大阪府 寝屋川市	大阪府 和泉市	大阪府 東大阪市	兵庫県 南あわじ市
奈良県 五條市	奈良県 平群町	島根県 隠岐の島町	高知県 安芸市	福岡県 久留米市
熊本県 天草市	宮崎県 宮崎市	鹿児島県 霧島市	鹿児島県 奄美市	沖縄県 東村
沖縄県 中城村	沖縄県 八重瀬町			

③離島対策事業協力 実施市町村（21市町村）

北海道 奥尻町	東京都 大島町	東京都 利島村	東京都 神津島村	東京都 八丈町
東京都 青ヶ島村	東京都 小笠原村	長崎県 壱岐市	鹿児島県 奄美市	鹿児島県 瀬戸内町
鹿児島県 三島村	鹿児島県 屋久島町	鹿児島県 喜界町	鹿児島県 徳之島町	鹿児島県 知名町
鹿児島県 与論町	沖縄県 宮古島市	沖縄県 渡嘉敷村	沖縄県 伊平屋村	沖縄県 多良間村
沖縄県 与那国町				

不法投棄未然防止事業協力と離島対策事業協力については、家電製品協会ホームページで確認できます。
⇒ <https://www.aeha.or.jp/recycle/>



家電製品協会では、中立的かつ公正な運用を図るため、第三者委員会を組織し、第三者委員会の決定した政策等の下で本事業に取り組んでいます。

2.4 不法投棄未然防止対策の実施事例

事業協力を行った市区町村における不法投棄未然防止対策の事例についてご紹介します。

(1) 町ぐるみの「きれいな町」づくり

● 町の不法投棄未然防止活動と「環境美化推進員」との連携 (宮城県 亶理町)

亶理町では、「監視カメラ」・「看板」・「パトロール」・「通報システム」、「亶理町みんなできれいなまちにする条例」の制定と、さまざまな不法投棄未然防止活動を行っています。さらに地元住民と連携した不法投棄対策として「環境美化推進員」の活動も行っています。「環境美化推進員」は、行政

区の推薦により町長が委嘱する地域における環境美化リーダーで、町内 68 地区で、常に監視・通報・美化活動を行い、「きれいな町」づくり・維持に大きく貢献しています。

また、『町内全域一斉清掃日』を設けることで地域住民同士のコミュニケーションが拡大し、ごみや不法投棄を発生させない風土（美化意識）の構築にも役立っています。



啓発看板の設置



環境美化推進員の美化活動

(2) 監視・啓発活動

● 青色パトライト点灯の夜間パトロール (大阪府 岸和田市)

岸和田市では、大阪府が推奨する「青色防犯パトロール」を取り入れ、公用車に青色パトライトを装着し、毎年 6 月・7 月・8 月の 3 か月間にわたり、市職員が夜間の時間帯（午後 9 時から午後 11 時まで）にパトロールを実施しています。

自治会や市が普段から行う青色防犯パトロールは、防犯効果が高く一定の認知がありますが、不法投棄が発生しやすい夜間を実施することで、その存在がより目立ち、不法投棄のさらなる抑制効果を期待できます。

市内の不法投棄量は経年で減少傾向にあり、市の取組が効果を発揮しているといえます。



- 岸和田市 夜間パトロールの実施について
<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/170-yakan-pato.html>



- 大阪府「青色防犯パトロール」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020110/chiantaisaku/kodomo/aopato.html>



3 大規模災害による被災地への支援活動

3.1 災害救助法適用状況

2024年度は、8月に台風10号の影響により、西日本から東日本の太平洋側を中心に広い範囲で記録的な大雨となりました。9月、11月にも線状降水帯の発生に伴う

大雨となったほか、大雪や火災などの被害が各地で発生し、多くの自治体が災害救助法の適用を受ける事態となりました。

図表Ⅳ－11 2024年度の災害救助法適用状況概要

災害救助法適用日	適用地域	災害の概要および災害救助法の適用対象
2024年7月9日	島根県	2024年7月9日からの大雨により、多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、島根県は1市に災害救助法の適用を決定しました。
2024年7月25日	秋田県 山形県	2024年7月25日からの大雨により、多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、秋田県、山形県は26市町村に災害救助法の適用を決定しました。
2024年8月28日、29日	静岡県 愛知県 福岡県 大分県 宮崎県 鹿児島県	2024年台風第10号に伴う災害により、被害を受けるおそれが生じていることから、静岡県、愛知県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県は175市町村に災害救助法の適用を決定しました。
2024年8月27日、28日、 29日、30日、31日、 9月1日	神奈川県 岐阜県 静岡県 愛知県 福岡県 宮崎県 鹿児島県	2024年台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県は22市町村に災害救助法の適用を決定しました。
2024年9月21日	石川県	低気圧と前線による大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、石川県は6市町に災害救助法の適用を決定しました。
2024年11月8日	鹿児島県	2024年11月8日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鹿児島県は1町に災害救助法の適用を決定しました。
2025年1月4日	青森県	2024年12月28日からの大雪により、多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、青森県は10市町村に災害救助法の適用を決定しました。
2025年1月29日	埼玉県	2025年1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、埼玉県は1市に災害救助法の適用を決定しました。
2025年2月7日、9日、 10日、12日	福島県 新潟県	2025年2月4日からの大雪により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、福島県、新潟県は26市町村に災害救助法の適用を決定しました。
2025年2月20日、25日	青森県 新潟県	2025年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、青森県、新潟県は11市町村に災害救助法の適用を決定しました。
2025年2月26日	岩手県	2025年岩手県大船渡市における大規模火災により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、岩手県は1市に災害救助法の適用を決定しました。
2025年3月23日	愛媛県	2025年3月23日に発生した林野火災により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、愛媛県は2市に災害救助法の適用を決定しました。

これらの災害により、自治体が設置した災害廃棄物置場に持ち込まれた廃棄物の中には家電4品目も数多く含まれていました。

多くの被災品は破損や変形、汚れなどがあり、通常の廃家電4品目より取扱いが困難でしたが、自治体および

関係部署の協力により、多くの被災品が家電リサイクルルートに戻されました。被災品の廃家電4品目についても、再商品化ガイドラインに沿った処理を基本とし、資源の有効活用と環境保全に努めています。

3.2 被災品の引取状況

● 2024年7月25日からの大雨

2024年7月23日頃から北日本に停滞した梅雨前線の影響で、25日に山形県で線状降水帯が発生するなどし、東北地方の日本海側を中心に各地で記録的な大雨となりました。この大雨により河川の氾濫や浸水害、土砂災害など

が発生し、各地で住宅の全半壊や一部破損、死者や負傷者も出す甚大な災害となりました。

この災害による各自治体からの廃家電4品目の引取りは、2025年3月末時点で約3,900台になりました。

● 2024年台風10号

2024年8月22日に発生した台風で、8月29日に鹿児島県に上陸後、九州、四国地方を横断し、西日本から東日本の太平洋側を中心に、記録的な大雨や暴風となりました。この大雨の影響で土砂災害や河川の増水、氾濫のほか、

住宅の全半壊、一部破損、床上・床下浸水が発生し、死者や重軽傷者も出す甚大な災害となりました。

この災害による各自治体からの廃家電4品目の引取りは、2025年3月末時点で約460台になりました。

● 2024年低気圧と前線による大雨

2024年9月20日頃から前線が日本海から東北地方に停滞し、22日には台風第14号から変わった低気圧の影響で、秋田県、石川県で線状降水帯が発生するなどし、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となりました。

この大雨により浸水害、土砂災害などが発生し、死者や重軽傷者も出す甚大な災害となりました。

※引取台数は、対象6市町全て能登半島地震の災害救助法適用中のため、石川県能登地方地震にて集計

● 2024年の石川県能登地方地震

2024年1月1日に石川県能登地方を震源とする地震が発生しました。地震の規模はマグニチュード7.6で、石川県能登地方で震度7、新潟県、富山県、福井県で震度6弱から5弱の震度を観測しました。この地震により家屋の全半壊、一部破損が多数発生し、死者や重軽傷者も出

す甚大な災害となりました。

この災害による各自治体からの廃家電4品目の引取りは、2025年3月末時点で約137,000台になりました。

※引取台数は「2024年低気圧と前線による大雨」での被災品を含む

V章

資料集

1 数値データ集

2024年度の家電リサイクル実績と経年実績データを以下に示します（出典は家電製品協会『家電4品目のリサイクル実施状況』2001～2024年度）。

引取台数の推移⁽¹⁾

(単位：千台)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
エアコン	1,334	1,635	1,585	1,814	1,990	1,828	1,890	1,968	2,154	3,142	2,341	2,359
ブラウン管式テレビ	3,083	3,517	3,551	3,787	3,857	4,127	4,613	5,365	10,320	17,368	7,866	2,282
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	218	654	599	491
冷蔵庫・冷凍庫	2,191	2,563	2,665	2,802	2,820	2,716	2,725	2,746	3,007	3,400	2,843	2,919
洗濯機・衣類乾燥機	1,929	2,425	2,662	2,813	2,953	2,943	2,884	2,821	3,087	3,136	3,151	3,145
合計	8,549	10,150	10,462	11,216	11,620	11,614	12,112	12,899	18,786	27,700	16,800	11,196

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
エアコン	2,961	2,225	2,355	2,567	2,833	3,398	3,581	3,854	3,540	3,694	3,666	3,961
ブラウン管式テレビ	2,042	1,872	1,551	1,184	1,039	1,035	993	983	785	639	543	462
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	698	847	1,033	1,278	1,493	1,894	2,371	2,998	3,113	3,092	3,066	3,153
冷蔵庫・冷凍庫	3,432	2,775	2,799	2,829	2,982	3,354	3,597	3,709	3,543	3,520	3,337	3,228
洗濯機・衣類乾燥機	3,599	3,142	3,139	3,339	3,538	3,880	4,230	4,476	4,281	4,009	3,835	3,780
合計	12,732	10,861	10,877	11,197	11,885	13,561	14,772	16,020	15,261	14,953	14,447	14,583

2024年度月別引取台数⁽¹⁾

(単位：千台)

2024年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エアコン	276	408	476	751	529	332	197	180	236	184	169	223
ブラウン管式テレビ	46	47	39	43	37	34	38	38	44	30	28	37
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	249	241	223	305	272	263	265	259	342	279	209	247
冷蔵庫・冷凍庫	271	259	266	367	318	303	264	231	277	220	194	257
洗濯機・衣類乾燥機	330	308	284	366	326	318	302	280	341	324	273	328
合計	1,173	1,263	1,288	1,832	1,482	1,250	1,066	989	1,239	1,037	872	1,092

再商品化処理台数⁽¹⁾

(単位：千台)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
エアコン	1,301	1,624	1,579	1,809	1,990	1,835	1,872	1,968	2,114	3,071	2,372	2,358
ブラウン管式テレビ	2,981	3,515	3,549	3,777	3,852	4,094	4,542	5,210	9,213	15,607	10,622	2,467
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	179	564	648	483
冷蔵庫・冷凍庫	2,143	2,556	2,653	2,807	2,807	2,709	2,724	2,733	2,979	3,381	2,836	2,925
洗濯機・衣類乾燥機	1,882	2,409	2,656	2,791	2,950	2,951	2,879	2,818	3,031	3,162	3,095	3,108
合計	8,307	10,104	10,437	11,184	11,599	11,589	12,017	12,729	17,516	25,785	19,573	11,341

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
エアコン	2,721	2,465	2,333	2,497	2,816	3,426	3,573	3,819	3,547	3,747	3,686	3,872
ブラウン管式テレビ	1,987	1,849	1,708	1,189	1,025	1,059	973	996	819	648	546	469
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	660	834	1,061	1,245	1,465	1,896	2,301	2,960	3,185	3,114	3,042	3,161
冷蔵庫・冷凍庫	3,224	2,978	2,799	2,827	2,932	3,363	3,544	3,642	3,594	3,553	3,374	3,204
洗濯機・衣類乾燥機	3,446	3,349	3,109	3,320	3,466	3,881	4,227	4,456	4,297	4,073	3,853	3,743
合計	12,038	11,475	11,010	11,078	11,704	13,625	14,618	15,873	15,442	15,135	14,501	14,449

再商品化等処理重量⁽¹⁾

(単位：千t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
エアコン	58	72	70	79	86	78	79	83	89	128	99	98
ブラウン管式テレビ	80	95	96	103	108	118	134	156	269	435	284	67
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	3	7	10	9
冷蔵庫・冷凍庫	128	149	154	161	162	157	160	163	182	210	176	183
洗濯機・衣類乾燥機	54	71	80	86	93	95	94	94	102	108	107	110
合計	319	387	400	429	449	447	467	496	644	888	676	468

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
エアコン	112	102	96	102	115	141	145	154	143	151	148	155
ブラウン管式テレビ	54	49	43	30	25	26	23	23	19	15	12	10
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	13	16	21	24	28	36	42	51	53	50	47	48
冷蔵庫・冷凍庫	205	187	173	177	184	208	221	222	219	220	206	193
洗濯機・衣類乾燥機	125	124	117	128	136	153	167	178	174	166	157	153
合計	511	479	452	464	491	564	601	630	610	603	572	562

(注) (1) 小数点以下切捨てのため、合計が一致しないことがあります。

再商品化重量⁽¹⁾

(単位: 千 t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
エアコン	45	57	57	65	73	67	69	74	78	113	89	89
ブラウン管式テレビ	59	72	76	84	84	91	115	139	232	374	226	56
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	2	5	8	8
冷蔵庫・冷凍庫	76	91	97	104	108	112	117	121	137	160	139	147
洗濯機・衣類乾燥機	31	43	52	59	70	75	77	80	88	93	94	96
合計	211	263	282	311	334	345	378	414	537	746	556	395

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
エアコン	103	94	89	95	106	131	135	143	133	141	138	145
ブラウン管式テレビ	43	37	32	22	18	19	17	17	13	10	9	7
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	11	14	18	22	25	31	36	44	45	43	40	41
冷蔵庫・冷凍庫	164	150	142	145	148	166	177	180	176	177	166	155
洗濯機・衣類乾燥機	111	110	106	116	123	139	152	163	160	153	146	143
合計	434	407	390	401	422	486	519	549	530	526	501	493

再商品化率

(単位: %)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
エアコン	78	78	81	82	84	86	87	89	88	88	89	91	91	92
ブラウン管式テレビ	73	75	78	81	77	77	86	89	86	85	79	82	79	75
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	74	79	83	87	89	89
冷蔵庫・冷凍庫	59	61	63	64	66	71	73	74	75	76	79	80	80	80
洗濯機・衣類乾燥機	56	60	65	68	75	79	82	84	85	86	87	86	88	88

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	法定値 2015.4～
エアコン	93	92	92	93	92	92	92	93	93	93	80 以上
ブラウン管式テレビ	73	73	73	71	71	72	72	72	73	72	55 以上
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	89	89	88	86	85	85	85	86	85	85	74 以上
冷蔵庫・冷凍庫	82	81	80	79	80	81	80	80	80	80	70 以上
洗濯機・衣類乾燥機	90	90	90	90	91	92	92	92	92	93	82 以上

エアコンの素材別再商品化重量⁽¹⁾

(単位: t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
鉄	22,633	23,112	23,219	25,878	26,200	23,910	23,729	24,403	25,160	35,628	26,972	27,887
銅	1,951	3,058	3,432	4,137	5,490	5,031	5,076	5,406	5,917	8,367	6,445	6,546
アルミニウム	588	1,111	1,136	1,340	2,228	2,023	8,634	9,344	9,927	14,395	11,184	10,372
非鉄・鉄等混合物	19,411	27,969	26,831	30,396	33,925	30,275	24,453	25,696	27,448	40,238	31,615	30,178
その他有価物	434	1,487	2,439	3,185	4,742	5,552	6,969	8,849	9,617	14,220	12,350	14,223
合計	45,019	56,739	57,058	64,939	72,585	66,791	68,861	73,698	78,069	112,848	88,566	89,206

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
鉄	31,847	28,279	27,166	28,380	32,399	38,427	39,192	41,228	38,841	41,599	40,619	42,805
銅	7,434	7,435	6,652	6,915	7,449	8,901	9,272	10,146	9,488	9,728	9,654	10,411
アルミニウム	12,124	10,451	8,308	8,817	9,879	10,394	10,523	11,792	5,588	1,754	1,988	2,298
非鉄・鉄等混合物	34,711	31,415	31,025	33,479	38,025	48,438	50,699	53,224	53,157	59,813	58,146	59,767
その他有価物	17,318	16,633	16,495	17,416	18,926	24,952	25,314	27,286	26,661	28,392	28,333	29,933
合計	103,434	94,213	89,646	95,007	106,678	131,112	135,000	143,676	133,735	141,286	138,740	145,214

ブラウン管式テレビの素材別再商品化重量⁽¹⁾

(単位: t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
鉄	6,257	7,235	8,013	8,167	8,678	11,620	13,881	15,800	27,188	43,737	28,482	6,920
銅	2,714	3,369	3,602	3,835	4,068	4,456	4,951	5,719	9,541	15,153	10,154	2,476
アルミニウム	155	188	183	123	192	85	73	77	93	218	172	58
非鉄・鉄等混合物	242	483	767	1,100	1,035	892	1,199	1,448	1,812	2,636	1,782	481
ブラウン管ガラス	45,153	55,075	55,975	60,818	53,727	52,394	68,269	83,749	137,644	217,846	122,452	30,908
その他有価物	4,291	5,756	7,481	9,823	15,830	21,645	27,190	32,683	56,197	94,309	63,350	14,679
合計	58,814	72,110	76,025	83,868	83,530	91,092	115,563	139,476	232,475	373,899	226,392	55,522

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
鉄	5,623	5,147	4,695	3,235	2,686	2,671	2,410	2,419	2,039	1,634	1,355	1,136
銅	1,917	1,791	1,647	1,213	1,033	1,057	957	969	765	493	366	298
アルミニウム	51	34	28	23	15	20	24	22	18	14	10	9
非鉄・鉄等混合物	394	398	231	100	77	74	69	54	64	166	181	148
ブラウン管ガラス	23,176	18,765	15,838	10,990	9,301	9,354	8,456	8,372	6,816	5,237	4,328	3,669
その他有価物	12,084	11,311	9,819	6,750	5,824	5,725	5,153	5,170	4,286	3,417	2,913	2,448
合計	43,245	37,446	32,258	22,311	18,936	18,901	17,069	17,006	13,988	10,961	9,153	7,708

液晶・有機EL・プラズマ式テレビの素材別再商品化重量⁽¹⁾

(単位: t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
鉄	—	—	—	—	—	—	—	—	925	2,709	3,814	3,483
銅	—	—	—	—	—	—	—	—	31	90	112	93
アルミニウム	—	—	—	—	—	—	—	—	132	290	406	400
非鉄・鉄等混合物	—	—	—	—	—	—	—	—	34	102	87	91
その他有価物	—	—	—	—	—	—	—	—	841	2,358	3,645	3,986
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	1,963	5,549	8,064	8,053

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
鉄	4,857	6,524	9,022	10,664	11,712	14,430	16,355	20,262	20,660	19,686	18,467	18,765
銅	122	160	236	292	278	308	361	465	514	485	441	440
アルミニウム	546	598	756	897	1,200	1,506	1,738	1,948	1,959	1,616	1,499	1,555
非鉄・鉄等混合物	149	224	346	331	389	516	716	967	1,504	1,485	2,100	1,941
その他有価物	6,069	7,300	8,628	10,167	11,680	14,350	17,181	20,788	20,856	19,990	18,128	18,454
合計	11,743	14,806	18,988	22,351	25,259	31,110	36,351	44,430	45,493	43,262	40,635	41,155

(注) (1) 小数点以下切捨てのため、合計が一致しないことがあります。

冷蔵庫・冷凍庫の素材別再商品化重量⁽¹⁾

(単位: t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
鉄	58,423	65,832	68,417	71,608	70,931	67,042	68,435	70,095	77,045	88,121	73,167	77,121
銅	406	998	1,113	1,267	1,309	1,722	1,994	2,401	2,269	2,895	2,374	2,795
アルミニウム	117	404	293	380	384	268	325	414	538	1,479	1,242	1,104
非鉄・鉄等混合物	15,500	18,880	18,179	19,401	20,661	20,312	20,188	20,293	22,770	25,887	21,867	21,682
その他有価物	1,909	4,890	9,115	10,888	14,999	22,762	25,741	28,128	33,947	41,454	40,440	44,478
合計	76,359	91,006	97,119	103,546	108,284	112,106	116,683	121,331	136,569	159,836	139,090	147,180

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
鉄	83,698	76,131	70,635	71,822	74,146	82,641	87,038	85,346	82,732	83,711	77,485	72,731
銅	3,449	3,392	3,436	3,424	3,020	3,396	3,736	4,104	4,050	3,723	3,720	3,472
アルミニウム	1,297	1,280	1,198	1,307	1,295	1,578	1,759	1,906	1,655	1,662	1,594	1,263
非鉄・鉄等混合物	24,810	22,547	20,298	19,917	20,964	24,814	26,453	27,749	27,178	26,921	24,902	23,679
その他有価物	51,655	47,563	47,019	48,993	48,961	53,771	58,850	61,043	61,210	61,860	58,776	54,696
合計	164,909	150,913	142,586	145,463	148,386	166,200	177,836	180,148	176,825	177,877	166,477	155,841

洗濯機・衣類乾燥機の素材別再商品化重量⁽¹⁾

(単位: t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
鉄	23,242	30,992	35,120	37,668	39,225	39,857	40,755	41,524	46,200	48,015	47,660	48,750
銅	352	476	644	789	1,016	1,050	1,240	1,605	1,514	1,785	1,776	1,743
アルミニウム	105	142	263	455	520	544	612	789	941	1,257	1,332	1,412
非鉄・鉄等混合物	6,253	8,703	9,894	10,893	13,713	14,018	12,915	11,360	12,047	13,216	12,901	12,749
その他有価物	828	2,652	6,365	8,903	15,190	19,385	21,709	24,616	27,093	29,543	30,030	30,952
合計	30,783	42,967	52,288	58,710	69,664	74,854	77,231	79,894	87,795	93,816	93,699	95,606

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
鉄	55,484	54,674	51,332	55,969	59,442	67,688	73,959	78,107	76,210	71,966	68,309	66,399
銅	2,088	2,151	2,240	2,567	2,297	2,676	2,811	3,047	2,846	2,635	2,543	2,529
アルミニウム	1,819	1,943	1,995	2,336	2,454	2,705	3,257	3,551	3,422	2,995	2,873	2,752
非鉄・鉄等混合物	15,170	14,755	13,856	14,282	15,430	16,655	18,081	19,358	19,280	18,300	16,989	16,629
その他有価物	36,855	36,771	37,481	41,111	43,545	49,418	54,685	59,867	59,106	57,464	55,453	54,890
合計	111,416	110,294	106,904	116,265	123,168	139,142	152,793	163,930	160,864	153,360	146,167	143,199

家電 4 品目の素材別再商品化重量⁽¹⁾

(単位: t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
鉄	110,555	127,171	134,769	143,321	145,034	142,429	146,800	151,822	176,518	218,210	180,095	164,161
銅	5,423	7,901	8,791	10,028	11,883	12,259	13,261	15,131	19,272	28,290	20,861	13,653
アルミニウム	965	1,845	1,875	2,298	3,324	2,920	9,644	10,624	11,631	17,639	14,336	13,346
非鉄・鉄等混合物	41,406	56,035	55,671	61,790	69,334	65,497	58,755	58,797	64,111	82,079	68,252	65,181
ブラウン管ガラス	45,153	55,075	55,975	60,818	53,727	52,394	68,269	83,749	137,644	217,846	122,452	30,908
その他有価物	7,462	14,785	25,400	32,799	50,761	69,344	81,609	94,276	127,695	181,884	149,815	108,318
合計	210,964	262,812	282,481	311,054	334,063	344,843	378,338	414,399	536,871	745,948	555,811	395,567

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
鉄	181,509	170,755	162,850	170,070	180,385	205,857	218,954	227,362	220,482	218,596	206,235	201,836
銅	15,010	14,929	14,211	14,411	14,077	16,338	17,137	18,731	17,663	17,064	16,724	17,150
アルミニウム	15,837	14,306	12,285	13,380	14,843	16,203	17,301	19,219	12,642	8,041	7,964	7,877
非鉄・鉄等混合物	75,234	69,339	65,756	68,109	74,885	90,497	96,018	101,352	101,183	106,685	102,318	102,164
ブラウン管ガラス	23,176	18,765	15,838	10,990	9,301	9,354	8,456	8,372	6,816	5,237	4,328	3,669
その他有価物	123,981	119,578	119,442	124,437	128,936	148,216	161,183	174,154	172,119	171,123	163,603	160,421
合計	434,747	407,672	390,382	401,397	422,427	486,465	519,049	549,190	530,905	526,746	501,172	493,117

冷媒フロン回収重量⁽¹⁾

(単位: 全量 kg、1 台あたり g)

年度		2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
エアコン	全量	467,316	806,580	860,496	994,732	1,122,462	1,043,778	1,089,423	1,166,887	1,304,142	1,870,472	1,477,875	1,478,610
	1台当たり	350	453	543	550	564	569	582	593	617	609	623	627
冷蔵庫・ 冷凍庫	全量	135,779	223,946	286,646	310,915	310,701	297,619	298,544	299,118	319,896	357,145	284,360	277,886
	1台当たり	62	91	108	111	111	110	110	109	107	106	100	95
洗濯機・ 衣類乾燥機	全量	—	—	—	—	—	—	—	—	847	1,370	2,523	3,399

年度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
エアコン	全量	1,726,110	1,576,865	1,504,769	1,621,862	1,835,415	2,225,519	2,345,669	2,505,146	2,380,093	2,542,214	2,492,775	2,583,901
	1台当たり	634	640	645	649	652	650	656	656	671	678	676	667
冷蔵庫・冷凍庫	全量	292,057	247,927	210,076	194,739	182,580	187,635	178,381	161,154	141,505	131,739	111,657	95,174
	1台当たり	91	83	75	69	62	56	50	44	39	37	33	30
洗濯機・衣類乾燥機	全量	6,756	11,815	14,654	20,235	24,619	28,234	34,634	38,298	39,937	39,448	40,045	37,755

2024 年度冷媒フロン類の回収重量、出荷重量、再生または再利用した重量、破壊重量^{(1) (2)}

(単位: kg)

	エアコン	R22	R410A	R32	その他	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
冷媒フロン類の回収重量	2,583,901	479,039	1,817,758	286,987	117	95,174	37,755
冷媒フロン類の破壊等委託先に出荷した重量	2,559,315	474,777	1,801,146	283,285	107	93,824	36,362
冷媒フロン類の再生または再利用した重量	2,381,374	428,703	1,716,912	235,759	0	61,174	33,432
冷媒フロン類の破壊重量	157,186	43,551	69,222	44,307	106	32,426	2,711

(注) (1) 小数点以下切捨てのため、合計が一致しないことがあります。

(2) 重量の差はタイムラグによるものです。

断熱材に含まれる液化回収したフロン類の回収重量、委託先出荷重量、破壊重量^{(1) (2)}

(単位: kg)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
断熱材フロン類の回収重量	625,490	607,753	592,511	574,535	556,754	543,502	577,217	433,566	405,387	432,354	392,367
断熱材フロン類の破壊委託先に出荷した重量	620,103	603,372	588,924	569,773	552,695	533,745	574,258	427,232	399,295	426,510	387,986
断熱材フロン類の破壊重量	616,176	605,365	589,832	562,020	554,472	514,701	562,607	421,381	397,447	420,404	386,262

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
断熱材フロン類の回収重量	333,840	303,853	280,385	286,091	282,093	277,045	244,160	225,685	192,941	164,290
断熱材フロン類の破壊委託先に出荷した重量	326,161	300,527	272,096	282,159	277,057	273,887	240,453	224,196	187,732	160,555
断熱材フロン類の破壊重量	325,779	301,349	265,852	277,689	278,075	269,974	240,608	219,399	186,293	159,293

券種別引取台数の推移⁽¹⁾

(単位: 千台)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
料金郵便局振込方式	487	641	737	767	767	786	734	747	904	976	953	791
料金販売店回収方式ほか	8,061	9,510	9,725	10,449	10,853	10,831	11,380	12,152	17,882	26,724	15,847	10,405
合計	8,549	10,150	10,462	11,216	11,620	11,616	12,114	12,899	18,786	27,700	16,800	11,196

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
料金郵便局振込方式	904	867	926	957	1,045	1,328	1,508	1,796	1,730	1,676	1,683	1,696
料金販売店回収方式ほか	11,829	9,994	9,951	10,240	10,841	12,233	13,264	14,223	13,531	13,277	12,765	12,887
合計	12,733	10,861	10,877	11,197	11,885	13,561	14,772	16,020	15,261	14,953	14,448	14,583

2024 年度の水銀・PCB を使用した製品の回収台数

対象物	対象部品	回収台数・回収量	引取台数	引取台数比
水銀	エアコン水銀部品	16,051 台	3,961 千台	0.41%
	冷蔵庫・冷凍庫水銀部品	16,987 台	3,228 千台	0.53%
	液晶バックライト用蛍光管	256,191 Kg	3,153 千台	—
PCB	ブラウン管テレビ	1,233 台	462 千台	0.27%
	エアコン	13 台	3,961 千台	0.0003%

(注) (1) 小数点以下切捨てのため、合計が一致しないことがあります。

(2) 重量の差はタイムラグによるものです。

2 家電リサイクル用語解説集

ここでは、家電リサイクル関連用語について解説しています。用語は50音順に掲載しています。各項の【 】内は本書内での関連する主なページです。

あ～お

●一次物流業者

廃家電4品目を小売業者から指定引取場所まで運搬する業務のことを「一次物流」（通称：1L）といい、それを行う業者のことです。なお指定引取場所から家電リサイクルプラントまでの運搬業務のことを「二次物流」といいます。

●一般廃棄物

家庭等から排出される、通常、ごみといわれる廃棄物のことです。廃棄物処理法では廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に大別しており、廃棄物のうちで産業廃棄物以外のものを一般廃棄物としています。略称は「一廃」。なお一般廃棄物は市区町村に処理責任があります（⇒「廃棄物」「産業廃棄物」の項もご参照ください）。

【p.2】

いっぴんいちよう

●一品一葉管理

1枚の伝票に1品のみを記載することで、現品と伝票が連動して移動するため、伝票を確認することで現品の受渡し等が確実に行われていることを管理できるようにするための仕組みです。

【p.10】

●異物

家電リサイクルにおける異物とは、廃家電の中に残された家電リサイクル対象外のものを指します。例えば廃洗濯機内に残された衣類や、廃冷蔵庫内に残された食品などがこれに当たります。廃家電に異物があると、家電リサイクルプラントでのリサイクル時の障害になりますので、指定引取場所では引取り時に念入りに確認しています。

【p.22】

うずでんりゅう

●渦電流選別

銅やアルミなどの磁石に反応しない金属（非磁性金属）は、磁石のそばを通過すると、内部に磁石の磁力と反発する渦状の電流（渦電流）が発生します。この反発する力を利用して、銅やアルミとそれ以外のもの（プラスチック等）を選別する方法です。

【p.29～32】



●送り状

指定引取場所から廃家電4品目を家電リサイクルプラントに出荷するときに発行されるもので、出荷する荷物の内容や運搬するトラックの車両番号などの情報が記載されています。家電リサイクルプラントで受領印が押されたものが指定引取場所に戻ることで、適正に運搬されたことが確認できます。

【p.23】

●お問合せ管理票番号

家電リサイクル券に記載された13桁の番号で、排出者はこの番号を使って家電リサイクル券センター（RKC）のホームページやフリーダイヤルで小売業者に引渡した廃家電4品目が適正に製造業者等に引渡されたかを確認することができます。

【p.10】

お問合せ管理番号

1124-00000000-0

か〜こ

●カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの発生量を抑制するとともに、森林による温室効果ガスの吸収量と均衡させることにより、温室効果ガスの発生量を実質ゼロにしようとする取組のことで、二酸化炭素（カーボン：carbon）の発生量を中立（ニュートラル：neutral）させることからカーボンニュートラルといいます。

●拡大生産者責任（EPR）

生産者が、その生産した製品が使用されて廃棄された後においても、その製品の適正なリユース、リサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方です（EPRはExtended Producer Responsibilityの略）。具体的には生産者が製品設計において環境に対する配慮を取り込むことや、生産者が自ら廃棄物の引取りやリサイクルを行うことなどが挙げられます。

がっほん

●合本

家電リサイクル券センター（RKC）が毎年発行する、家電リサイクル券システムの運用マニュアルやリサイクル料金一覧表などの発行物一式の総称です。

●家電4品目

「特定家庭用機器」の項をご参照ください。

●家電リサイクル券

家電リサイクル券システムで使用されるもので、正式名称は「特定家庭用機器廃棄物管理票」といいます。小売業者等に引き取られた廃家電4品目が製造業者等に確実に引き渡されたかを確認できるように家電リサイクル法で定められた管理票の機能と、リサイクル料金の製造業者等への円滑な支払いを行う機能を併せ持っており、あらかじめ印字された「お問合せ管理票番号」により製造業者等への引渡し確認が行えます。【p.10】

●家電リサイクル券システム

廃家電4品目の排出者からの引取りと製造業者等への引渡しを確実にし、その状況を管理・監視するための仕組みが家電リサイクル券を使用した家電リサイクル券システムです。主な家電リサイクル券システムとしては、小売業者等が取り扱う「料金販売店回収方式」と排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う「料金郵便局振込方式」、および2021年度から導入された、全国に収集・運搬網を持つ管理統括業者が扱う「料金管理統括業者回収方式」があります。【p.10】

●家電リサイクル券センター（RKC）

家電リサイクル券システムの運用・管理のために家電製品協会内に設けられた組織の名称（略称：RKC）です。【p.10】

●家電リサイクルプラント

製造業者等が、家電リサイクル法で規定された再商品化等実施義務（引き取った廃家電4品目のリサイクルを実施する義務）を果たすことを目的に設置した、廃家電4品目のリサイクルを行う施設で、再商品化施設ともいいます（通称RP。RPはRecycle Plantの略）。2025年6月現在、全国に46カ所あります。【p.9】

●家電リサイクル法

家庭や事業所から排出される廃家電4品目の減量と再生資源の十分な利用を通じて、廃家電4品目の適正な処理と資源の有効利用を図ることにより、生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、廃家電4品目をリサイクルする仕組みを規定した法律です。正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、1998年6月に公布され、2001年4月に施行されました。【p.1〜2】

●カレット

カレットとは、ガラス製品をリサイクルする際に破碎した状態のガラスくずのことです。再生ガラスのほか路盤材や道路舗装材などの用途があります。

●環境基本法

環境の保全についての基本理念と施策の基本となる事項を定めた法律です。国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進、および環境基本計画や環境基準の策定などを規定しており、1993年11月に公布され、1994年8月に完全施行されました。【p.1】

●環境配慮設計（DfE）

生産、流通、使用、廃棄・再資源化など、製品のライフサイクルを通じての環境負荷低減を目的に、資源の有効利用や省エネルギーへの取組などを考慮した製品設計・企画を行うことです（DfEはDesign for Environmentの略）。【p.37〜44】

●環境負荷

人が環境に与える負担のことで、環境基本法では「人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるもの」とされています。【p.1、p.37】

●管理票制度

家電リサイクル法で定められている制度で、管理票を流通させることで、小売業者に引き取られた廃家電4品目が製造業者等に確実に引き渡されたかを確認できるように設けられた仕組みです。製造業者等や小売業者には管理票の保存義務があり、不適正な処理が行われた場合でも追跡確認ができるようになっています。排出者は小売業者に引渡した廃家電4品目が、製造業者に適正に引き渡されたかを確認するために小売業者に管理票の閲覧を求めることができ、小売業者はこれに必ず応じなければなりません。家電リサイクル券はこの管理票の機能を併せ持っています。【p.10】

●義務外品

「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電4品目」の項をご参照ください。

●グリーン券（11番券）

小売業者等が取り扱う「料金販売店回収方式」で使用される家電リサイクル券の通称です。印刷色が緑色のため、グリーン券と呼ばれています。【p.12】

●ケミカルリサイクル

廃棄物を化学的に処理することで原料に戻してからリサイクルすることです。廃プラスチックを分解して油に戻す「油化」やガスに戻す「ガス化」などがあります。

●（家電リサイクル券の）交付と回付

一般的には交付とは一定の手続きに関して書類などを発行することで、回付とは交付された書類などをほかに回し届けることです。家電リサイクル券の場合は、例えば小売業者が排出者から廃家電4品目を引き取る際に排出者に発券した家電リサイクル券の排出者控を渡すこと、および小売業者が指定引取場所での引き取った廃家電4品目を引き渡す際に家電リサイクル券の小売業者回付片と指定引取場所控を製造業者等に渡すことが「交付」、その交付を受けた製造業者等が小売業者回付片に受領印を押して小売業者に返却することが「回付」となります。【p. 5～6】

●合同会合

合同会合とは複数の主催元が合同で行う会議のことで、家電リサイクルに関しては、経済産業省所管の産業構造審議会と環境省所管の中央環境審議会が合同で行う会議を指します。【p.13～14】

●小売業者

家電リサイクル法での小売業者とは家電4品目を最終消費者に販売（小売）する者をいい、家電4品目を販売する者に販売する、いわゆる卸売販売をする者は含まれません。販売の方法は店頭での販売だけでなく、インターネット販売や通信販売も含まれます。また家電リサイクル法では中古品も対象としていますので、リサイクルショップなど中古品の小売を行う販売業者も含まれます。【p. 5～6】

●小売業者に引取義務が課せられていない廃家電4品目

家電リサイクル法では、小売業者に自らが過去に販売した家電4品目と、買換えの際に排出者から引取りを求められた家電4品目を引き取る義務が課せられていますが、それ以外の家電4品目には引取りの義務はありません。例えば買換えではなく、廃棄のみを行う場合で、引越しをして購入した小売業者が遠隔地にある場合、購入した小売業者が廃棄している場合、譲り受けたり贈与したもので購入した小売業者が不明な場合などがこれに当たります。なお、このような家電4品目のうち、家庭から排出されるものについては市区町村が回収を行うことになります。小売業者に引取りの義務がないことから、正式な呼称ではありませんが、「義務外品」とも呼ばれます。【p. 5】

●混合プラスチック

家電4品目に使用されているプラスチックには、ポリプロピレン（PP）、ポリスチレン（PS）、アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン（ABS）などの種類があります。混合プラスチックとは複数の種類のプラスチックが混ざり合った状態のものをいいます。【p.19】

●コンテナ（インナーコンテナ）

廃家電4品目の指定引取場所での保管や、指定引取場所から家電リサイクルプラントへの運搬の際に使用される家電リサイクル専用のコンテナで、インナーコンテナともいいます。二段に積み重ねての使用や、使用しないときには折り畳んでおくことができます。またA・Bグループで扉の仕様が異なります（Aグループはバー掛け方式、Bグループは観音開き方式）。【p.23】



Aグループ



Bグループ

さ〜そ

● サークュラーエコノミー

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行な経済活動を見直し、資源の投入量や消費量を抑えつつ、廃棄された製品や原材料などをリサイクルや再利用によって資源として活用する経済活動のことで、資源を循環させることからサーキュラーエコノミー（Circular Economy）、日本語訳では「循環型経済」といいます。

● 災害救助法

災害発生時に国が地方公共団体や日本赤十字社、その他の団体および国民の協力の下に応急的に必要な救助を行い、被災者の保護や社会の秩序を維持することを目的とする法律で、1947年に施行されました。【p.65】

● 再資源化

再商品化等（狭義での再商品化および熱回収）に加え、廃家電4品目から分離した部品や材料、およびそれらを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用する者に逆有償（譲渡する側が費用を支払って引き取ってもらう）にて譲渡できる状態にすることを総称して再資源化といいます（⇒「再商品化」「再商品化等」「熱回収」の項もご参照ください）。

● 最終処分場

廃棄物のうち、リユースやリサイクルを行うことが困難なものを埋立処分するための施設です。廃棄物処理法で定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、廃棄物は同法に定められた廃棄物区分に従って埋立処分されます。【p.52】

● 最終処分量

最終処分場における年間の埋立処分量です。【p.52】

● 再商品化

廃家電4品目をリサイクルすることを再商品化といいます。狭義では、廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを自ら製品の部品または原材料として利用すること、または製品の部品または原材料として利用する者に有償または無償で譲渡できる状態にすることを再商品化（マテリアルリサイクル）と規定しています（⇒「再商品化等」の項をご参照ください）。【p. 3】

● 再商品化施設

「家電リサイクルプラント」の項をご参照ください。

● 再商品化重量

廃家電4品目から分離された部品および材料のうち、再商品化（マテリアルリサイクル）されたものの重量です。【p.18】

● 再商品化等

廃家電4品目をリサイクルすることを再商品化といいますが、狭義での再商品化（マテリアルリサイクル）と熱回収（サーマルリサイクル）を合わせて「再商品化等」と規定しています（⇒「再商品化」「熱回収」の項もご参照ください）。【p. 3】

● 再商品化等基準

家電リサイクル法で、家電4品目の品目ごとに定められた再商品化率の基準値で、年度単位で達成することが求められています。再商品化等となっていますが、再商品化率には熱回収（サーマルリサイクル）は含まれませんので、再商品化（マテリアルリサイクル）のみで達成する必要があります。現在の各品目の再商品化等基準は、エアコンが80%以上、ブラウン管式テレビが55%以上、液晶・有機EL・プラズマ式テレビが74%以上、冷蔵庫・冷凍庫が70%以上、洗濯機・衣類乾燥機が82%以上です。【p. 3】

● 再商品化等実施義務

家電リサイクル法において、製造業者等の役割として課せられた義務のことです。製造業者等は引き取った廃家電4品目を遅滞なく再商品化等を行わなければなりません。またエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に使用されているフロン回収・再利用・破壊を行うことも義務付けられています。なお再商品化等に当たっては、再商品化等基準を満たす必要があります。【p. 5】

● 再商品化等処理重量

製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の重量です。【p.18】

● 再商品化等処理台数

製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の台数です。【p.17】

● 再商品化率

製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の重量のうち、再商品化（マテリアルリサイクル）されたものの重量の割合です。算式で表すと次のようになります。【p.18】

$$\text{再商品化率（％）} = \frac{\text{再商品化重量}}{\text{再商品化等処理重量}}$$

●再生資源

廃棄物のうち再生利用が可能なもので、資源有効利用促進法では「使用済の物品または工場などから発生する副産物（廃棄物）のうち、原材料として利用できるもの」とされています。【p.19】

●産業廃棄物

廃棄物処理法では廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に大別しており、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた 20 種類^{*}と輸入された廃棄物を産業廃棄物としています。略称は「産廃^{さんぱい}」。なお産業廃棄物は排出事業者^{*}に処理責任があります（⇒「廃棄物」「一般廃棄物」の項もご参照ください）。

※あらゆる事業活動に伴うもの 12 種類（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん）と排出する業種等が限定されるものの 7 種（紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体）、および上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないものを加えた 20 種類。

【p. 2】

●残余容量

現存する最終処分場において、今後埋立てが可能な量のことです。【p.52】

●残余年数

現存する最終処分場が満杯になるまでの残り期間（年）のことです。残余容量の総量に対する当該年度の最終処分量から推計したもので、算式で表すと次のようになります。【p.52】

$$\text{残余年数（年）} = \frac{\text{当該年度末の残余容量（m}^3\text{）}}{\text{当該年度の最終処分量（t）} \div \text{埋立ごみ比重}}$$

※埋立ごみ比重は 0.8163 とします。

●残留性有機汚染物質（POPs）

残留性有機汚染物質とは、環境中で解性されにくく、生物の体内に蓄積しやすく、長距離を移動し、有害（健康・生態系）な影響を及ぼす恐れがある物質のことです。例えば、PCB（ポリ塩化ビフェニル）やダイオキシン類といった化学物質があります。

（POPs は Persistent Organic Pollutants の略）

●資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、循環型社会の形成のために 3R の取組を総合的に推進するための法律です。3R の取組が必要な業種や品目を指定し、製品の製造段階における 3R 対策、設計段階における 3R の配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。2000 年 6 月に公布され、2001 年 4 月に施行されました。【p. 1～2】

●自治体用券（13 番券）

自治体が災害や不法投棄で発生した廃家電 4 品目を製造業者等に引き渡す際に使用する専用の家電リサイクル券です。料金は指定銀行口座への後納方式になっており、また 1 枚の券に 6 台まで記入できるようになっているため、あらかじめ準備しておくことで急な災害発生時にも速やかに製造業者等に引き渡すことができます。対象となる自治体は、都道府県、市区町村、地域の各種管理組合等です。

●指定引取場所

製造業者等が小売業者から廃家電 4 品目を引き取る場所のことで、家電リサイクル法で製造業者等に設置が義務付けられています（通称 SY。SY は Stock Yard（ストック・ヤード）の略）。指定引取場所では、小売業者から持ち込まれた廃家電 4 品目の引取りや保管、家電リサイクルプラントへの運搬手配、家電リサイクル券センター（RKC）への引取データの送信などの業務を行っています。2025 年 6 月現在、全国に 319 カ所が設置されています。【p. 8、p.21～28】

●指定法人

家電リサイクル法では製造業者等に廃家電 4 品目のリサイクルを行うことが義務付けられていますが、中小の事業者では自らリサイクルを行うことが困難であり、また製造業者等が倒産したり事業を撤退している場合はリサイクルを行う者がいなくなります。そのため、このような場合の対応として、家電リサイクル法では指定法人を設置することが規定されています。指定法人は中小事業者からの委託を受けてリサイクルを行うこと、および現存しない、あるいは事業撤退した製造業者等に代わってリサイクルを行うことのほか、家電リサイクルに関する調査や普及啓発を行うことが主な業務です。現在、家電製品協会が家電リサイクル法の指定法人に指定されています。【p.10】

● 収運業者用券（17 番券）

インターネット販売業者等が全国対応で収集・運搬業務が可能な事業者と契約し、その事業者が管理統括業者としてリサイクル券の発行等を取り扱う「料金管理統括業者回収方式」で使用される家電リサイクル券の通称です。印刷色が黄色のため、イエロー券とも呼ばれます。【p.12】

● 収集・運搬料金

小売業者が排出者から廃家電 4 品目を引取り（収集）、指定引取場所まで運ぶ（運搬）ための費用です。金額は小売業者が設定し、排出者はリサイクル料金とともに小売業者に支払います。なお金額の設定に当たっては、家電リサイクル法で収集・運搬を効率良く行った場合に必要の費用の原価を考慮して定めること、かつ排出者の適正な排出を妨げることのないよう配慮することが求められています。【p. 5～6】

● 主務大臣

各行政事務を管轄する各省の大臣のことで、家電リサイクル法については経済産業大臣と環境大臣になります。【p.10】

● シュレッダーダスト

廃棄された家電や自動車などの工業製品を工業用シュレッダーで粉砕し、再利用可能な鉄などを回収した後に残る、ガラス・ゴム・プラスチックなどの破片の混合物です。廃棄物処理法では、「自動車等破砕物」と呼ばれています。

● 循環型社会（システム）

限りある資源を効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことで、循環型社会形成推進基本法では「製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源（資源として再利用できる廃棄物）となった場合は、循環的な利用や適正な処分が行われることで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」とされています。【p. 1～2】

● 循環型社会形成推進基本法

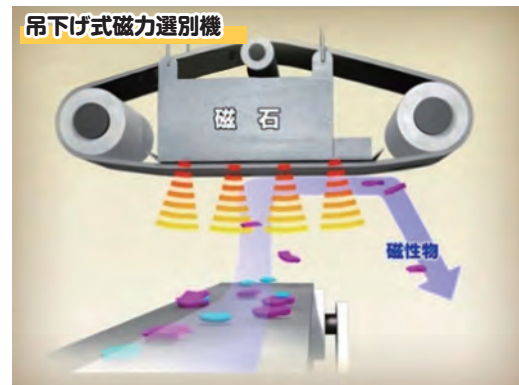
循環型社会の実現に向けた基本的枠組みを示し、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律で、2000 年 6 月に公布され、2001 年 1 月に施行されました。【p. 1～2】

● 情物一致管理

在庫管理において、在庫情報と実在庫が一致するようにする仕組みのことです。【p.10】

● 磁力選別

鉄が磁石に引き付けられる性質を利用して、鉄とそれ以外のものを選別する方法です。【p.29～32】



● 製造業者等

家電リサイクル法での「製造業者等」には、家電 4 品目を製造する者（いわゆるメーカー）だけでなく、家電 4 品目の輸入業者も含めます。また製造または輸入を他の者に委託（いわゆる OEM）する場合も含まれます。家電リサイクル法では製造業者等に過去に製造等をした家電 4 品目をリサイクルする義務が課せられていますが、事業を撤退した場合には製造業者等には当たらず、リサイクルする義務はありません。一方、他の法人がその撤退した事業の譲渡を受けた場合は、譲渡を受けた法人が製造業者となり、リサイクルの義務が生じます。【p. 5～6】

● 製品アセスメント

環境負荷の少ない製品の提供を目的に、製品の開発・設計段階からその製品の環境負荷をあらかじめ評価することで、より環境に優しいものづくりを行う手法のことです。【p.37～38】

● 是正処理

指定引取場所において小売業者から廃家電 4 品目を引き取る際、受け取った家電リサイクル券の記載内容と持ち込まれた廃家電 4 品目の現物を照合し、家電 4 品目の品目やメーカー名、大小区分が異なっていた場合に、家電リサイクル券の記載内容を正しい内容に修正する作業のことです。【p.22】

● ゼロエミッション

企業活動や人間の生活から排出される廃棄物を、リサイクル等の活動によって限りなくゼロに近づけることを意味しています。また温室効果ガス（CO₂）の排出ゼロに向けた取組を指すこともあります。

●その他有価物

有価物とは有償で売却が可能なもののことです。その他有価物とは、廃家電4品目をリサイクルすることで得られる有価物のうち、鉄や銅、アルミなどの金属類、およびブラウン管テレビのガラスを除いたもので、主にプラスチックです。【p.19】

た〜と

●大小区分

家電4品目のうち、テレビ（ブラウン管式および液晶・有機EL・プラズマ式）と冷蔵庫・冷凍庫は一定の大きさより大きい小さいかで区分され、それぞれでリサイクル料金が設定されています。ブラウン管式テレビは画面サイズの15型以下が小区分、16型以上が大区分、液晶・有機EL・プラズマ式テレビでは画面サイズの15V型以下が小区分、16V型以上が大区分、冷蔵庫・冷凍庫は全定格内容積の170リットル以下が小区分、171リットル以上が大区分になります。【p.22】

●断熱材フロン

冷蔵庫や冷凍庫の断熱材として使用されているウレタンに含まれるフロン類のことで、以前はウレタンの発泡や成形に使用されていましたが、2003年末には全廃され、以降に生産された冷蔵庫・冷凍庫の断熱材には使用されていません。【p.20、p.33～34】

●手分解、手解体

家電リサイクルプラントでのリサイクル処理の工程で、最初に行う手作業による解体・分別作業のことで。【p.29～32】

●特定家庭用機器

家電製品を中心とする家庭用機器のうち、次の4つの要件を満たすものとして政令で指定されたものをいいます。現在、家電リサイクル法の対象機器としては、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が指定されており、総称して「家電4品目」と表現されています。

- ①市区町村等では設備的、技術的にリサイクルが困難なもの
- ②リサイクルによって得られる資源価値が高いもののうち、リサイクルをする際に経済的な制約が少ないもの
- ③製造業者等での製品設計や部品・原材料の選択がリサイクルに重要な影響があるもの
- ④小売業者による配達が一般的なもの

●特定家庭用機器再商品化法

家電リサイクル法の正式名称です（⇒「家電リサイクル法」の項をご参照ください）。

●特定家庭用機器廃棄物管理票

家電リサイクル券の正式名称です（⇒「家電リサイクル券」の項をご参照ください）。

な〜の

●二次物流業者

廃家電4品目を指定引取場所から家電リサイクルプラントまで運搬する業務を「二次物流」といい（通称：2L）、それを行う業者のことです。なお小売業者から指定引取場所までの運搬業務のことを「一次物流」といいます。【p.21】

●熱回収（サーマルリサイクル）

廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを焼却する際に発生する熱エネルギーを自ら利用すること、または利用しようとする者に有償または無償で譲渡できる状態にすることです。【p.3】

は〜ほ

●廃家電4品目

家電4品目の廃棄物のことです。家電4品目については「特定家庭用機器」の項をご参照ください。

●廃棄物

廃棄物処理法における廃棄物とは不要になって廃棄の対象となったもの、もしくはすでに廃棄されたもので、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの」と定義しています。

●廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で、廃棄物の排出抑制、適正な処理（運搬、処分、再生等）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などが規定されています。1970年12月に公布され、1971年9月に施行されました。【p.1】

●排出者

廃家電4品目をリサイクルするため、リサイクル料金および収集・運搬料金を支払って小売業者に引き渡す一般消費者および事業者を指します。【p. 5～6】

●バランスリング

洗濯機の脱水時等の振動防止のため、洗濯槽の上部に取り付けられたリング状の部品のことで、中には塩水が入っています。【p.32】

●ハンディターミナル（HT）

ハンディターミナルとは、データ収集用のモバイル情報端末のことで、機器にバーコードリーダーが搭載されています（HTはHandy Terminalの略）。商品についたバーコードの読み取り、数量などの入力、情報の画面表示、データの送受信機能などがあり、物流業界や製造業などの在庫管理や入出荷業務といったさまざまな現場で使用されています。

●引取義務

家電リサイクル法において小売業者および製造業者等に課せられた義務のことです。小売業者については、自らが過去に販売した家電4品目の引取りを求められたとき、および家電4品目の販売に際し、買換えのため排出者から同じ品目の家電4品目の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、必ず引き取ることが義務付けられています。また製造業者等については、自らが過去に製造・輸入した家電4品目（他の法人から事業を承継した場合は当該法人が過去に製造・輸入した家電4品目を含む）の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、必ず引き取ることが義務付けられています。【p. 5～6】

●引渡義務

家電リサイクル法において小売業者に課せられた義務のことです。小売業者は引き取った廃家電4品目を自ら再使用（リユース）する場合、または再使用および販売しようとする者に有償または無償で譲渡する場合を除き、製造業者等または指定法人に引き渡すことが義務付けられています。【p. 5～6】

●バーゼル法

正式名称は「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」で、バーゼル条約の履行のための国内担保法です。有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬および処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護および生活環境の保全に資することを目的としています。1992年12月に制定され、1993年12月に施行されました。

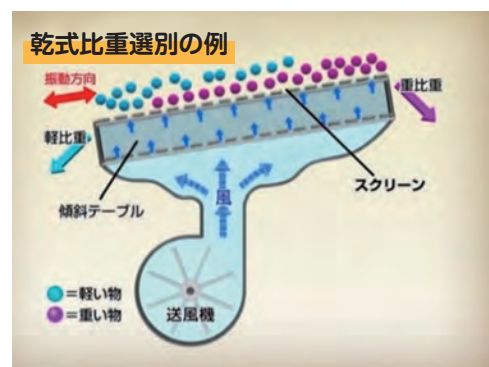
●バーゼル条約

正式名称は「有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約」で、有害廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組みおよび手続等を規定した国際条約です。有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分に伴って生ずる人の健康または環境に係る被害を防止することを目的としています。1989年3月にスイスのバーゼルにおいて採択され、1992年5月に発効されました。日本は1993年にバーゼル条約に加盟しています。

●比重選別

家電リサイクルプラントでの処理工程で、破砕機での破砕後の金属片、銅線、プラスチックなどの混合物から、素材ごとの重さの違いを利用して、金属片、銅線、混合または単一素材のプラスチックを選別する方法。水中での浮き沈みで選別する方法（浮沈選別）や振動と気流で選別する方法（乾式比重選別）などがあります。

【p.29～32】



●非鉄・鉄等混合物

鉄および鉄以外の金属が混じり合った状態のままで、有償で売却が可能なものです。【p.18～19】

●品目区分

家電リサイクル券における家電4品目の区分（エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・有機EL・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）をいいます。

●不法投棄未然防止事業協力

不法投棄される廃家電 4 品目の削減を目的として、廃家電 4 品目の不法投棄未然防止事業に積極的に取り組む自治体を対象に、その費用の一定割合を製造業者等が助成する制度のことで、家電製品協会が製造業者等の委託を受けて実施しています。助成の対象となる不法投棄未然防止事業としては、監視カメラの設置、警告看板の設置、監視パトロールの実施などが対象になります。【p.62～64】

●ファンネルガラス

ブラウン管テレビに使われているブラウン管背面の漏斗状のガラスのことです。このガラスには鉛が含まれています。【p.30】



●プラスチック資源循環法

正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で、プラスチックの資源循環を促進し、プラスチックごみを減らすことで持続可能な社会を実現することを目的とした法律です。プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理というライフサイクル全体において関わりのある事業者、自治体、消費者の連携による資源循環に向けた取組が求められています。2021 年 6 月に公布され、2022 年 4 月に施行されました。【p. 1】

●フロン回収・管理

フロンが温室効果ガスとして地球温暖化を招くとして、家電リサイクル法において製造業者等は再商品化等を行う際にエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に使用されているフロンの回収・再利用・破壊を行うことが義務付けられています。エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機からは冷媒フロンを、冷蔵庫・冷凍庫からは断熱材フロンを回収しています。ボンベやドラム缶に回収したフロンは、24 時間監視の保管庫で漏れの無いよう厳重な管理を行った後、適正に処理しています。【p.20、p.33～34】

●ペレット

ペレットとは、粒状の形をしたプラスチックのことです。フィルムや成形品の原料となるものです。ポリプロピレン、ポリスチレンなどの製品の原料となります。

●ポンプダウン

エアコンの排出の際、取外し時に室内外機や接続配管中の冷媒フロンが大気中に排出されないよう、室内機と接続配管内の冷媒フロンを全て室外機側に回収する作業のことです。

ま～も

●ミックスメタル

一般的には鉄を除く銅・アルミ・ステンレス・真ちゅう・電線・基板などが混在した金属片のことです。家電リサイクルプラントでは、それらの中から銅やアルミも可能な限り単一素材としての回収に取り組んでいます。【p.29～32】

●持込者

指定引取場所へ廃家電 4 品目を持ち込む小売業者等を指します。【p.21～22】

や～よ

●有価物

有償で売却が可能なもののことです。【p.18～19】

●郵便局券 (00 番券)

排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う「料金郵便局振込方式」で使用される家電リサイクル券の通称です。【p.12】

ら～ろ

●ライフサイクルアセスメント (LCA)

ライフサイクルアセスメントとは、製品の全過程（資源採取から原材料調達、製品生産、流通、消費・使用、さらに廃棄・リサイクル）における環境負荷を定量的に評価する手法です。（LCA は Life Cycle Assessment の略）【p.42】

●リサイクル

廃棄物を回収し、製品の部品や原材料として再び用いる（再生利用する）ことで、「循環型社会形成推進基本法」では、「循環資源の全部または一部を原材料として利用すること」とされています。【p. 1～2】

●リサイクル率

「再商品化率」の項をご参照ください。

● リサイクル料金

製造業者等が廃家電 4 品目のリサイクル処理等に係る費用として排出者に支払いを求める料金です。リサイクル料金には、廃家電 4 品目のリサイクル処理（解体・破碎・選別・フロン回収等）に要する費用のほか、指定引取場所から家電リサイクルプラントまでの運搬費用、指定引取場所の維持・運営費用、家電リサイクル券システムの運営全般に係る費用などが含まれます。金額は製造業者等ごとに品目別に設定され、公表されており、小売業者の店頭や郵便局のほか、家電リサイクル券センター（RKC）のホームページで確認できます。【p.51】

● リデュース

廃棄物の発生を抑制することで、製品の長寿命化や製品に使用される材料の省資源化、小型化、軽量化などにより、排出される廃棄物の量を削減する行為がこれに当たります。【p. 1】

● 離島対策事業協力

離島では廃家電 4 品目を排出する際、指定引取場所までの運搬に海上輸送を伴うために収集・運搬料金が高額になり、排出者の負担が大きくなることから、その費用軽減に積極的に取り組む自治体を対象に、合理的に算出された 1 台当たりの海上輸送費用の原則全額を製造業者等が助成する制度のことで、家電製品協会が製造業者等の委託を受けて実施しています。助成の対象となる海上輸送事業としては、自治体が自ら、または委託して海上輸送を行う場合、および海上輸送を行う業者に補助金を交付することで費用の軽減を図る場合が対象になります。【p.62～63】

● リファンド

郵便局券を使用して振り込んだリサイクル料金の返金手続きのことです。返金が必要になった場合は、家電リサイクル券センター（RKC）に連絡すれば返金を受けることができます。

● リユース

使用済みの製品やその部品を繰り返し使用（再使用）することです。家電リサイクル法では小売業者には引き取った廃家電 4 品目を製造業者等に引き渡す義務（引渡義務）がありますが、自らリユースする場合、もしくはリユースまたは販売しようとする者に有償または無償で譲渡する場合は、引渡義務の対象外とすることが認められています。【p. 1】

● 料金管理統括業者回収方式

家電リサイクル券システムの 1 方式で、インターネット販売事業者等、家電 4 品目の販売エリアが広域にわたる事業者が全国に輸送網を持つ収集・運搬業者と契約し、その収集・運搬業者が管理統括業者として家電販売事業者に代わって家電リサイクル券の発行、収集・運搬を行う方式です。排出者はこの方式の家電リサイクル券（通称「収運業者用券」または「イエロー券」）の発券が可能な管理統括業者に廃家電 4 品目を引渡し、併せて管理統括業者にリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券の控えを受け取ります。【p.10～12】

● 料金区分

家電リサイクル券におけるテレビ（ブラウン管式および液晶・有機 EL・プラズマ式）と冷蔵庫・冷凍庫の大小違いによる料金の区分のことです。

● 料金販売店回収方式

家電リサイクル券システムの 1 方式で、排出者がリサイクル料金を、小売業者を経由して製造業者等に支払う方式です。排出者はこの方式の家電リサイクル券（通称「グリーン券」）の発券が可能な小売業者に廃家電 4 品目を引渡し、併せて小売業者にリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券の控えを受け取ります。小売業者は家電リサイクル券センター（RKC）からの請求によりリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券センター（RKC）は回収したリサイクル料金を各製造業者等に支払います。【p.10～12】

● 料金郵便局振込方式

家電リサイクル券システムの 1 方式で、排出者が郵便局でリサイクル料金を直接製造業者等に支払う方式です。排出者は郵便局備え付けの家電リサイクル券（通称「郵便局券」）で家電リサイクル券センター（RKC）にリサイクル料金を振り込み、振込み済みの家電リサイクル券と一緒に廃家電 4 品目を指定引取場所か小売業者（「料金販売店回収方式」を扱っていない小売業者）に引渡します。振り込まれたリサイクル料金は家電リサイクル券センター（RKC）から各製造業者等に支払われます。【p.10～12】

● 冷媒フロン

エアコンや冷蔵庫・冷凍庫などの冷媒（熱を移動させるためのガス）として使用されるフロン類のことです。【p.20、p.33～34】

A～Z

● Aグループ、Bグループ

家電リサイクル法の施行に当たり、製造業者等がそれぞれで指定引取場所や家電リサイクルプラントを全国に設置するのは多額の投資が必要になり、また排出者や小売業者からの引取りの面でも効率的でないことから、全ての製造業者等をA・B2つのグループに集約して全国を運営することになりました。それぞれのグループに属する製造業者等はp. 7の図表I-6のとおりです。全国の指定引取場所では、持込者の利便性を考慮してA・Bどちらのグループの製品も引取りますが、Aグループの家電リサイクルプラントではAグループの製品だけを、Bグループの家電リサイクルプラントではBグループの製品だけをリサイクルしています。【p. 7】

● DfE（でいーえふいー）

「環境配慮設計」の項をご参照ください。

● EC（いーしー）事業者

ECはElectric Commerceの略で、「電子商取引」を意味します。EC事業者とはインターネット回線を利用した販売事業者や、インターネット上でショッピングサイトを運営するモール業者等のことです。

● EPR（いーぴーあーる）

「拡大生産者責任」の項をご参照ください。

● HT（えっちていー）

「ハンディターミナル」の項をご参照ください。

● LCA（えるしーえー）

「ライフサイクルアセスメント」の項をご参照ください。

● PCB（ピーシービー）

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略で、水に溶けにくい、沸点が高い、熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定な性質を持つことから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体などに使用されていましたが、毒性が明らかとなり現在は製造・輸入ともに禁止されています。【p. 70】

● POPs（ぽっぷす）

「残留性有機汚染物質」の項をご参照ください。

● RDF（あーるでいーえふ）

RDFはRefuse Derived Fuelの略で、家庭ごみなどの一般廃棄物を原料とした固形燃料です。

● RP（あーるぴー）

「家電リサイクルプラント」の項をご参照ください。

● RPF（あーるぴーえふ）

RPFはRefuse derived paper and plastics densified Fuelの略で、主に産業廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙および廃プラスチック類を原料とした商品位の固形燃料です。石炭やコークスなどの化石燃料の代替えとして使用されています。

● SY（えすわい）

「指定引取場所」の項をご参照ください。

0～9

● 00（ぜろぜろ）番券

「郵便局券」の項をご参照ください。

● 11（じゅういち）番券

「グリーン券」の項をご参照ください。

● 13（じゅうさん）番券

「自治体用券」の項をご参照ください。

● 17（じゅうなな）番券

「収運業者用券」の項をご参照ください。

● 1L（いちえる）

「一次物流業者」の項をご参照ください。

● 2L（にえる）

「二次物流業者」の項をご参照ください。

● 3R（すりーあーる）

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：廃棄物の再使用）、Recycle（リサイクル：廃棄物の再生利用）の頭文字の3つの「R」とった言葉で、循環型社会を形成していくための基本的な取組を示したキーワードです。【p. 1】

家電リサイクルに関するQ&Aは下記ホームページから閲覧することができます。

- 家電製品協会 よくある質問
<https://www.aeha-kadenrecycle.com/qanda/> 
- 経済産業省 家電リサイクル制度 FAQ
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/faq/faq.html 
- 経済産業省 家電リサイクル法 Q&A
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/case1/case1_04.html 
- 環境省 家電リサイクル法 Q&A
<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/faq.html> 

年次報告書作成ワーキンググループ メンバー

委員長	藤田 淳也	シャープ株式会社
副委員長	中澤 吉博	株式会社東芝
委員	松田 健央	株式会社東芝
	田代 篤司	株式会社富士通ゼネラル
	小島 厳	パナソニック株式会社
	田村香穂里	パナソニック株式会社
	濱本 哲	三菱電機株式会社
事務局	三善 徹	一般財団法人 家電製品協会
	柴田 健	一般財団法人 家電製品協会

家電リサイクル 年次報告書 2024 年（令和 6 年）度版〔第 24 期〕

発行日 2025 年 7 月

発 行 一般財団法人 家電製品協会

東京都千代田区霞が関三丁目 7 番 1 号 霞が関東急ビル 5 階

TEL : 03-6741-5600

<https://www.aeha.or.jp/>



本報告書記載の文章・写真等の無断転載および複写を禁じます。



一般財団法人 家電製品協会
Association for Electric Home Appliances

